

目 次

【基 礎 編】

I 役割と職務

1 民生委員・児童委員、主任児童委員とは	・ ・ ・ ・ ・	1
2 民生委員・児童委員の役割	・ ・ ・ ・ ・	2
(1) 民生委員として	・ ・ ・ ・ ・	2
(2) 児童委員、主任児童委員として	・ ・ ・ ・ ・	2
3 民生委員・児童委員の基本姿勢、基本的性格、活動の原則、活動の7つのはたらき	・ ・ ・ ・ ・	3
(1) 基本姿勢	・ ・ ・ ・ ・	3
(2) 基本的性格	・ ・ ・ ・ ・	3
(3) 活動の原則	・ ・ ・ ・ ・	3
(4) 活動の7つのはたらき	・ ・ ・ ・ ・	4
4 民生委員の職務	・ ・ ・ ・ ・	5
(1) 調査活動	・ ・ ・ ・ ・	5
(2) 相談支援活動	・ ・ ・ ・ ・	5
(3) 社会福祉関係者との連携	・ ・ ・ ・ ・	6
(4) 関係行政機関の業務に対する協力	・ ・ ・ ・ ・	6
ア 生活保護事務	・ ・ ・ ・ ・	7
イ 障害のある方の福祉事務	・ ・ ・ ・ ・	8
ウ 高齢者の福祉事務	・ ・ ・ ・ ・	9
エ 児童福祉事務	・ ・ ・ ・ ・	10
オ 児童虐待防止	・ ・ ・ ・ ・	10
カ 母子福祉事務	・ ・ ・ ・ ・	11
キ 女性保護事務	・ ・ ・ ・ ・	11
(5) 住民の福祉の増進を図るための活動	・ ・ ・ ・ ・	12
ア 権利擁護事業、成年後見制度、消費者被害防止における民生委員の役割	・ ・ ・ ・ ・	12
イ 地域福祉保健計画における民生委員の役割	・ ・ ・ ・ ・	13
ウ 災害時要援護者支援における民生委員の役割	・ ・ ・ ・ ・	13
5 児童委員の職務	・ ・ ・ ・ ・	15
(1) 職務	・ ・ ・ ・ ・	15
(2) 活動	・ ・ ・ ・ ・	15
(3) 主任児童委員	・ ・ ・ ・ ・	18
(4) 児童委員協議会	・ ・ ・ ・ ・	18

6 主任児童委員の活動	・ ・ ・ ・ ・	19
(1) 役割	・ ・ ・ ・ ・	19
(2) 活動	・ ・ ・ ・ ・	19
7 民生委員・児童委員と個人情報	・ ・ ・ ・ ・	21
(1) 個人情報保護法について	・ ・ ・ ・ ・	21
(2) 民生委員・児童委員活動と個人情報	・ ・ ・ ・ ・	22
(3) 横浜市の保有する民生委員・児童委員に関する個人情報の取扱い	・ ・ ・ ・ ・	24

Ⅱ 組織

1 民生委員児童委員協議会	・ ・ ・ ・ ・	25
(1) 構成	・ ・ ・ ・ ・	25
(2) 任務	・ ・ ・ ・ ・	25
(3) 運営	・ ・ ・ ・ ・	26
(4) 地区民児協会長の役割	・ ・ ・ ・ ・	26
(5) 横浜市民生委員児童委員協議会	・ ・ ・ ・ ・	26
(6) 全国民生委員児童委員連合会	・ ・ ・ ・ ・	26
(7) 社会福祉協議会との関係	・ ・ ・ ・ ・	27
2 横浜市社会福祉協議会のあらまし	・ ・ ・ ・ ・	28
(1) 社会福祉協議会とは	・ ・ ・ ・ ・	28
(2) 横浜市社会福祉協議会	・ ・ ・ ・ ・	28
(3) 区社会福祉協議会	・ ・ ・ ・ ・	29
(4) 地区社会福祉協議会	・ ・ ・ ・ ・	29

Ⅲ 研修・福利厚生等

1 研修事業	・ ・ ・ ・ ・	30
2 活動費	・ ・ ・ ・ ・	30
3 公務災害制度	・ ・ ・ ・ ・	30
4 互助事業	・ ・ ・ ・ ・	30
5 活動保険	・ ・ ・ ・ ・	30

【一口メモ】民生委員・児童委員、主任児童委員の委嘱までの流れ	・ ・ ・ ・ ・	31
--------------------------------	-----------	----

【実 務 編】

I 調査事務

1 民生委員・児童委員が行う調査事務	32
(1) 民生委員・児童委員が行う調査事務とは	32
(2) どんなときに取り扱うのか	33
(3) 取扱基準の方針	33
(4) 取り扱わないもの	33
(5) 取扱い上の留意点	34
(6) 調査書以外の様式で調査を依頼されたとき	34
調査事務の流れ	35
依頼書・調査書様式	36
資料1 行政協力活動としての調査事項（例示）	38
資料2 調査書を発行すべきでない主な事例	39
資料3 行政機関で発行できる主な証明	39
2 扶養控除、健康保険加入等に関する調査	40
(1) 収入がある方の扶養の事実の調査	40
(2) 退職した方の扶養の事実の調査	42
(3) 別居者の扶養の事実の調査	44
(4) 未就労家族の扶養の事実の調査	45
3 児童扶養手当申請に関する調査	47
(1) 「別居監護の事実」の調査	47
(2) 「養育の事実」の調査	47
(3) その他、児童扶養手当に関する申立書に係る調査	50
ア 住所要件に関する申立書	50
イ 事実婚解消申立書	51
ウ 母子で生活していることの申立書、父子で生活して いることの申立書	52
エ 戸籍及び住民票に記載のない児童の申立書	53
4 母子福祉申請に関する調査	54
5 国民年金等年金に関する調査	59
6 こんなケースどうしますか？	63

Ⅱ 福祉カード

1 福祉カードの目的	65
2 福祉カードの基本的考え方	65
(1) 作成基準	65
(2) 記録	65
(3) 整備 ー保管・引継ぎ・廃棄ー	66
3 その他 ー取扱いについての留意事項ー	66
4 福祉カードの記入上の注意	67
(1) 対象世帯等	67
(2) 対象者・世帯の状況	68
(3) 家族の状況（世帯構成）	68
(4) 世帯の福祉問題と対応	68
(5) 公的制度等サービスの利用状況	68
(6) 記録欄	68
(7) その他の欄	68
5 福祉カードの記入の流れ	73

Ⅲ 活動記録

	74
--	----

【資 料 編】

I 活動に関連する主な制度

1 生活保護法	75
(1) 生活保護制度の目的	75
(2) 生活保護制度の基本原則	75
(3) 生活保護制度の原則	75
(4) 生活保護の要否判定	76
(5) 扶助の種類	76
(6) 生活保護費の算定方法	77
(7) 保護の決定と保護担当の仕事	77
2 生活困窮者自立支援法	79
(1) 生活困窮者自立支援法の目的	79
(2) 生活困窮者自立支援制度が目指す目標	79
(3) 生活困窮者自立支援制度の概要	79
(4) 生活困窮者自立支援制度における相談支援の流れ	81
(5) 民生委員・児童委員活動との連携 (平成27年3月27日付厚生労働省通知)	82
3 障害者総合支援法	83
(1) 障害者総合支援法とは	83
(2) 障害者総合支援法の対象者	83
(3) 事業体系のしくみ	83
(4) 福祉サービスの概要	84
(5) 福祉サービスの支給決定手続き	85
(6) 利用者負担のしくみ	86
4 障害者虐待防止事業	88
(1) 障害者虐待防止法について	88
(2) 障害者虐待の防止等に対する各主体の責務等	89
(3) 横浜市の取組	89
5 介護保険制度	90
(1) 制度の概要	90
(2) 対象者	90
(3) 保険料	91
(4) サービスの利用の手続	91
(5) 利用できるサービス	92
(6) 介護保険サービスを利用する際の自己負担について	94

6 高齢者虐待防止事業	・ ・ ・ ・ ・	95
(1) 高齢者虐待防止法について	・ ・ ・ ・ ・	95
(2) 高齢者虐待の防止等に対する各主体の責務等	・ ・ ・ ・ ・	96
(3) 横浜市の取組	・ ・ ・ ・ ・	96
7 児童虐待防止対策事業	・ ・ ・ ・ ・	97
(1) 子ども虐待をめぐる最近の状況	・ ・ ・ ・ ・	97
(2) 子ども虐待の概要	・ ・ ・ ・ ・	97
(3) 民生委員・児童委員、主任児童委員の役割	・ ・ ・ ・ ・	98
8 権利擁護事業、成年後見制度、消費者被害防止	・ ・ ・ ・ ・	101
(1) 権利擁護事業（日常生活自立支援事業）	・ ・ ・ ・ ・	101
(2) 成年後見制度	・ ・ ・ ・ ・	101
(3) 消費者被害防止	・ ・ ・ ・ ・	104
9 地域福祉保健計画	・ ・ ・ ・ ・	105
(1) 市計画（第4期）の概要について	・ ・ ・ ・ ・	105
(2) 区計画（第4期）の概要について	・ ・ ・ ・ ・	106
(3) 地域福祉保健計画における民生委員・児童委員の役割について	・ ・ ・ ・ ・	106
10 災害時要援護者支援	・ ・ ・ ・ ・	110
(1) 経過	・ ・ ・ ・ ・	110
(2) 災害時要援護者とは	・ ・ ・ ・ ・	110
(3) 災害時要援護者支援の進め方	・ ・ ・ ・ ・	111
11 ひとり暮らし高齢者等「地域で見守り」推進事業	・ ・ ・ ・ ・	112
(1) 事業開始に至るまでの経緯	・ ・ ・ ・ ・	112
(2) 事業のねらい	・ ・ ・ ・ ・	112
(3) 事業の概要	・ ・ ・ ・ ・	113
12 生活福祉資金貸付制度	・ ・ ・ ・ ・	114
(1) 貸付対象について	・ ・ ・ ・ ・	114
(2) 資金の種類について	・ ・ ・ ・ ・	114
(3) 借受人・連帯保証人について	・ ・ ・ ・ ・	115
(4) 民生委員と社協の連携	・ ・ ・ ・ ・	115
(5) 民生委員に期待される役割	・ ・ ・ ・ ・	115
(6) その他のご注意いただきたいこと	・ ・ ・ ・ ・	117
生活福祉資金一覧表（概要）	・ ・ ・ ・ ・	118
「民生委員調査（意見）書」の記入	・ ・ ・ ・ ・	119
「支援記録票」の記入例	・ ・ ・ ・ ・	120

Ⅱ 制度・あゆみ

1	民生委員制度の始まり	・ ・ ・ ・ ・	121
(1)	濟世顧問制度	・ ・ ・ ・ ・	121
(2)	方面委員制度	・ ・ ・ ・ ・	121
2	救護法制定のころ	・ ・ ・ ・ ・	123
3	戦後の法整備	・ ・ ・ ・ ・	124
4	転換期の民生委員	・ ・ ・ ・ ・	126
5	主任児童委員制度のあゆみ	・ ・ ・ ・ ・	127
(1)	主任児童委員の成り立ち	・ ・ ・ ・ ・	127
(2)	主任児童委員の制度	・ ・ ・ ・ ・	127
(3)	児童委員と主任児童委員の違い	・ ・ ・ ・ ・	127
6	住民の立場に立った活動へ	・ ・ ・ ・ ・	128

Ⅲ 関係法令等

1	民生委員法	・ ・ ・ ・ ・	129
2	民生委員法施行令	・ ・ ・ ・ ・	130
3	児童憲章	・ ・ ・ ・ ・	131
4	児童福祉法（抄）	・ ・ ・ ・ ・	132
5	児童委員の活動要領	・ ・ ・ ・ ・	133
6	民生委員・児童委員選任要領	・ ・ ・ ・ ・	136
7	主任児童委員選任要領	・ ・ ・ ・ ・	138
8	民生委員・児童委員の定数基準について	・ ・ ・ ・ ・	139
9	横浜市民生委員の定数に関する条例	・ ・ ・ ・ ・	140
10	横浜市民生委員の定数に関する条例施行規則	・ ・ ・ ・ ・	140
11	児童相談所運営指針について（抜粋）	・ ・ ・ ・ ・	140
12	横浜市民生委員推薦会規則	・ ・ ・ ・ ・	140
13	横浜市民生委員・児童委員推薦要綱	・ ・ ・ ・ ・	140
14	横浜市主任児童委員推薦要綱	・ ・ ・ ・ ・	143
15	横浜市民生委員児童委員協議会会則	・ ・ ・ ・ ・	145
16	横浜市民生委員児童委員協議会互助事業運営要綱	・ ・ ・ ・ ・	148

Ⅳ	社会福祉等に関する相談窓口		151
Ⅴ	民生委員の歌		154

基 礎 編

I 役割と職務

1 民生委員・児童委員、主任児童委員とは

民生委員は、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な支援を行い社会福祉の増進に努めるものとされています。自治会町内会等、地域の実情に通じ、地域住民の福祉等に関係ある方の代表者で構成される地区推薦準備会で選出され、3年の任期で、厚生労働大臣から委嘱され、横浜市長が担当区域を定める無報酬の非常勤特別職の地方公務員です。

民生委員は、児童福祉法により児童委員に充てられていますが、平成6年1月からは、新たに児童福祉に関する事項を専門的に担当する主任児童委員が設置され、児童委員と一体となって活動を行っています。

このように民生委員・児童委員は民間人として、公的な職務の一端を担うことになるため、活動を行う上では「相手方の人格を尊重した相談を行うこと」「相談者の秘密を守ること」などが義務付けられています。

なお、この「手引」では、主任児童委員を含めて「民生委員」又は「民生委員・児童委員」と表現しています。

(参考) 資格要件

(1) 適任者

本市の議会の議員の選挙権を有する者のうち、次の各号に掲げる民生委員としての適任者の要件を具備する者

ア 福祉の仕事に理解と熱意があり、民生委員活動に必要な時間を割くことができる者

イ 人格識見ともに高く、円満な常識を持ち、健康である者

ウ その地域に居住し、住民の信頼があり、その地域の実情を十分把握しているだけでなく、地域の誰もが気軽に相談に行けるような者

(2) 留意事項

ア 本来の業務が多忙なため、又は病弱その他のため、民生委員としての職務を行うことが困難な者

イ 民生委員としてふさわしくない非行のあった者

ウ 民生委員としての立場や活動を政党又は政治的目的のために利用した者、又は利用するおそれのある者

～横浜市民生委員・児童委員推薦要綱及び横浜主任児童委員推薦要綱より抜粋～

2 民生委員・児童委員の役割

(1) 民生委員として

今日、家族や地域社会の絆が弱まることで、年齢にかかわらず、社会から孤立してしまったり、孤独感を抱いたりする人が増えています。そうした中、民生委員活動への期待が高まっています。民生委員は、住民から様々な生活上の困りごとや心配ごとに関する相談に応じ、必要な支援を受けられるよう専門機関につなぐ「つなぎ役」としての役割を担っています。

身近な存在として住民の立場に立った活動を展開していくことが大切です。

(2) 児童委員、主任児童委員として

少子高齢化の進展、核家族化等の社会変化により、子どもたちの育つ環境は大きく変化しています。また、子どもが被害者又は加害者となる事件の増加や児童虐待の深刻化など、子どもたちを取り巻く環境は、大変厳しいものとなっています。

児童憲章において児童は、「人として尊ばれ・社会の一員として重んじられ・よい環境のなかで育てられる」とされ、その人権は尊重・保護されるもので、社会はその成長に対し、責任を持たなければならないとされています。

昭和 22 年の児童福祉法の制定以来、民生委員は児童委員に充てられることになり、民生委員・児童委員として地域の児童福祉活動の中心となって取り組んできました。

しかしながら、少子高齢化社会において、民生委員として在宅福祉に取り組む必要性が増大する中、多様化する児童問題に対し、児童委員として取り組む難しさも生じてきました。

そこで、平成 6 年 1 月 1 日から、関係機関・団体・施設等との連携をより強くするため、地区の民生委員児童委員協議会（以下「民児協」）に児童問題を専門的に担当する主任児童委員を設置し、児童問題に対応する体制がとられることになりました。

このことから、児童委員はこれまでの児童委員活動を振り返り、より多様化した地域の児童問題に対応していくための方策について、主任児童委員とともに考えていくことが大切になってきています。

3 民生委員・児童委員の基本姿勢、基本的性格、活動の原則、活動の7つのはたらき

(1) 基本姿勢

民生委員・児童委員は、3つの基本姿勢を守ります。

ア 社会奉仕の精神

社会奉仕の精神を持って、社会福祉の増進に努めます。

イ 基本的人権の尊重

民生委員・児童委員は、その活動を行うに当たって、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守ることが、特に重要です。人種、信条、性別、社会的身分又は門地による差別的、優先的な取扱いはしません。

ウ 政党・政治目的への地位利用の禁止

職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用してはなりません。

(2) 基本的性格

民生委員・児童委員には、「自主性」「奉仕性」「地域性」という3つの基本的性格があります。

ア 自主性

常に住民の立場に立ち、地域のボランティアとして自発的・主体的な活動を行います。

イ 奉仕性

誠意を持ち、地域住民との連帯感を持って、謙虚に、無報酬で活動を行うとともに、関係行政機関の業務に協力します。

ウ 地域性

一定の地域社会（担当区域）を基盤として、適切な活動を行います。

(3) 活動の原則

民生委員・児童委員活動には、「住民性の原則」「継続性の原則」「包括・総合性の原則」という3つの原則があります。

ア 住民性の原則

自らも地域住民の一員である民生委員・児童委員は、住民に最も身近なところで、住民の立場に立った活動を行います。

イ 継続性の原則

福祉課題の解決は時間をかけて行う必要があります。民生委員・児童委員が交替した場合でも、その活動は必ず引き継がれ、継続した対応を行います。

ウ 包括・総合性の原則

個々の福祉課題の解決を図ったり、地域社会全体の課題に対応していくために、包括的、総合的な視点に立った活動を行います。

（４）活動の７つのはたらき

民生委員には、「社会調査のはたらき」「相談のはたらき」「情報提供のはたらき」「連絡通報のはたらき」「調整のはたらき」「生活支援のはたらき」「意見具申のはたらき」という７つのはたらきがあります。

ア 社会調査のはたらき

担当区域内の住民の実態や福祉ニーズを日常的に把握します。

イ 相談のはたらき

地域住民が抱える問題について、相手の立場に立ち、親身になって相談にのります。

ウ 情報提供のはたらき

社会福祉の制度やサービスについて、その内容や情報を住民に的確に提供します。

エ 連絡通報のはたらき

住民が、個々の福祉ニーズに応じた福祉サービスが得られるよう関係行政機関、施設、団体等に連絡し、必要な対応を促すパイプの役割を務めます。

オ 調整のはたらき

住民の福祉ニーズに対応し、適切な福祉サービスが提供されるように支援します。

カ 生活支援のはたらき

住民の求める生活支援活動を行い、支援体制を作っていきます。

キ 意見具申のはたらき

活動を通じて得た問題点や改善策についてとりまとめ、必要に応じて民児協を通して関係機関などに意見を提起します。

4 民生委員の職務

民生委員の本分は、「社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じて必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める」ことにあります。

民生委員の職務については、民生委員法第14条をはじめ、いわゆる「福祉六法」（生活保護法、児童福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、老人福祉法、母子及び寡婦福祉法）などに記載されており、地域で活動を開始するに当たっては、その職務を理解することが必要です。

まず、民生委員法の規定を中心に、その職務について説明していきます。

（１） 調査活動

＜民生委員法第14条第1項第1号＞

民生委員の職務としてまず第一に挙げられるのが、「住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと」です。

民生委員が支援を必要とする方などに対して適切な支援を行うためには、担当地域内の実情を把握しておく必要があります。これは、地域の福祉を高めていく上で何が問題となっているのか、また、どのような対策が必要なのかを分析するための材料となるものです。調査活動は、民生委員活動の中で最も基本となり、かつ、重要な活動だといえます。

具体的には関係機関が公開している資料の活用、地域活動・訪問活動などの機会を通して地域住民の生活実態、支援を必要とする方の有無や地域の福祉課題などを把握します。

この場合、注意することは、偏った見方で状況判断を誤らないようにすることです。あくまでも現状を客観的にとらえ、支援が必要な本人はもとより、家族や近所の状況なども十分勘案した上で、問題点を具体的・総合的に検討することが大切です。また、調査に当たっては、まず民生委員としての身分を明らかにし（民生委員・児童委員証の提示）、個人のプライバシーを尊重することや自らも地域住民の一員である認識を持って行動することが必要です。さらに、調査結果については、福祉カードに記録・保存し、活動の資料として活用します。

また、支援を必要とする方がいて、何らかの施策や他の専門機関の判断を要する場合には、速やかに関係機関に通報します。特に、早期に適切な施策や専門機関が関わることで、支援の効果がより高まることも期待されることから、民生委員だけで解決できない問題については、1人で抱え込まず、担当の関係機関へ橋渡しをしてください。

いずれの場合にも、調査活動によって把握した個人情報の取扱いには、十分に留意する必要があります。（詳細は、「民生委員・児童委員と個人情報」（P21）をご覧ください。）

（２） 相談支援活動

＜民生委員法第14条第1項第2号、第3号＞

支援を必要としている方の相談に応じ、福祉サービス等に関する情報提供を行ったり、利用を支援するなどして、福祉の向上を図る活動です。この活動の対象は、前述の「福祉六法」や他の公的施策による福祉の支援を必要とする方が主ですが、さらに、将来的に生活保護を要する可能性のある方に対する活動も含みます。また、物質的・経済的な保護だけでなく、精神的な保護を要する方を含むこともあります。このように、相談支援活動の対象者は、非

常に広範囲に及びます。

また、相談支援活動は、民生委員があくまで民間奉仕者としての立場で、支援を必要とする方に対し、適切かつ必要な方法で支援を行うという性格の活動です。

具体的には、職の無い方、病気の方、子どもの教育や育児などの問題で悩んでいる方の相談に応じて適切な助言指導を行う活動や、寝たきりの高齢者など、手助けを求めている方とボランティアグループを結びつける活動などが挙げられます。

（３）社会福祉関係者との連携

＜民生委員法第14条第1項第4号＞

「社会福祉関係者と密接に連絡し、その機能を助ける」活動です。民生委員が、地域の社会福祉施設やボランティアグループなどと連絡を密にし、その機能が最大限に発揮できるよう協力する職務を規定しています。

例えば、寝たきりの高齢者や障害のある子どものことで悩んでいる家庭の中には、ホームヘルパー派遣などの在宅福祉サービスのみでは、十分に対応できない事例があります。そのようなとき、高齢者福祉施設や児童福祉施設と連絡を取り、問題の解決を図ることが必要です。そのためには、社会福祉関係者との連携を密にし、その実情を把握しておく必要があります。

また、現在、社会福祉施設が持つ専門的な設備や機能を、入所者以外にも広く地域の方に開放して、地域社会全体の福祉の向上に役立てようという動きがあります。このような事業に積極的に協力することで、施設の機能を最大限に活用し、地域に根ざした施設として充実させていくことにつながるのです。

この職務を遂行するためには、地域の社会福祉施設やボランティアグループなどについての情報収集に努め、その特長や機能、利用状況などを十分に理解しておくことが大切です。

（４）関係行政機関の業務に対する協力

＜民生委員法第14条第1項第5号＞

「社会福祉法に定める福祉に関する事務所（「福祉事務所」のこと）その他の関係行政機関の業務に協力すること」とあり、民生委員の協力機関としての性格が、法に明確に示されています。

「福祉事務所」は、社会福祉関係の第一線の行政機関であり、都道府県、市及び特別区は必ず設置しなければならないものです。横浜市では、平成14年1月から「福祉事務所」と「保健所」を統合し「福祉保健センター」を設置しました。

「その他の関係行政機関」とは、児童相談所、障害者更生相談所、こころの健康相談センター、婦人（女性）相談所はもちろん、公共職業安定所、職業訓練所、家庭裁判所、学校、社会保険事務所なども含まれます。

主な関係行政機関の所管事務は次のとおりです。

児 童 相 談 所	児童に関する様々な問題に対して相談に応じ、又は、必要な調査、判定、指導及び一時保護を行い、解決を図ります。
障 害 者 更 生相談所	主に 18 歳以上の身体・知的障害のある方の補装具や療育手帳（愛の手帳）等に関する専門的相談、審査・判定等を、各区福祉保健センターと連携して行います。
こ こ ろ の 健 康 相 談 センター	こころの健康の保持増進、精神障害者の福祉の推進を図るための専門機関として、電話相談、普及啓発事業などを行います。
婦 人 （ 女 性 ） 相 談 所	要保護女子の早期発見と転落未然防止及び配偶者からの暴力被害女性の保護のために、日常生活上何らかの問題を有する女子について広く相談に応じ、自ら又は関係機関と協力して、要保護女子等の保護と自立支援を行います。

民生委員の協力活動とは、こうした関係行政機関が行う事務又は事業について、民間奉仕者として外部からその業務に協力することを意味します。ただし、民生委員が協力すべき業務は、関係行政機関が行う業務のうち、社会福祉に関するものに限られます。

関係行政機関による社会福祉施策は、公の責任のもとに進めていくべきことは当然ですが、さらにそれを充実させていくためには、公民が緊密な協力をしていく必要があります。特に、人間性豊かな福祉社会の実現は、公の施策のみで達成できるものではなく、住民一人ひとりの福祉に対する深い関心と理解が必要です。きめ細かい福祉施策を進めるためには、支援を必要としている方を関係機関へ橋渡しするなどのネットワークづくりが大切であり、民生委員の協力は、社会福祉の根底を支える大きな力となっています。

【民生委員の協力等が明記されている法律】

ア 生活保護事務（生活保護法第 22 条）

- (ア) 要保護者を発見した場合には、福祉保健センターへ連絡します。
- (イ) 本人あるいは家族等から生活保護に関する相談を受けた場合には、申請手続を説明したり、福祉保健センターに連絡します。
- (ウ) 福祉保健センターが、要保護者の生活実態を調査する際には、必要に応じてこれに協力するとともに、保護の要否、種類、程度及び方法を決定する場合に、必要に応じて参考意見を述べます。
- (エ) 福祉保健センターが、保護開始後の保護受給者に対する援助方針やその方法を決定する際に、必要に応じて参考意見を述べます。また、社会福祉主事が保護受給者へ行う助言、指導が一層効果を上げられるよう協力します。
- (オ) 保護受給者の生活状態の変動などにより、保護の変更、停止、又は廃止の措置が必要と思われるときは、福祉保健センターに連絡します。

※生活保護法については、P 75～をご覧ください。

イ 障害のある方の福祉事務（身体障害者福祉法第 12 条の 2、知的障害者福祉法第 15 条）

(ア) 身体障害者、知的障害者、精神障害者に対する福祉施策（障害者手帳の交付、福祉サービスの利用など）が必要と思われる方がいる場合、相談に応じるとともに、必要に応じて福祉保健センターなどに連絡します。

(イ) 障害者福祉施策は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）によるサービスを中心に、障害者が安心して生活を送れるように支援するものです。地域の中で、サービス利用が必要と思われるながら、制度を知らなかったり利用を躊躇される方に、情報提供をしてください。

必要なサービスが具体的に分からない場合でも、福祉保健センターや相談支援機関で相談に応じていますので、こうした場所につないでいただくことが第一です。

その上で、本人の立場に立った身近な支援者として、必要に応じ福祉保健センターや相談支援機関と連携して活動してください。

＜相談支援機関＞

横浜市では、福祉制度に関する情報提供から専門的な対応まで、どこに相談しても適切な支援につながるよう、相談支援体制の整備を進めています。その中心として各区に整備している基幹相談支援センター（社会福祉法人型障害者地域活動ホーム）に専任の相談員を配置し、相談支援事業を実施しています。また、障害福祉サービス事業所や施設、学校、地域ケアプラザなどを身近な相談者として位置付け、各機関が連携して課題解決に取り組んでいます。

（障害者総合支援法については、P 8 3～をご覧ください。）

＜参考＞ 障害者虐待防止事業等（障害者虐待防止法第 6 条）

(ア) 障害者や家族等に虐待が疑われるサインが見られる場合には積極的に相談にのって問題を理解するとともに、福祉保健センターや基幹相談支援センター等の相談窓口につなぐようにします。

(イ) 障害者虐待かどうか判別しがたい事例であっても、障害者の権利が侵害されていたり、生命や健康、生活が損なわれているような事態が予測される場合には、福祉保健センターや基幹相談支援センターへ相談します。

(ウ) 障害者等の人権や権利等の擁護に関する取組を進めます。（権利擁護事業や成年後見制度の情報提供）

※障害者虐待防止事業については、P 8 8～、権利擁護事業・成年後見制度については、P 1 0 1～をご覧ください。

ウ 高齢者の福祉事務（老人福祉法第9条）

- (ア) 高齢者の生きがいを高め、心身の健康保持を図るための各種の事業や、高齢者が自主的に活動する場である老人クラブなどの活動に必要な応じて協力します。
- (イ) 一人暮らしやねたきり及び認知症などの在宅要援護高齢者のための制度（あんしん電話の貸与、住環境整備、食事サービスなど）について相談に応じるとともに、必要に応じて地域包括支援センターや福祉保健センターなどに連絡し、その実施について協力します。
- (ウ) 老人ホームなどの施設に入所する必要がある高齢者がいる場合、その相談に応じたり、地域包括支援センターや福祉保健センターに連絡します。
- (エ) 高齢者やその家族が地域社会から孤立することなく、安心して生活が送れるよう、見守り活動や友愛訪問等による励まし等を展開します。
- (オ) 近隣住民やボランティア等、身近な方々による見守りと支援につなぎます。
- (カ) 高齢者等が地域社会の中で、いきいきと生活するための活動の取組を進めます。
（例えば健康増進活動、社会参加活動や世代交流、また、ふれあいサロンなど的高齢者同士の交流活動などの展開）

<介護保険等>

- (ア) 制度の周知と利用促進等のための役割

- ・ 地域で介護を必要とする方やその家族に介護保険制度の内容を正確に知らせます。
- ・ 様々なサービスを利用しながら在宅で生活することの重要性や、権利としてサービスを利用するということの理解を進めます。
- ・ サービス利用に漏れがないかどうか、担当区域内の状況を把握します。
- ・ 介護保険サービス以外の高齢者に関わる各種サービス等の利用につなげます。

※介護保険制度については、P 90～をご覧ください。

- (イ) 代理者的な役割

認知症や寝たきりの高齢者等、本人や家族が申請できない場合、また、介護保険に関わる本人からの苦情等について福祉保健センターや受付窓口につなげます。

- (ウ) 代弁者としての役割

要介護者やその家族の実態やニーズを福祉保健センター等につなげ、制度や施策等の充実を図ります。

- (エ) 介護予防や健康増進活動の展開

高齢者が要介護状態にならないために予防活動への取組を進めます。

＜参考＞ 高齢者虐待防止事業等（高齢者虐待防止法第5条）

(ア) 高齢者や養護者・家族等に虐待が疑われるサインが見られる場合には積極的に相談にのって問題を理解するとともに、地域ケアプラザ（地域包括支援センター）等の相談窓口につなぐようにします。

(イ) 高齢者虐待かどうか判別しがたい事例であっても、高齢者の権利が侵害されたり、生命や健康、生活が損なわれているような事態が予測される場合には、地域ケアプラザ（地域包括支援センター）や福祉保健センターへ相談します。

(ウ) 高齢者等の人権や権利等の擁護に関する取組を進めます。（地域福祉権利擁護事業や成年後見制度の情報提供）

※高齢者虐待防止事業については、P 95～、権利擁護事業・成年後見制度については、P 101～をご覧ください。

エ 児童福祉事務（児童福祉法第17条） ※児童委員の協力を明記

(ア) 保護が必要と思われる児童（身寄りがいない、非行癖がある、重い心身障害がある、虐待を受けているなど）がいる場合、福祉保健センター又は児童相談所に連絡します。また、保育が行われていない児童や、経済的理由で入院助産を受けられない妊婦、母子生活支援施設に入所させる必要のある母子世帯がいる場合、福祉保健センター等に連絡します。

(イ) 児童手当や施設利用、里親などの諸制度を活用できるとされる方がいる場合、相談に応じ、制度を説明し、必要に応じ福祉保健センター、児童相談所などに連絡します。また、このことに関し、意見や調査を求められた場合には協力します。

(ウ) 児童福祉施設に入所していた児童の退所について福祉保健センターや児童相談所から連絡があった場合は、その家庭及び児童の状況に注意し、学校などと連絡を密にして保護支援に努めます。

(エ) 福祉保健センターや児童相談所長から指導を委ねられた児童がいる場合は、適切な指導に努めます。

(オ) 里親の開拓に努め、希望者には、必要な手続などの案内をします。

オ 児童虐待防止（児童福祉法第25条、児童虐待の防止等に関する法律第5条・第6条）

※児童委員の協力を明記

民生委員・児童委員、主任児童委員は、地域の中で子どもやその家族の虐待や虐待に至る前の心配な状況を発見する機会があります。地域での生活を通して、より身近な立場で子どもたちの生活状況を確認するよう努力します。気になる子どもを発見したときは、その詳細な状況や具体的な日時など、情報収集を行い、通告受理機関（区こども家庭支援課または児童相談所）に通告する義務があります。このとき、通告の義務は守秘義務に優先します。

なお、近隣住民から児童虐待に関する情報収集を行う場合には、個人情報に配慮し、他の住民に情報を漏らすことのないよう依頼します。

カ 母子福祉事務（母子及び父子並びに寡婦福祉法第10条） ※児童委員の協力を明記

- (ア) 母子・父子・寡婦のための福祉資金貸付制度の利用方法の周知を図り、貸付後の指導について、福祉保健センターなどに協力します。
- (イ) 児童扶養手当など、各種の制度を活用できると思われる方がいる場合、福祉保健センターなどに連絡し、実施について協力します。

キ 女性保護事務（売春防止法第 37 条、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第6条） ※民生委員、児童委員の協力を明記

配偶者・パートナー及び親族等からの暴力（DV）や、生活困窮、ホームレス状態、性産業への従事等、女性や妊婦のかかえるさまざまな問題について相談を望む方がいる場合、福祉保健センターや横浜市DV相談支援センターを案内するとともに、本人から相談することを勧めます。相談を勧める際には、本人の意向を尊重することが大切ですが、一方で、一人で悩みを抱え孤立することがないように見守ることも大切です。

なお、生命または身体に重大な危害が差し迫っている場合や、命にかかわるような緊急時には、ためらわず警察に通報します。この通報により、守秘義務違反に問われることはありません。

＜参考＞売春防止法

第4章 保護更生

（民生委員等の協力）

第 37 条 民生委員、児童委員、保護司、更生保護事業を営むもの及び人権擁護委員は、婦人相談所及び婦人相談員に協力するものとする。

＜参考＞配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

第3章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第6条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

（５）住民の福祉の増進を図るための活動

＜民生委員法第14条第２項＞

この規定は、福祉六法等のように対象者や活動内容を明確に規定するものではなく、住民の福祉の向上を図るために、様々な地域活動にも積極的に関わり、地域福祉の推進役として幅広い活動を期待するものです。

ア 権利擁護事業、成年後見制度、消費者被害防止における民生委員の役割

（ア）権利擁護事業（日常生活自立支援事業）について

権利擁護事業（日常生活自立支援事業）とは、ご自分で金銭や大切な書類を管理することに不安のある、高齢者や障害者の方の福祉サービスの利用や金銭管理などを、各区のあんしんセンターが契約に基づいてお手伝いし、安心して生活が送れるよう支援する事業です。

民生委員には、この事業の利用の必要性が考えられる場合に、本人や家族などに概要を説明したり、相談支援機関（地域包括支援センター、基幹相談支援センター、社会福祉協議会、区役所など）を紹介するなどの役割が期待されます。

民生委員は、金銭の出し入れを直接行うことはなく、権利擁護事業の担当者とも連携しながら、見守りなどの支援を行います。

※権利擁護事業の詳細については、P 1 0 1をご覧ください。

（イ）成年後見制度について

成年後見制度とは、自分ひとりで判断することが難しい認知症高齢者や知的障害、精神障害のある方の財産の管理や介護サービスの契約等を、家庭裁判所によって選ばれた後見人等が行い、安心して生活ができるようにご本人を支援する制度です。

民生委員には、成年後見制度の利用の必要性が考えられる場合に、本人や家族などに概要を説明したり、相談支援機関（地域包括支援センター、基幹相談支援センター、社会福祉協議会、区役所など）を紹介するなどの役割が期待されます。

本人が成年後見制度を利用したとしても、民生委員による訪問や近隣のネットワークによる見守りなどの支援の必要性は、基本的に変わりません。

※成年後見制度の詳細については、P 1 0 1～をご覧ください。

（ウ）消費者被害防止について

高齢者の消費者トラブルは後を絶ちません。悪徳業者は、お金や健康に対する不安、孤独な状況など、高齢者の心理や生活環境につけ込み、近づいてきます。

高齢者は、自分が被害者であるという認識が薄かったり、誰かに知られると恥ずかしいなどと考えて一人で抱えこんでしまうために、周囲がなかなか被害に気付かないことがあります。

民生委員には、日常的な訪問や会話などを通して異変をキャッチするとともに、迅速に必要な機関（消費生活総合センターや地域ケアプラザ等）につなぐ役割が期待されます。

※消費生活総合センターの詳細については、P 1 0 4をご覧ください。

イ 地域福祉保健計画における民生委員の役割

社会福祉法第 107 条に基づき、横浜市では、誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる地域社会の実現を目指し、地域住民、事業者、公的機関が福祉保健などの地域の課題解決に協働して取り組み、身近な地域の支え合いの仕組みづくりを進める計画として「地域福祉保健計画」を策定しています。

横浜市の地域福祉保健計画は、市全体の計画である「市計画」、区ごとに策定・推進する「区計画」、日常的な生活圏単位（地区連合町内会の圏域を基本とする）で策定・推進する「地区別計画」で構成しています。特に「地区別計画」については、地域の生活課題を住民が主体となって解決するための、具体的な取組を推進していくものであるため、地域での話し合いや実際に取組を進めていく場面で、地域の一員として民生委員・児童委員が関わっていくことが期待されています。

※地域福祉保健計画の詳細については、P 1 0 5～をご覧ください。

ウ 災害時要援護者支援における民生委員の役割

災害への対応は、いわゆる自助、共助、公助が結びつくことで効果的に進みます。

自助

災害発生時には、民生委員・児童委員ご自身の安全確保及びご家族の安否確認・安全確保を最優先で実施してください。

また、日頃から民生委員・児童委員ご自身のご家庭で防災グッズ、水・食料などを備蓄し、家具の転倒防止対策などで災害に備えておくことが重要です。

共助

ご自身及びご家族の安全確保をした後、定期訪問などの見守り活動を通じて把握している対象者や近隣に住む高齢者、障害児・者、乳幼児、妊産婦などの要援護者の安否確認を可能な範囲で行います。

お住まいの地域が災害時要援護者支援事業に取り組んでいて、要援護者の名簿があれば、その名簿を基に自主防災組織等が行う要援護者の安否確認に協力します。

また、日頃から関係機関・団体の連絡先を把握し、災害発生時に速やかに連絡できるよう備えます。（連絡先：福祉保健センター、消防署、社会福祉協議会、自治会町内会等）

災害時要援護者支援にとって、地域にお住まいの皆様で誰もが支えあえる地域づくりに日頃から取り組むことが大切です。各区の地域福祉保健計画の地区別計画の取組などを通じて地域での顔の見える関係づくりを進めましょう。

公助

行政機関は、災害発生時に保有する要援護者名簿を活用して要援護者に対して安否確認、避難支援、復興生活の支援を実施します。避難所や在宅の要援護者への支援にご協力ください。

また、平常時からの取組として、平成 19 年度から災害時要援護者支援事業を実施し、名簿提供等によって各地域の取組の支援をしています。お住まいの地域での取組にご協力ください。

※災害時要援護者支援については、P 1 1 0～をご覧ください。

災害に備える民生委員活動10か条

東日本大震災においては、多くの高齢者等の安否確認活動中であった民生委員・児童委員が犠牲になり、大規模災害に関しての民生委員の安全確保の重要性をあらためて明らかにしました。この経験を踏まえ、全国民生委員児童委員連合会が平成31年3月に発行した「民生委員・児童委員による災害時要援護者支援活動に関する指針（改訂第3版）」において、災害に備える民生委員活動10か条が定められています。

- ①自分自身と家族の安全を最優先に考える
- ②無理のない活動を心がける
- ③地域住民や地域の団体とのつながり、協働して取り組む
- ④災害時の活動は日頃の委員活動の延長線上にあることを意識する
- ⑤民児協の方針を組織として決めておく
- ⑥名簿の保管方法、更新方法を決めておく
- ⑦行政と協議し、情報共有のあり方を決めておく
- ⑧支援が必要な人に、支援が届くように配慮する
- ⑨孤立を防ぎ、地域の再構築を働きかける
- ⑩民生委員同士の支え合い、民児協による委員支援を重視する

5 児童委員の職務

児童委員は、児童福祉法により各市町村に置くこととされており、民生委員が充てられるものとされています（同法第 16 条第 2 項）。（民生委員は児童委員を兼ねています。）

（１）職務

ア 地域における自主的な福祉活動の推進

児童・妊産婦・母子家庭などの福祉の増進に関する地域の自主的な活動の中心として、住民・団体と協力してその推進を図ります。

イ 行政機関の行う業務に対する協力

児童、妊産婦、母子家庭などの福祉の増進に関して、健康福祉局・こども青少年局、児童相談所・福祉保健センターなどの行政機関の行う業務に協力します。

これらの職務を果たすために、児童委員は、以下の 4 点を心がける必要があります。

- ① 使命の重要性の認識と知識・技術の向上
- ② 住民・関係機関との円滑な関係づくり
- ③ 誠意と奉仕の精神
- ④ 住民の立場に立った活動

（２）活動

ア 実情の把握と記録

（ア）地域の実情の一般的把握

児童委員は、児童相談所や福祉保健センターなどと連携しながら、担当地域における住民の生活実態などを適切に把握します。また、児童委員制度の周知を図ることで、地域の実情が適切に把握できるようにすることも大切です。

（イ）具体的問題の把握

担当地区内の保護を必要とする児童・妊産婦・母子家庭などの発見に努め、その抱える問題を適切に把握します。

また、児童相談所や福祉保健センターなどの関係機関から調査を依頼された場合は適切に実情を把握し、依頼者に対して報告します。

（ウ）記録とその活用

把握した問題、状況などは、その後の活動に役立てるため、正確に記録を行います。個人の秘密の保持には、十分に留意してください。

イ 相談・支援

担当区域内の児童・妊産婦・母子家庭などについて相談に応じ、それぞれの抱える問題に応じて利用できる制度・施設・サービスについて助言し、問題の解決に努めます。特に専門的な判断・治療などを必要とする問題は、直ちに関係機関に紹介します。

紹介すべき機関が不明の場合は、福祉保健センターこども家庭支援課に相談します。児童委員が、相談・支援を行う代表的な事例には、次のようなものがあります。

(7) 手当・貸付金などの受給・借受に関する事実の確認と指導

児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当・福祉手当・母子福祉貸付金・父子福祉貸付金・寡婦福祉貸付金などの受給・借受に当たって必要とされる事実確認を依頼されたときは、これに協力するとともに、適正な受給について、関係職員などと協力して指導を行います。

(4) 保護を必要とする児童などに対する助言・指導

担当地域の保護を必要とする児童及びその保護者・妊産婦・母子家庭などに対して、関係機関の助言を得て、それぞれの抱える問題に応じて利用しうる施設やサービスについて、助言を行います。

(5) 指導を委託された場合の指導

児童相談所長などから児童やその保護者の指導を委ねられたときは、当該機関から指導上の参考資料を得て、それに基づいて指導を行います。

(6) 施設に入所中及び退所した児童に対する支援

児童福祉施設に入所中の児童が、その施設を退所するに当たり、福祉保健センターや児童相談所から連絡があったときは、その児童及び家庭の状況に留意し、学校などと連絡を密にして、その保護・支援に努めます。

(7) 里親希望者の開拓

里親の開拓に努め、里親となることを希望する方を適宜児童相談所に連絡します。

(8) 妊産婦・乳幼児の保護者に対する助言

- a 妊婦に対し、妊娠の届出や母子手帳の活用を助言するとともに、妊娠中及び産後の定期的な保健指導を受けるよう勧奨します。
- b 福祉保健センターで実施する健康診査、健康相談、訪問指導等の活用について助言します。

ウ 児童の健全育成のための地域活動

(7) 児童の健全育成を目的とする団体の育成など

母親クラブなど児童の健全育成を目的とする団体の活動に協力し、また、地域におけるボランティア活動への児童の参加を促進・支援します。

(4) 母子保健組織の育成など

地域における母子保健組織の育成に努めるとともに、その活動を支援します。

(5) 地域環境の浄化など

俗悪な広告や成年向け雑誌の自動販売機などについて、必要がある場合には、関係機関の助言を得つつ、地域の環境改善・浄化に努めます。

(6) 事故・非行などの防止

児童を家庭内外の事故から守るため、家庭及び地域の環境が危険な状態のまま放置されることのないよう、地域住民などの注意を喚起し、危険な環境の排除又は改善に努めます。また、児童相談所などと密接に連携をとり、自殺の未然防止に努めます。

さらに、児童の非行や犯罪の早期発見と未然防止を図るため、そのおそれのある児童の把握とその補導・更生に努めるとともに、学校・警察・自治会・町内会などと連携して、児童を取り巻く家庭及び地域環境の改善、整備に努めます。

エ 児童虐待への取組

増加する児童虐待に対応するために、発生予防、早期発見・早期対応、再発防止、地域の児童虐待防止ネットワークへの参画等を行います。

オ 意見具申

福祉保健センター長などから意見を求められたときは、児童福祉の増進の観点から適切な意見を述べて、これに協力するとともに、児童などに関する施策及びその実施について改善が必要と認められる場合には、民児協を通じて、関係機関に意見書を提出します。

カ 連絡・通報

児童委員は、次に掲げるような保護の必要な児童・妊産婦・母子家庭などを発見したときは、それぞれの連絡先に連絡・通報します。ただし、これは、一般的な連絡先ですので、ケースが複雑な場合などは、当該連絡先と連携をとって事案ごとに必要な機関に連絡します。

(ア) 保護を必要とする児童

対象	① 保護者がいないなど、養育の放任等が疑われる児童 ② 虐待が疑われ、保護者に監護させることが不相当と認められる児童 ③ 保護者の労働、疾病等の事由により保育に欠けるところがあると認められる児童 ④ 心身に障害のある児童 ⑤ 不良行為をなし、又はなすおそれのある児童	
連絡先	月～金曜日 8：45～17：00	◇福祉保健センター (各区のこども家庭支援課 こどもの権利擁護担当) ◇児童相談所 中央児童相談所（神奈川区、鶴見区 中区、西区、南区） 西部児童相談所（旭区、泉区、瀬谷区、保土ケ谷区） 南部児童相談所（磯子区、金沢区、港南区、栄区、戸塚区） 北部児童相談所（青葉区、港北区、都筑区、緑区）
	年中無休 24時間	よこはま子ども虐待ホットライン 0120-805-240

(イ) 入院助産を受けられない妊産婦

連絡先：福祉保健センター

(ウ) 母子生活支援施設に入所させる必要のある母子所帯

連絡先：福祉保健センター

(エ) 性向、環境に照らして売春を行うおそれのある児童

連絡先：児童相談所・福祉保健センター

（３）主任児童委員

児童委員が活動を行うためには、主任児童委員との連携が不可欠です。主任児童委員の職務等については、次の「６ 主任児童委員の活動」をご覧ください。

（４）児童委員協議会

児童委員は、児童委員相互の連携の強化及び任務の遂行に必要な知識、技術の向上を図るため、地区単位に児童委員協議会を組織するとともにその活動の充実強化を図ります。

児童委員協議会は民生委員協議会と一体的に運営されており、「民児協」としてその任務の遂行に当たっています。

6 主任児童委員の活動

主任児童委員は、平成6年1月1日から新たに発足した制度で、児童福祉に関する事項を専門的に担当するため、状況に応じて各地区民児協に原則2人から3人置かれています。（資料編の「主任児童委員制度のあゆみ」もご覧ください）

（１）役割

- ア 児童委員が行う活動において必要となる地域の関係機関との連絡調整を行います。
- イ 地区担当児童委員の活動に対して、必要な支援や協力を行います。
- ウ 支援を必要とする子どもや子育て家庭、児童健全育成のための多様な支援を、児童委員と連携して進めます。特に、関係機関・団体等との連携に配慮し、必要な社会資源を提供できるようにします。
- エ 個別支援活動については、地区担当児童委員と共に、主任児童委員も主体的に対応します。状況によって、主任児童委員のみが関わる場合でも、必ず民児協に報告して、地域ネットワークの役割分担の中で活動します。
- オ 子どもの権利が著しく侵害されている状況や、子どもにとって好ましくない環境がある場合など、関係行政機関等への連絡、民児協としての意見具申を行います。

【民児協との関係】

- *主任児童委員は、民児協組織の構成員です。
- *児童委員活動を推進する上で、主任児童委員は、地区民児協において、児童委員活動に関わる事業を企画・実施する際に、地区担当児童委員と協力しながら、中心的な役割を担います。
- *定例会及び部会における子どもや子育て家庭をめぐる課題の提起や働きかけを行い、児童委員活動を推進します。
- *子どもや子育て家庭の課題を研究・協議する部会などに参加します。

（２）活動

ア 個別支援活動

主任児童委員は、地区担当児童委員と一体となって、個別支援活動を展開しています。その主な内容は次のとおりです。

（ア）地区担当児童委員の支援

地区民児協や地区担当児童委員の依頼により、直接子育て家庭に関わる個別支援を行う場合があります。主任児童委員は、担当区域が設定されていないため、柔軟な活動が展開でき、児童委員の個別支援活動をより活性化していくことができます。

また、広域にわたる児童福祉及び関連分野全般に関する情報を地区担当児童委員に提供することも期待されます。

（イ）知識・情報の提供

自己の経験や活動に基づいた知識、技術、ネットワークを地区担当児童委員や個別支援を必要とする家庭に提供することにより、家庭の子育て力を向上させる役割が期待されます。

(ウ) ネットワークの構築

連携は関係機関との日常の接触が基本となって形成されます。主任児童委員は、児童委員活動に専念できることを活かして、これらの機関や施設との連携を深めることが求められます。多様なサービスや協力が別々に提供されることは、利用者の混乱と不信を招くことになるので、児童相談所や福祉保健センターなどの関係機関とのネットワークを構築し、支援を必要とする方に、適切なサービスをつなげていくコーディネーターの役割を果たします。

イ 児童健全育成活動

日頃から関係機関・福祉施設などに出向くなどして、連携を図りながら活動を行います。その主な内容は次のとおりです。

(ア) 子ども・子育てにやさしいまちづくり活動

子どもや子育て家庭が、地域で生き生きと生活できることを目指し、様々な活動を展開します。子どもを対象としたボランティア、子育て家庭のための講座や子育てグループづくりなどの活動が考えられます。さらに、行政等に意見具申を行うことも大切です。

(イ) 支援活動

何らかのニーズを持つ子どもたちに対しては、地域レベルにおいて、各種のサービスを関係機関・施設等と一緒に提供します。

(ウ) 子どものための環境改善

現代の子どもたちは、兄弟（姉妹）が少なく、異年齢同士の遊び集団をつくることも少なくなっています。成長過程に必要な、遊びあい、学びあえる子ども同士の集団を大人が地域社会につくっていくことが求められています。

また、地域における子どもの居場所が失われつつあります。遊び場や公園のような安全な居場所を、生活している地域の中に確保していく必要があります。

(エ) 地域の関係機関・施設・団体の組織化と連携

子どもが健やかに育つためには、地域全体で子どもたちを見守り、育てていく環境が必要です。地域の関係機関・施設・団体などが、健全育成を目的としたネットワークを地域社会に構築し、連携しながら児童の健全育成活動に取り組んでいくことが重要です。

ウ 子育て支援活動

主任児童委員は、主として児童福祉に関する活動全体を把握し、関係機関との連絡や全体運営に携わります。そして、地区担当児童委員は、そのグループ内の個々の親子に関わっていきます。こうした活動が有効に機能するためには、両者の緊密な協力が不可欠です。

また、児童虐待が深刻化している中、住民の身近なところで活動する主任児童委員が、悩みを抱える子育て家庭への支援活動を通して、虐待の防止や早期発見に努めることが求められます。

7 民生委員・児童委員と個人情報

民生委員法第15条において、民生委員が職務を遂行するに当たっては、『その身上に関する秘密を守り』と定められており、民生委員の守秘義務について明記されています。

個人情報保護法の制定により、個人情報の取扱いについて定められました。民生委員は個人情報保護法の義務規定の適用は受けませんが、法の趣旨を踏まえて、個人情報を適正に取り扱わなければなりません。民生委員活動を通じて知り得た個人情報は、適切に管理しなくてはなりません。

(1) 個人情報保護法について

ア 個人情報とは

個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む）と定義されています。

具体的には、氏名、住所、生年月日、電話番号、家族構成、性別、職業、趣味、宗教、成績、メールアドレス、収入、写真、映像、相談記録、識別番号などがあります。民生委員・児童委員活動に関していえば、日頃活用している福祉カードに記載されている内容のほとんどが住民の個人情報と考えられます。

イ 民生委員・児童委員と個人情報保護法

取り扱う個人情報の数に関わらず、例えば、紙やデータで名簿を体系的に管理している事業者は、すべて「個人情報取扱事業者」となり、個人情報保護法の対象となりますが、民生委員・児童委員は非常勤の特別職地方公務員であるため適用対象ではありません。しかし、民生委員・児童委員も、法の趣旨を踏まえて個人情報を適正に取り扱わなければなりません。

これまで築いてきた住民との信頼関係を崩さないためにも、自身が保有する住民の情報については、これまで以上に慎重な取扱い、管理が必要です。

ウ 個人情報保護の必要性

個人情報の流出は、人権・プライバシーの侵害となるおそれがあります。例えば、福祉サービスを利用するために調査された身体や精神の状況、資産状況、疾病、生活保護の受給記録などは、他者に知られることで本人や家族に社会的な不利益をもたらしかねません。さらに、個人情報を悪用した訪問販売などの被害なども心配されます。

（２）民生委員・児童委員活動と個人情報

民生委員・児童委員が、地域住民への支援活動を進めるために、個人情報を知ることには不可欠です。情報の収集と利用について消極的になることが、逆に要支援者の不利益となることもあります。個人情報保護に配慮しながら、活動を進めていきましょう。そのためには、次のことに注意しながら個人情報を適切に取り扱うことが大切です。

ア 情報提供に関する同意を得ること

民生委員・児童委員は、要支援者との間に契約を結ぶわけではありませんが、相手に安心してもらうためにも、民生委員・児童委員の役割や活動内容などを丁寧に説明し、個人情報を記録することや支援のために関係機関・団体等へ提供することについて、本人の承諾・同意を得ておくことが重要です。その際、次のことを丁寧に説明し、「包括的な承諾・同意（※）」を得ておくとい良いでしょう。

- (ア) 同意することが個人情報を全て民生委員・児童委員の裁量で自由にできるという白紙委任ではないこと
- (イ) 本人への支援に必要な範囲内に限定し、本人の利益に反する提供はしない（目的内使用のみ）ことを前提に、関係機関・団体等へ提供する場合があること
- (ウ) 目的外使用や想定外の事項に関しては、その都度本人確認を行うこと

※包括的な同意

包括的同意とは、その方の支援活動という目的の範囲内で、あらかじめ連携を必要とすることが想定される関係機関・団体等への必要最小限の個人情報の提供について、支援開始段階で了承を得ておくことです。当然、支援に関係のない使用（目的外使用）や第三者提供、当初想定していなかった機関等への提供が必要となったときは、改めて本人同意を取らなければなりません。

イ 情報の管理

福祉カード等個人情報が記載された書類の保管は、确实慎重に行います。持ち歩いたり、紛失したりしないよう注意してください。また、記録そのものを資料として外部に提供することはしないでください。廃棄に当たっても厳正に処分する必要があります。

ウ 定例会での検討等

支援方針について検討する事例検討会などの民生委員・児童委員のみ、あるいは民生委員・児童委員と福祉保健センター等関係機関の専門職のみの会議において、その方の支援について具体的に検討する場合には、支援に必要な範囲内で要支援者の個人情報を出すことは包括的同意を取ることで可能となります。これは支援上必要な目的内の提供です。

研修が目的の場合は、支援に関係がありませんので、本人の同意を得た上で、資料の匿名化を図り、また、会議終了後に資料を回収するなどの配慮が必要です。

エ 個人情報の提供を求められたとき

災害時の支援ネットワークづくりなどで、行政や社会福祉協議会、あるいは消防署等から高齢者や障害者など、災害時に支援が必要な方の名簿等、保有する個人情報の提供を求められる場合があります。これらは、本人の利益に反するものではありませんが、名簿の提供ということの影響を考えると、慎重な判断・取扱いが必要となります。包括

的同意の範囲を超える目的外利用には、改めて本人への説明と同意が必要です。個人情報の第三者提供のルールづくりが必要です。

オ 行政からの情報提供

個人情報保護法施行以降、行政から民生委員活動に必要な情報が得にくくなったという声が聞かれます。行政は、条例に基づいて個人情報を取り扱っています。

民生委員・児童委員は、「横浜市個人情報の保護に関する条例」の実施機関の職員に含まれていないため、同条例の実施機関としての責務を負うことはありません。

行政から民生委員・児童委員へ個人情報を提供する場合は、条例では、外部の第三者への目的外提供になります。

条例では、個人情報の利用及び提供の制限として、次のとおり定められていますので、横浜市から民生委員・児童委員に個人情報を提供する場合は、条例に定められた要件のいずれかに該当することが必要となります。

～横浜市個人情報の保護に関する条例抜粋～

(利用及び提供の制限)

第 10 条 実施機関は、保有個人情報を利用目的以外の目的（以下「目的外」という。）のために、当該保有個人情報を当該実施機関の内部において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等の定めがあるとき。
- (2) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているとき。
- (4) 人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が公益上特に必要があると認めるとき。

2 略

3 実施機関は、保有個人情報を第 1 項第 5 号に掲げる事由により目的外のために実施機関以外のものに提供しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

4 略

カ 情報の共有化とルールづくり

要支援者の地域生活を支えるために、公的サービスに加えボランティアや地域住民による支援を組み合わせる役割が、民生委員・児童委員に期待されています。その際、法的に守秘義務を持つ者同士と、守秘義務のない地域住民（ボランティアなど）とでは、伝えられる情報の質と量に相違があります。地域住民等に伝える情報は、協力を依頼する趣旨と内容の範囲内とし、要支援者に関する情報は必要最小限にするのが原則です。

しかしながら、民生委員・児童委員が地域福祉の推進の役割を発揮する上で、「協働・連携」は欠かせず、民児協が行うサロン活動や一人暮らし高齢者の見守り活動などはもとより、個別の支援活動においても、関係機関・団体等と協力しつつ、住民を支援することが求められます。

これら、公の機関による社会福祉施策は、公の責任のもとに進めていくべきことは当然ですが、さらにそれを充実させていくためには、公民が緊密な協力をしていく必要があります。特に、人間性豊かな福祉社会の実現は、公の施策のみでは達成できるものではなく、住民一人ひとりの福祉に対する深い関心と理解が必要です。きめ細かい福祉施策を進めるには、支援を必要としている方を関係機関へ橋渡しするなどのネットワークづくりが大切であり、民生委員の協力は、社会福祉の根底を支える大きな力となっています。

要支援者との信頼を積極的に構築し、支援活動を円滑に進めるために、下記の点に留意しながら、地域での情報共有のためのルールを確立していく必要があります。

(ア) 福祉カードなど記録そのものの公表・提示は行いません。

(イ) 個人や家族の不利益にならないよう配慮します。（必要最小限の情報提供にとどめます。）

(ウ) 提供について本人の同意を得ます。

(エ) 情報提供相手に対して秘密保持の徹底を求めます。

（３）横浜市の保有する民生委員・児童委員に関する個人情報の取扱い

横浜市の保有する民生委員・児童委員に関する文書には、氏名はもちろん住所、電話番号など様々な個人に関する情報が記載されています。

民生委員・児童委員に関する情報の公開については、氏名は、慣行として公表されているものとして開示することとなっています。しかし、その他の情報については、「民生委員・児童委員の住所・電話番号は地域住民に対しては周知されているものであるが、職務を遂行するに当たり必要な範囲で行われるところであるから、担当地区外の何人に対しても公にされているものとは解されず、また、個人情報保護という観点からも考えると何人にも公表すべき情報であるとも解されない。」として、非開示としています。

（参考 横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第 407 号平成 17 年 9 月 29 日及び
横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第 408 号平成 17 年 9 月 29 日）

このため、支援を必要としている方からの横浜市への問合せに対しては、担当の民生委員・児童委員の氏名と電話番号を口頭で伝え、住所については民生委員・児童委員に直接聞いていただくようご案内しています。

ただし、担当の地区や自治会単位で、広報等により住所や電話番号を周知することは、関係する民生委員・児童委員全員の同意があれば差し支えありません。

Ⅱ 組織

1 民生委員児童委員協議会

(1) 構成

本市の場合、民生委員児童委員協議会は、当該地区の全民生委員・児童委員で組織する地区民生委員児童委員協議会（以下「地区民児協」）と、当該区の全民生委員・児童委員で組織する区民生委員児童委員協議会（以下「区民児協」）と、本市の全民生委員・児童委員で組織する市民生委員児童委員協議会（以下「市民児協」）の組織があります。令和4年4月1日現在の地区民児協数は263です。

また、都道府県・指定都市の民児協を構成団体とする全国民生委員児童委員連合会（以下「全民児連」）が組織され、民生委員・児童委員活動の方針の提示等を行っています。

なお、上記4つの民児協のうち、地区民児協は民生委員法第20条に基づく組織（法定単位民児協）であり、区民児協、市民児協、全民児連は会則に基づく任意の組織です。区民児協は地区民児協間、市民児協は区民児協間の連絡調整等を行っています。

そして、その事務局はそれぞれ区役所の福祉保健センター福祉保健課、横浜市社会福祉協議会地域活動部地域福祉課、全国社会福祉協議会民生部に置かれています。

(2) 任務

民生委員協議会の任務は民生委員法第24条により次のとおり定められています。

- 第二十四条 民生委員協議会の任務は、次のとおりとする。

 - 一 民生委員が担当する区域又は事項を定めること。
 - 二 民生委員の職務に関する連絡及び調整をすること。
 - 三 民生委員の職務に関して福祉事務所その他の関係行政機関との連絡に当たること。
 - 四 必要な資料及び情報を集めること。
 - 五 民生委員をして、その職務に関して必要な知識及び技術の修得をさせること。
 - 六 その他民生委員が職務を遂行するに必要な事項を処理すること。

2 民生委員協議会は、民生委員の職務に関して必要と認める意見を関係各庁に具申することができる。

3 民生委員協議会は、市町村の区域を単位とする社会福祉関係団体の組織に加わることができる。

4 市町村長及び福祉事務所その他の関係行政機関の職員は、民生委員協議会に出席し、意見を述べることができる。

また、児童委員協議会については、児童委員の活動要領に次のとおり定められています。

- 第4 児童委員協議会

児童委員相互の連携の強化及び任務の遂行に必要な知識、技術の向上を図るため、民生委員法第20条の規定に基づき組織された民生委員協議会ごとに児童委員協議会を組織するとともに、具体的事例に即した事例研究等を行い、その資質の向上を図るなど、その活動の充実強化を図る。

児童委員協議会は、児童委員相互の連絡をはかり、児童福祉のため各種の協議を行うために、民生委員協議会の開催と同時に開催することが望ましい。

この様な背景から民生委員協議会と児童委員協議会は一体的に運営されており、「民児協」としてその任務の遂行に当たっています。

（３）運営

前述したとおり民児協は、民生委員・児童委員の自主的な運営に任されていますが、この協議会を代表し、会議を招集するとともに、その議長にもなって協議会を円滑に運営するために、地区民児協、区民児協、市民児協には会長がそれぞれ１名置かれています。地区会長、区会長及び市会長を補佐するとともに、事故あるときの代理を務めるのが地区副会長（１名）、区副会長（２名）及び市副会長（２名）です。

地区民児協、区民児協、市民児協の正副会長は、構成員の互選によって定めることになっています。任期は、地区民児協、区民児協の正副会長は１年、市民児協の正副会長は一斉改選年の１２月１日～次期一斉改選年の１１月３０日までの３年間です。

会議は毎月１回定例会を開くことになっていますが、そのほか必要の都度臨時に開催されます。前述のとおり民児協の任務は非常に大切なものですので、各民生委員・児童委員は民児協に出席して活発な意見交換をするように心がける必要があります。

また、民生委員・児童委員の一人ひとりが民児協の組織と運営に責任を持ち、一部の委員に負担が偏ることがないように民主的に運営することが大切です。

地区民児協の運営については、全民児連発行「単位民児協運営の手引き（令和４年３月発行）」もご参照ください。

（４）地区民児協会長の役割

多様化・増大する福祉ニーズに取り組む地域福祉推進の中心的な担い手として、民生委員・児童委員活動に寄せられる期待は大きく、指示・支援・代表といった役割を担う会長は民生委員児童委員協議会における組織的な活動の要です。

（５）横浜市民生委員児童委員協議会

市民児協は前述したように横浜市の民生委員・児童委員全員が会員となり組織されています。会員である民生委員・児童委員の会費と市補助金等により運営されています。

会員相互の研究修養並びに連絡協調を促進し、民生委員・児童委員活動の健全なる発展に寄与することを目的に組織されています。主な事業として、各種会議（理事会、評議員会、主任児童委員連絡会、各種委員会）の開催、関係機関・団体間の連絡と調整、研修会の実施等を行っています（事務局は、横浜市社会福祉協議会が担っています）。

市民児協の理事は、各区民児協会長（１８名）及び市主任児童委員連絡会代表（１名）をもって当てられ、評議員は各区民児協副会長（３６名）をもって構成されています。

（６）全国民生委員児童委員連合会

全民児連は前述したように全国の民生委員・児童委員が会員となり組織されています。

民生委員・児童委員制度に関する基本的事項および活動の強化推進に関する具体的方策を調査研究し、民生委員・児童委員活動の基盤を固め、社会福祉の増進を期することも目的に組織されています。主な事業として、調査・研究、方針等の提示、大会・研修の実施、機関紙の発行等を行っています。

全民児連では評議員会が最高議決機関となっており、評議員は都道府県・指定都市民児協会会長をもって構成されています。

（７）社会福祉協議会との関係

社協は、社会福祉法の中で「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として規定され、社会福祉関係者や社会福祉に関心を持つ住民が集い、お互いに協力して地域の福祉のために取り組むことを目的として組織されているもので、民生委員・児童委員もその一員として参画をしています。

民生委員・児童委員は、日頃の活動の中で支援が必要な住民の把握や安否確認のほか、利用できるサービスの紹介をしたり、専門機関等につなぐ橋渡し役を担っており、個別の支援活動が本来活動の中心となるものですが、地域福祉活動は、この民生委員・児童委員の本来活動を支えるものであり、社協をはじめとする団体等と関わりを持つことにより福祉関係者とのネットワークが広がり、地域の福祉情報が得られたり、必要な支援につながりすることが可能になります。

民児協の社協の中での役割としては、地域住民とともに地域福祉活動を積極的に進めていくほか、民生委員・児童委員が個々の活動により把握した諸々の福祉問題を社協に問題提起していくことなどが挙げられます。

2 横浜市社会福祉協議会のあらまし

(1) 社会福祉協議会とは

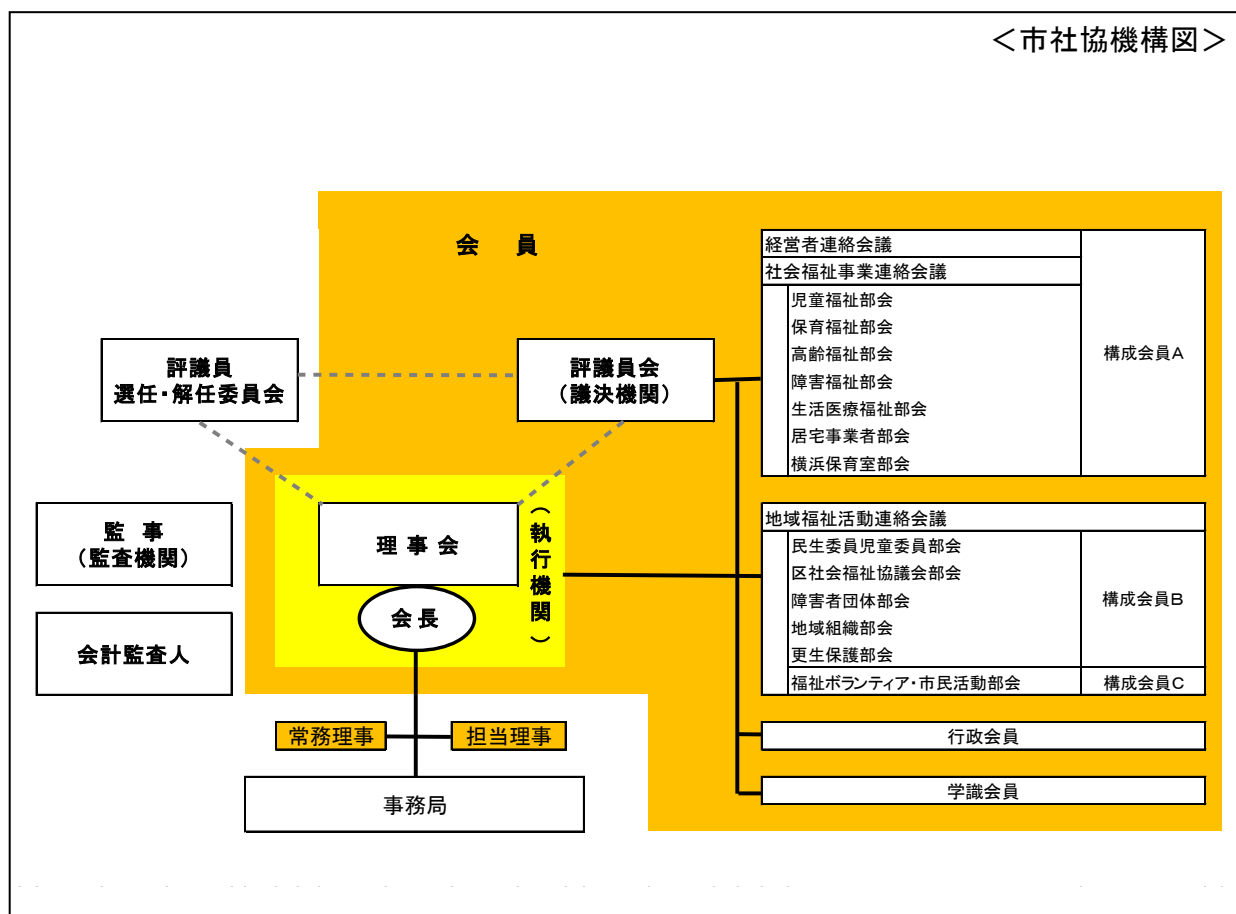
社協は、社会福祉法第 109 条に規定された地域福祉を推進するための民間団体（平成 12 年の改正社会福祉法で「地域福祉推進を目的とする団体」として明記されました。）で、地域住民や社会福祉関係者等の参加・協力の下に、活動を展開している団体です。地域福祉の推進役として、社会福祉の増進を図ることを目的に全国・都道府県・市区町村のそれぞれに組織されています。

(2) 横浜市社会福祉協議会

横浜市社会福祉協議会（以下「市社協」）は、「誰もが安心して自分らしく暮らせる地域社会をみんなでつくりだす」という活動理念の下、人権尊重・ノーマライゼーションの理念の下、「すべての人が住み慣れた地域社会で安心できる暮らし」を実現するために、民生委員・児童委員、自治会町内会等の地域組織、ボランティア・市民団体など市域の公私福祉関係者ととともに地域福祉活動を中心に様々な活動を展開する民間団体として、昭和 26 年 3 月 29 日に設立されました。会費のほか市補助金や委託料等により運営されています。

＜市社協の機構＞

民生委員児童委員部会には、各区の会長及び市主任児童委員連絡会代表が出席しています。



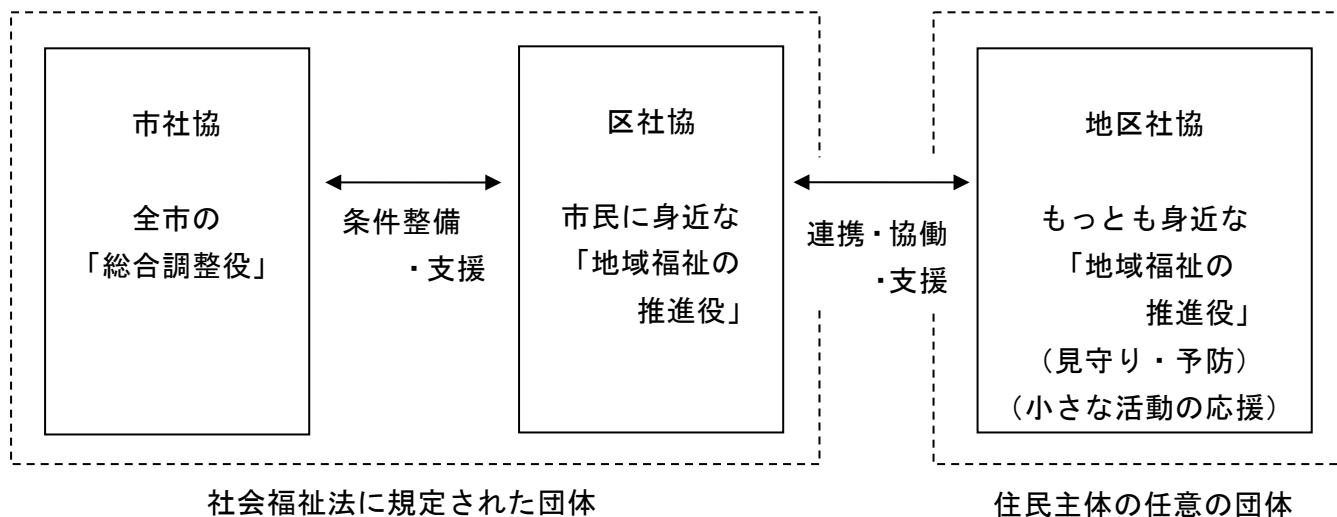
（３）区社会福祉協議会

横浜市には 18 区にそれぞれ区社会福祉協議会（以下「区社協」）があります。地区社会福祉協議会（以下「地区社協」）をはじめとする地域福祉活動の支援を行い、関係団体・施設等と協働して、区内の地域福祉を推進するために様々な活動を行っています。

（４）地区社会福祉協議会

地区社協は、地域の個人や団体が会員となり、福祉のまちづくりを目的に組織された任意の団体です。令和 4 年 4 月 1 日現在の地区社協数は 256 か所で、主に連合町内会単位に自治会町内会、民生委員・児童委員、ボランティア、当事者組織、社会福祉施設などで構成されるネットワーク組織です。

～市社協・区社協・地区社協の役割分担図～



主な項目

市社協	区社協	地区社協
○区社協活動の支援（区社協の連絡調整、区社協に対する情報センター的な機能） ○民間施設への助成・経営支援 ○専門的人材の育成 ○全市共通の課題解決に向けた取り組み ○法定後見等の専門業務 ○人事労務・企画予算管理 ○横浜市民児協、共同募金会横浜支会事務局	○地区社協活動等地域福祉活動の支援 ○ボランティアセンター事業 ○福祉教育の推進 ○生活福祉資金貸付事業 ○あんしんセンター事業 ○地域ケアプラザとの連携 ○地域住民との協働による、制度やサービスの狭間にある課題の発見・支援 等	○困りごとを解決するための話し合い ○地域情報の収集・提供 ○地域のネットワークづくり ○地区ボランティアセンター等による個別支援 ○食事サービスやサロン運営等による見守り活動 ○たすけあい活動を行う団体運営支援 ○広報、福祉啓発

Ⅲ 研修・福利厚生等

1 研修事業

地域で活躍していただくために必要な知識・技術の修得を目的として開催します。階層別研修や課題別研修等、健康福祉局、区役所、市社協、市民児協が協働して幅広く開催します。また、全国民生委員児童委員連合会（以下「全民児連」）や各種関係団体が主催する大会・研修会に参加します。

2 活動費

民生委員は、民生委員法第 10 条により、「給与は支給しない」と明文化されています。現在措置されている民生委員活動費は、職務上の報酬ではなく、民生委員活動に伴って必要とされる交通費や連絡費に充てるために設けられているもので、あくまでも民生委員活動に対する実費弁償です。

3 公務災害制度

民生委員は、非常勤の特別職地方公務員であるため、民生委員活動における災害（負傷、疾病、障害又は死亡）に対して、公務災害として地方公務員災害補償法による補償制度の適用があります。

公務災害が起こった場合は、地区民児協を窓口として、早急に各区の民生委員担当課に連絡してください。公務災害に認定された場合、その状況に応じて、療養給付、休業給付等が適用されます。

4 互助事業

市民児協が主体となり、弔慰金、見舞金等を支給する互助事業を行っています。

また、全社協が主体である全国民生委員互助事業も適用になります。資料編・関係法令等の「互助事業運営要綱」を参照してください。なお、給付金を受けるには、所定の手続が必要です。区民児協事務局にお問い合わせください。

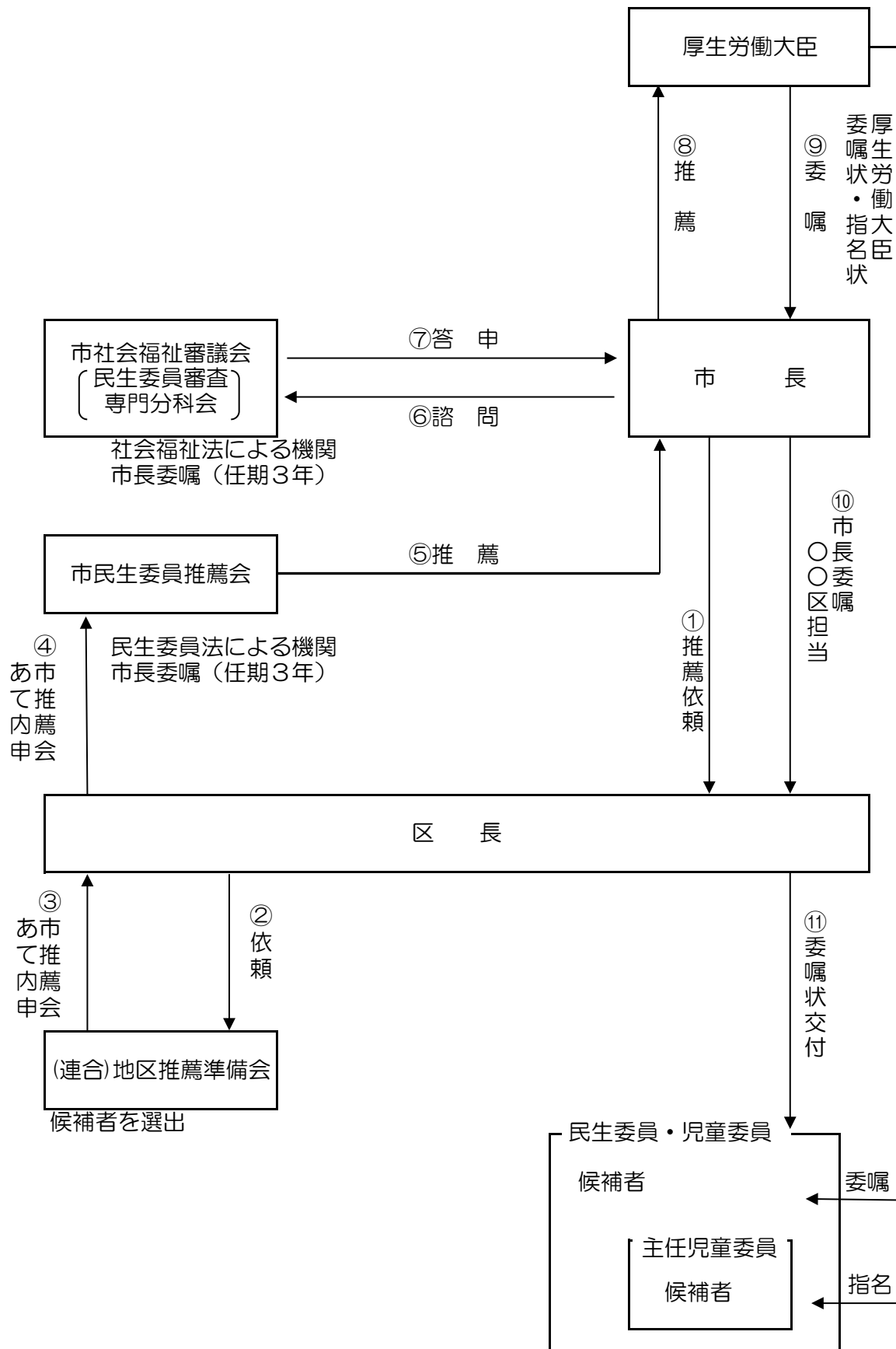
5 活動保険

全国全ての委員を加入者とし、民生委員・児童委員活動中の万が一の事故等を補償する保険制度が平成 26 年度に創設されました。全民児連が一括で保険契約を行っています。詳細については、民生委員・児童委員活動保険のパンフレットをご確認ください。なお、補償を受けるには、所定の手続きが必要です。区民児協事務局にお問い合わせください。

【一口メモ】

～民生委員・児童委員、主任児童委員の委嘱までの流れ～

民生委員・児童委員、主任児童委員推薦〔委嘱〕の手続



実 務 編

I 調査事務

1 民生委員・児童委員が行う調査事務

(1) 民生委員・児童委員が行う調査事務とは

民生委員・児童委員が依頼者に対して、その依頼事項の事実確認のために調査を行い、確認できる範囲内で状況を把握し、その結果を調査書として発行する行為をいいます。

行政機関の行う証明とは異質のものであるにもかかわらず、調査書の依頼が多い理由としては、民生委員が、

ア 地域に長く居住しているなど地域住民の実態をよく知っていること。

イ 人格識見ともに高く、社会的にも地域住民からも信頼が厚いこと。

ウ 職務内容の公共性が強いこと。

などにより依頼を受けやすい立場にあるためです。

「調査事務」は、民生委員法第14条の職務内容には明記されていませんが、住民が生活状況の改善や維持を行う際に必要となるものです。これは職務規定上、住民への相談・援助を行うとされている民生委員・児童委員にとっては、地域住民への福祉サービスの一つとして、捉えることのできる活動です。

また、行政への協力活動を行う者としての職務に照らしても、住民への支援を目的として行う活動であるといえます。

「調査事務」は、かつては「証明事務」という名称でしたが、契約社会の浸透によって、「証明」という言葉の持つ意味は非常に限定的なものとなっています。「証明」という名称が一人歩きし、唯一の証拠となる決定的な書類だという誤解を生じる可能性が指摘されます。

民生委員・児童委員が行ってきた「証明事務」を考えた場合、確認結果を表す書類は、求められた内容について確認できる範囲内での状況把握の結果であり、「調査結果」「状況（確認）報告」等という呼称を用いることが望ましいことから、平成13年に呼称を「証明事務」から「調査事務」に変更しました。

同様の理由から、全民児連では「状況報告」という言葉を使っていますが、横浜市では「調査事務」で統一しています。

（２）どんなときに取り扱うのか

ア 法令や通知、国や自治体が定める要綱等に協力を定められているもの

行政協力は、民生委員・児童委員の職務です。法律や施行令、通知、条例等に民生委員・児童委員の協力や援助・助言を求められているものについては対応します。

イ 「補充性」を持つものとして扱われるもの

公的機関の証明の他にさらにそれを補う確認が必要となるものは対応します。

【上記以外で、公共性・中立性の高い機関・団体等がそれぞれの独自規定により民生委員・児童委員の協力を求めている場合で、福祉サービスの利用等を目的としたものについては、必要に応じて対応します。】

（３）取扱基準の方針

民生委員の理念・性格・職務及び現状に照らし、民生委員・児童委員が行うにふさわしいと判断した場合、民生委員・児童委員の基本的性格とはたらき及び活動領域を超えない範囲で、依頼者からの聞き取りや、訪問面接等によって事実を確認した場合に限り、調査書を発行します。

（４）取り扱わないもの

ア 状況確認ができないもの

本人からの聞き取りやご近所の方に伺ったりしただけでは正確に分からないものがあります。勤めていない場合でも無収入とは限りませんし、昼間訪問して留守だからといって不在とは限りません。

このように民生委員・児童委員として状況確認の困難なものは、取り扱いません。

（例） 無収入証明 無資力証明 不在証明

非課税証明や住民票など代替証明のある場合は発行機関を案内してください。

また扶養の事実については、調査書の発行が可能です。

イ 法的証拠として取り扱われるもの

法律に触れるような問題であるとか、法律上「権利」や「義務」に関するものについては取り扱いません。

（例） 相続放棄証明 養子縁組証明

これらは裁判所等が判断するものですから、その旨を説明してください。

ウ 代替手段のあるもの

市役所や区役所、警察署や消防署等の行政機関で証明書を発行したり、内容の確認ができるものは取り扱いません。

（例） 納税証明 火災証明 非課税証明

提出先である保険会社等企業・団体等の責任で調査すべきものも取り扱いません。

（例） 休業証明

エ 当事者間に利害得失のあるもの

依頼者自身の営利目的に使用する場合をはじめ、調査書の発行によって依頼者及び第三者が不当に有利になったり逆に損害を被る場合、特に裁判等に関連した係争事項に関わるものは取り扱いません。

（例） 盗難証明 事実婚証明

(5) 取扱い上の留意点

- ア 依頼された時点で、依頼事項への対応ができるかどうかや、調査書の効果の及ぶ範囲を依頼者に伝え、了解を得ます。
- イ 本人の申立ての内容をよく聞き、内容を精査しながら状況の確認をします。あいまいな状況確認のまま対応したり、恣意的判断をすることは厳に慎みます。
- ウ 客観的に確認できた状況のみ報告します。
- エ 記載する内容、目的、提出先を明確にしておきます。
- オ 目的外の使用は避けるよう、依頼者に伝えます。
- カ 作成した書類の写し等を手元に残し、保管を確実に行います。
- キ 対応について個人で判断できない場合は、必ず民児協で協議します。
- ク 本人以外の第三者から依頼された場合は、本人の承諾が必要であることを伝えるとともに、その理由を必ず把握してから対応を判断します。
- ケ 書類の作成や提出に際しては、個人のプライバシーに十分配慮します。

(6) 調査書以外の様式で調査を依頼されたとき

依頼者の勤務先等が指定する様式であっても、申立ての内容が確認できれば、その様式に確認内容を記載してかまいません。

調査事務の流れ

住民からの依頼を受ける。

「依頼書」の「依頼人」欄、調査事項、使用目的、提出先を依頼人に記入してもらう。
(依頼書を渡して自宅などで記入させるより、民生委員の指導の下に目の前で記入してもらうことが望ましい。)

調査事項、使用目的、提出先等を確認

【対応するもの】

- ・ 福祉サービスの利用等を目的とするもので、代替手段のないもの
- ・ 法令等で定められているもの

事実を確認する
(聞き取り調査・訪問等)

調査結果を記載し、調査書を発行する

【対応しないもの】

- ・ 状況確認ができないもの
- ・ 法的証拠として取り扱われるもの
- ・ 代替手段があるもの
- ・ 当事者間に利害損失のあるもの

調査書を発行できないことを依頼者に説明する。
代替手段となる証明がある場合は、発行機関等を案内する

※対応について、判断することが難しい場合は、地区会長等に相談してください。

依頼書様式

(民生委員保管用)

依 頼 書

整理番号No.

令和 年 月 日

依 賴 人

住所	
氏名	⑩
電話	

民生委員・児童委員 様

次の事項について調査書の発行をお願いします。

1. 調査事項		
2. 使用目的		
3. 提出先	所在地	
	団体名等	
	電話	
民生委員記入欄	4. 調査結果	
	5. 確認方法等	・面接（ ） ・確認書類（ ） ・内容（ ）

※ 依頼者は、ボールペン等で太枠内のみご記入ください。

令和 年 月 日

様

民生委員・児童委員

住 所

氏 名

印

次の事項につき調査の結果、記載のとおりです。

1. 調査事項		
2. 使用目的		
3. 提出 先	所 在 地	
	団 体 名 等	
	電 話	
民生委員記入欄		
4. 調 査 結 果		

※ この文書は、上記目的以外には使用しないでください。

資料1 行政協力活動としての調査事項（例示）

	調 査 事 項	用 途	提 出 先	摘 要（関係法規等）	民生委員以外による対応
法令等に民生委員の助言が明記されているもの	生活困窮の事実	疾病の治療費用援助申請のため	教育委員会	学校保健安全法施行令	1 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止の証明又は確認 2 児童扶養手当受給の証明又は確認 3 所得証明
法令等に第三者による証明書の提出が位置づけられているもの	生計維持の事実	遺族補償年金保険給付の支給請求のため	労働基準監督署	労働者災害補償保険法施行規則	1 監督署の職員が直接調査 2 勤務先の証明 3 住民票 4 請求人からの聴取 5 同僚からの聴取
	生計同一の事実	雇用保険未支給基本手当請求のため	公共職業安定所	雇用保険法施行規則	1 住民票 2 戸籍謄本
	生計同一の事実	遺族厚生年金・障害厚生年金・老齢厚生年金等受給のため	年金事務所	厚生年金保険法施行規則等	1 第三者の証明 2 住民票（マイナンバーでの請求の場合は不要）
	生計同一の事実	老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金・寡婦年金・死亡一時金・未支給年金・未支払給付金請求のため	区保険年金課、年金事務所	国民年金法施行規則 年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行規則	1 第三者の証明 2 住民票（マイナンバーでの請求の場合は不要）
	別居監護・養育，事実婚解消・母子又は父子で生活していること及び住所要件に関する事実	児童扶養手当申請のため	福祉保健センター（こども家庭支援課）	児童扶養手当法施行規則	1 住民票 2 児童扶養手当担当職員調査 3 課税証明
地方自治体等が民生委員の協力を必要に応じて求めるもの	母子・父子世帯である事実・寡婦等の事実	母子・父子・寡婦福祉資金貸付申請のため	福祉保健センター（こども家庭支援課）	母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則	
	居住の事実	居住地に住民票がない児童の義務教育就学申請のため	教育委員会		

資料2 調査書を発行すべきでない主な事例

調 査 事 項	提 出 先	用 途
不在の事実	消費者金融、ローン、クレジット等月販業者	公示送達
	貸金業者	担保物件の権利取得
	弁護士	土地の賃借関係の解除
	日本電信電話株式会社等	滞納電話料免除手続
交通事故の事実	保険会社、共済組合	保険金受領のため
無資力の事実	労働基準監督署	労災の第三者行為災害における加害者の賠償金免除手続
休業の事実	保険会社	保険金申請
居住の事実	税務署	住宅取得控除申請
事実婚の事実	弁護士	離婚時の慰謝料請求
無収入の事実	市区町村税務所管課	減税申告
行政機関をはじめ他機関、団体等で証明できるもの		資料3のとおり

資料3 行政機関で発行できる主な証明

証 明 事 項 名	担 当 窓 口
納税証明	区税務課
課税証明	区税務課
非課税証明	区税務課
戸籍全部事項証明書、個人事項証明書（戸籍謄抄本）	区戸籍課
住民票の写し	区戸籍課
住民票記載事項証明	区戸籍課
身分証明（破産宣告の有無等民事事項に限る）	区戸籍課
印鑑登録証明	区戸籍課
不在籍証明及び不在住証明	区戸籍課
外国人登録原票記載事項証明	法務省（詳細は戸籍課へ）
埋火葬許可証交付済証明	区戸籍課
年齢証明（労働基準法に基づくものに限る）	区戸籍課
建築許認可確認証明	建築・宅地指導センター
建築工事完了確認済証明	建築・宅地指導センター
専用住宅証明（租税特別措置法に係るものに限る）	新築：建築・宅地指導センター 中古：区税務課
住宅用家屋証明	区税務課
農家台帳搭載済証明	環境創造局農政事務所
道路幅員証明	区土木事務所
国民健康保険料納付（賦課）証明	区保険年金課
り災証明	消防署
住居表示に関する証明	区戸籍課

2 扶養控除、健康保険加入等に関する調査

扶養家族認定には、「扶養者の範囲と生計維持の認定」が条件となっていますが、会社によって証明する事項や形式が異なる場合があります。「無職証明」や「無職・無収入証明」「扶養証明」等いろいろな形で依頼されますが、ほとんどのケースは「扶養の事実の調査書」で対応できます。ここでは、主なものをケース別に記入例とともに紹介します。

(1) 収入がある方の扶養の事実の調査

Q 1	長女が高校を卒業したが、病弱なためパート就労であり年収 103 万円以下である。父親の扶養手当申請のために証明を依頼されたが、どのような調査書を出したらよいか。
A 1	収入があっても年収が父親の勤務先の扶養認定範囲内であれば、被扶養者になります。長女の収入に関する書類を確認した上で、扶養の事実の調査書を発行します。

【A 1 の記入例】収入がある子の扶養の事実の調査

調 査 書	
整理番号NO. _____	
令和 ○○年 ○ 月 ○ 日	
横浜市○区○町○ー○ ○○ ○○ 様	
・民生委員児童委員 住 所 横浜市○区○町○ー○ 氏 名 ○○ ○○ ㊞	
次の事項につき調査の結果、記載のとおりです。	
1. 調 査 事 項	扶養している事実
2. 使 用 目 的	扶養手当申請のため
3. 提 出 先	所在地 横浜市○区○町○ー○ー○ 団体名等 (株)○○ 電 話 ○○○ー○○○○
民生委員記入欄	子 ○○（平成○年○月生まれ○歳）
4. 調 査 結 果	上記の者を現に扶養している。

※この文書は、上記使用目的以外には使用しないでください。

（２）退職した方の扶養の事実の調査

Q 3	結婚のため退職し、夫の扶養家族となるため無職無収入証明を依頼された。家事以外に働いていないことは知っているが、「無職無収入証明」は出さないようにと指導されているため、どのように対処したらよいか。
A 3	無職であっても無収入であるとは確定できませんので、無収入であることの調査票は出せない旨、依頼者に説明してください。 この場合、職業安定所の離職証明（会社を通して退職時に交付される）で事足りることもあります。証明書が必要であれば無職であることを記載した調査票だけでも被扶養者認定の証明となります。妻の場合、必ずしも証明を必要とせず、自己申告で可能なこともありますので、使用目的について明記しておきましょう。

【A 3 の記入例】退職した者の扶養の事実の調査

調 査 書		整理番号NO. _____
令和 〇〇年 〇 月 〇 日		
横浜市〇区〇町〇ー〇 〇〇 〇〇 様		
・民生委員児童委員 住 所 横浜市〇区〇町〇ー〇 氏 名 〇〇 〇〇 ㊞		
次の事項につき調査の結果、記載のとおりです。		
1. 調 査 事 項	扶養している事実	
2. 使 用 目 的	扶養手当申請のため	
3. 提 出 先	所 在 地	横浜市〇区〇町〇ー〇ー〇
	団 体 名 等	(株)〇〇
	電 話	〇〇〇—〇〇〇〇
民生委員記入欄		妻 〇〇（平成〇年〇月生まれ〇歳）
4. 調 査 結 果	上記の者、〇〇年〇〇商事退職後無職であり、 現に扶養している。	

※この文書は、上記使用目的以外には使用しないでください。

Q 4	母が飲食店を自営していたが、高齢のため廃業した。息子の扶養家族となるための証明を依頼されたが、どのように調査書を発行したらよいか。
A 4	面接や訪問をし、廃業の事実確認を行った上で調査書を発行します。この場合、調査結果欄に自営の店を廃業した旨、加筆しておきます。

【A 4 の記入例】退職した者の扶養の事実の調査（自営業）

調 査 書		整理番号NO. _____
令和 〇〇 年 〇 月 〇 日		
横浜市〇区〇町〇ー〇 〇〇 〇〇 様		
・民生委員児童委員 住 所 横浜市〇区〇町〇ー〇 氏 名 〇〇 〇〇 印		
次の事項につき調査の結果、記載のとおりです。		
1. 調 査 事 項	扶養している事実	
2. 使 用 目 的	扶養手当申請のため	
3. 提 出 先	所 在 地	横浜市〇区〇町〇ー〇
	団 体 名 等	(株)〇〇〇〇
	電 話	〇〇〇ー〇〇〇〇
民生委員記入欄	母〇〇（昭和〇〇年〇月〇日生まれ〇〇歳） 上記の者、平成 18 年 3 月まで飲食店「〇〇」を経営していたが、健康上の理由で廃業し、現在は無職であり、現に扶養している。	
4. 調 査 結 果		

※この文書は、上記使用目的以外には使用しないでください。

(3) 別居者の扶養の事実の調査

Q 5	扶養控除・扶養家族認定申請のため、遠隔地に別居している母親を扶養していることを証明してほしいと依頼された。どのような調査・確認をしたらよいか。
A 5	本人から聞き取りや扶養の事実を証明する送金書等を提示してもらった上で扶養の事実の調査書を発行します。別居している場合の条件等を確かめて記載し、使用目的を明示しておきましょう。

【A 5 の記入例】別居者の扶養の事実の調査

調 査 書		整理番号NO. _____
令和 ○○年 ○月 ○日		
横浜市○区○町○ー○ ○○ ○○ 様		
・民生委員児童委員 住 所 横浜市○区○町○ー○ 氏 名 ○○ ○○ ⑩		
次の事項につき調査の結果、記載のとおりです。		
1. 調 査 事 項	扶養している事実	
2. 使 用 目 的	扶養控除・扶養家族認定のため	
3. 提 出 先	所 在 地	横浜市○区○町○ー○
	団 体 名 等	(株)○○○○
	電 話	○○○-○○○○
民生委員記入欄	母○○（昭和○○年○月○日生まれ○○歳）	
4. 調 査 結 果	上記の者、○○県○○町○ー○在住であり、現に扶養している。	

※この文書は、上記使用目的以外には使用しないでください。

(4) 未就労家族の扶養の事実の調査

Q 6	退職した妻と大学生の長男を扶養家族に入りたいので無職証明がほしいと依頼された。どのような調査書を発行したらよいか。
A 6	妻は職業安定所の離職証明、長男は在学証明で代用できます。 なおかつ、調査書が必要な場合は、それらを確認の上、実態を加味して無職であることの調査書を発行します。

【A 6 の記入例】未就労者の扶養の事実の調査（妻と大学生の子）

調 査 書		整理番号NO. _____
令和 〇〇 年 〇 月 〇 日		
横浜市〇区〇町〇ー〇		
〇〇 〇〇 様		
・民生委員児童委員		
住 所 横浜市〇区〇町〇ー〇		
氏 名 〇〇 〇〇 印		
次の事項につき調査の結果、記載のとおりです。		
1. 調 査 事 項	扶養している事実	
2. 使 用 目 的	扶養家族の認定のため	
3. 提 出 先	所 在 地	横浜市〇区〇町〇ー〇
	団 体 名 等	(株)〇〇〇〇
	電 話	〇〇〇ー〇〇〇〇
民生委員記入欄	妻 〇〇（昭和〇〇年〇月〇日生まれ〇〇歳）	
4. 調 査 結 果	子 〇〇（平成〇〇年〇月〇日生まれ〇〇歳） 上記の者、〇〇県〇〇町〇ー〇在住であり、現に扶養している。	

※この文書は、上記使用目的以外には使用しないでください。

Q 7	大学を卒業したが、司法試験受験のため就労していない息子を扶養家族に入れたいので無職証明がほしいと依頼された。どのような調査書を発行したらよいか。
A 7	実態を確認の上、無職であることの調査書を発行します。

【A 7 の記入例】未就労者の扶養の事実の調査

調 査 書 整理番号NO. _____	
令和 〇〇 年 〇 月 〇 日	
横浜市〇区〇町〇ー〇 〇〇 〇〇 様	
・民生委員児童委員 住 所 横浜市〇区〇町〇ー〇 氏 名 〇〇 〇〇 ㊟	
次の事項につき調査の結果、記載のとおりです。	
1. 調 査 事 項	扶養している事実
2. 使 用 目 的	扶養家族の認定のため
3. 提 出 先	所 在 地 横浜市〇区〇町〇ー〇 団 体 名 等 (有)〇〇〇〇 電 話 〇〇〇－〇〇〇〇
民生委員記入欄	子 〇〇（昭和〇〇年〇月〇日生まれ〇〇歳）
4. 調 査 結 果	上記の者、司法試験受験のため就労せず、勉強中であり、現に扶養している。

※この文書は、上記使用目的以外には使用しないでください。

3 児童扶養手当申請に関する調査

この調査は、行政協力活動として位置付けられて、関係法令に基づく調査であり、また、児童福祉法の中でも児童委員の役割として明記されています。

別居監護申立書にある「児童の監護」とは、「親権の有無にかかわらず金銭的・精神面等から児童の生活について種々配慮していること。別居の場合は仕送り・定期的訪問・電話や手紙等で連絡を取っていること。」をいいます。また、その他の申立書に関しては、生活の実態として「事実婚の解消」等があるかを調査します。

いずれも申立書の内容を確認した上で、様式下段の署名欄に記入します。

(1) 「別居監護の事実」の調査

Q 8	児童が他の市町村で暮らしている父親又は母親が、児童扶養手当申請のための証明を求めてきた。どのような調査書を発行したらよいか？
A 8	この場合、本人からの聞き取りや事実を証明する送金書等を提示していただき、申立書の内容を確認した上で、様式下段の署名欄に記入します。 →48 ページ「別居監護申立書」

(2) 「養育の事実」の調査

Q 9	父親又は母親が行方不明となり、祖父（母）が孫の世話をしているので、児童扶養手当申請のため、申立書を持参して証明を依頼しに来た。どのような調査書を発行したらよいか？
A 9	申立書の内容を確認した上で、様式下段の署名欄に記入します。 →49 ページ「養育申立書」

【Q8の資料及び記入例】別居監護申立書

別 居 監 護 申 立 書

□□○○年○○月○○日

住所 横浜市○区○○△丁目ー□□

氏名 ○○ ○○

電話番号 □□□ー□□□□

私は、対象児童と別居していますが、次のとおり監護していることを申し立てます。

1 児童を監護している事実について

児童の別居先の住所	横浜市○区○○△丁目ー□□	
別居先の児童が属する 世帯の世帯主	氏 名	請求者等との関係
	○○ ○○	祖父
別居している理由	長男○○はいじめに会い、私の両親の家の近くの中学校に通っています。	
児童への仕送り・面会・ 電話連絡等の状況	私の父母の家で生活していますが、月々5万円を送金しています。	
	電話で毎日、話をするようにしていますし、週末には必ず会うようにしています。	
	○○が中学を卒業したら自宅に戻して一緒に暮らすつもりです。	

2 別居している児童

氏 名	○○ ○○	生年月日	□□○年○月○日	続柄	長男
氏 名		生年月日	年 月 日	続柄	
氏 名		生年月日	年 月 日	続柄	

上記申し立てのとおりに確認しました。

□□○○年○○月○○日

民生委員 住所 横浜市○区○○△丁目ー□□

氏名 ○○ ○○

(注)学校等の寄宿舎等で生活している場合は、学校長・寄宿舎の長の証明書等を添付してください。

【Q9の資料及び記入例】 養育申立書

養育申立書

□□〇〇年〇〇月〇〇日

住所 横浜市〇区〇〇△丁目ー□□

氏名 〇〇 〇〇

電話番号 □□□ー□□□□

私は、次のとおり養育していることを申し立てます。

1 養育している児童

氏名	生年月日	養育者との関係
〇〇 〇〇	□□〇年〇〇月〇〇日	孫
〇〇 〇〇	□□〇年〇〇月〇〇日	孫
	年 月 日	

2 養育するに至った理由

長女、〇〇は離婚をして、しばらく子ども達と生活していましたが、□□〇〇年〇〇月

〇〇日に私に子ども達を預けて買い物に行ったまま行方不明となりました。

そのため、私が子どもを引き取り、養育しています。

〇〇からの連絡は全くなく、どこにいるのかも分かりません。

3 児童の両親の状況

	父の状況	母の状況
氏名	〇〇 〇〇	〇〇 〇〇
両親の状況	①離婚 ②死亡 ③障害 ④生死不明 ⑤遺棄 ⑥保護命令 ⑦拘禁 ⑧未婚の女子の子 ⑨その他()	①離婚 ②死亡 ③障害 ④生死不明 ⑤遺棄 ⑥保護命令 ⑦拘禁 ⑧未婚の女子の子 ⑨その他(行方不明)
事由発生日	□□〇〇年〇〇月〇〇日	□□〇〇年〇〇月〇〇日
非該当予定	□□〇〇年〇〇月〇〇日	□□〇〇年〇〇月〇〇日

上記申し立てのとおりに確認しました。

□□〇〇年〇〇月〇〇日

民生委員 住所 横浜市〇区〇〇△丁目ー□□

氏名 〇〇 〇〇

(3) その他、児童扶養手当に関する申立書に係る調査

ア 住所要件に関する申立書

申請者及び受給者並びに対象児童の居住地が住民登録地（住民票記載住所）と異なる場所に居住している場合

住所要件申立書

□□□□年□□月□□日

住所 横浜市○区○○△丁目ー□□

氏名 ○○ ○○

電話番号 ○○○ー○○○○

私は、次のとおり対象児童と下記に居住していることを申し立てます。

現に居住している住所	横浜市○区○○△丁目ー□□			
住民登録上の住所	東京都○区○○△丁目ー□□			
世帯構成	氏 名	生年月日	続柄	
	○○ ○○	□□□□年□□月□□日	本人	□□□□年□□月□□日から
	○○ ○○	□□□□年□□月□□日	長女	□□□□年□□月□□日から
	○○ ○○	□□□□年□□月□□日	長男	□□□□年□□月□□日から
		年 月 日		年 月 日から
		年 月 日		年 月 日から
住民登録を異動 できない理由	前夫に居所を知られると追ってきて、また、暴力を振るわれ連れ戻されるので、			
	恐ろしくて住民票を異動することができません。			

上記申し立てのとおりに確認しました。

□□□□年□□月□□日

民生委員 住所 横浜市○区○○△丁目ー□□

氏名 ○○ ○○

イ 事実婚解消申立書

父母が事実婚（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合）を解消した場合（事実婚を解消したときの居住地の民生委員の署名、又は居住地の地区の民生委員の署名が必要です。）

事実婚解消の申立書

□□○○年○○月○○日

住所 横浜市○区○○△丁目ー□□

氏名 ○○ ○○

電話番号 ○○○ー○○○○

私は、次のとおり事実婚を解消したことを申し立てます。

事実婚の相手の氏名	○○ ○○	生年月日	□□○○年○○月○○日
事実婚のあった住所	横浜市○区○○△丁目ー□□		
事実婚の期間	□□○○年○○月○○日 ～ □□○○年○○月○○日		
事実婚解消の理由			
前夫、○○○○とは□□○○年○○月○○日に離婚しましたが、現在の住まいが見つかるまで、離婚後も前夫と一緒に生活をしていました。			

上記申し立てのとおりに確認しました。

□□○○年○○月○○日

民生委員 住所 横浜市○区○○△丁目ー□□

氏名 ○○ ○○

ウ 母子で生活していることの申立書、父子で生活していることの申立書

同一住所に離婚した前夫又は前妻等が居住（住民登録）している場合

☐ 母子で生活していることの申立書

☐ 父子で生活していることの申立書

（前夫又は前妻と世帯分離している場合や母子・父子以外の者が住民登録をしている場合等の申立書）

□□〇〇年〇〇月〇〇日

住所 横浜市〇区〇〇△丁目ー□□

氏名 〇〇 〇〇

電話番号 〇〇〇ー〇〇〇〇

私は、上記の住所に母子又は父子で生活しています。

世帯構成員	氏 名	続 柄	生年月日
	〇〇 〇〇	本 人	□□〇〇年〇〇月〇〇日
	〇〇 〇〇	長男	□□〇〇年〇〇月〇〇日
	〇〇 〇〇	長女	□□〇〇年〇〇月〇〇日
			年 月 日
			年 月 日
前夫又は前妻と別居した日	□□〇〇年〇〇月〇〇日		
住民票を異動できない場合はその理由	離婚前から前夫は家を出ていて、どこにいるのか分かりません。前夫の実家にも全く連絡が取れず、住民票の異動をすることができません。		
前夫又は前妻と世帯を分離した日	□□〇〇年〇〇月〇〇日		
前夫又は前妻等の氏名等	〇〇 〇〇	生年月日	□□〇〇年〇〇月〇〇日
前夫又は前妻等の居住地等	☒ 不明 ☐ 判明（住所等）		

上記申し立てのとおり確認しました。

□□〇〇年〇〇月〇〇日

民生委員 住所 横浜市〇区〇〇△丁目ー□□

氏名 〇〇 〇〇

エ 戸籍及び住民票に記載のない児童の申立書

離婚後 300 日以内に出生した子について、出生届がなされず、戸籍及び住民票に記載のない場合

戸籍及び住民票に記載のない児童の申立書

□□〇〇年〇〇月〇〇日

住所 横浜市〇区〇〇△丁目ー□□

氏名 〇〇 〇〇

電話番号 □□□ー□□□□

私は、次のとおり対象児童を監護していることを申し立てます。

1 戸籍及び住民票に記載のない児童について(氏名については、呼び名を記入してください。)

氏 名	〇〇 〇〇	男(女)	生年月日	□□〇〇年〇〇月〇〇日
氏 名		男・女	生年月日	年 月 日

※児童の出生証明書等の写しを添付してください。

2 戸籍及び住民票に記載のない理由(具体的に記入してください。)

前夫と別居し、離婚調停中に〇〇〇と知り合い、〇〇を妊娠しました。前夫との離婚調定が成立してまもなく〇〇を出産しましたが、出生届を〇〇〇を父として届けましたが、前夫の子として届け出るように言われたため、出生届を出すことができません。〇〇〇とは〇〇を妊娠後、疎遠になり、連絡も取れない状態で援助も受けていません。

3 児童の父の状況

氏 名	〇〇 〇〇	生年月日	□□〇〇年〇〇月〇〇日
住 所	不明		
児童の父からの定期的な生計の援助	全くありません。		
請求者等と児童の父との交流状況等	全くありません。		

上記申し立てのとおりに確認しました。

□□〇〇年〇〇月〇〇日

民生委員 住所 横浜市〇区〇〇△丁目ー□□

氏名 〇〇 〇〇

4 母子福祉申請に関する調査

母子、父子、寡婦福祉に関する制度を利用する場合には、「母子世帯である事実」等の証明が必要となりますので、各々の資金貸付条件等を合わせて知っておくとよいでしょう。

これらの証明は、性格上依頼者が福祉保健センター（こども家庭支援課）の指導の下に証明を求めてくるケースが多いので、曖昧な場合や不確かなことは福祉保健センター（こども家庭支援課）へ問い合わせるとよいでしょう。

また、依頼者が持参する申立書の内容を確認した上で依頼書を提出してもらい、調査書を発行することは申し合わせてあります。

Q10	母子家庭の娘が高校進学のため、母子福祉資金を申請するので証明してほしいと依頼にきた。申立書を一緒に持ってきたが、どのように調査書を発行したらよいのか？
A10	児童扶養手当証書（写）を添付すれば申請できますが、証書が無い方、寡婦の場合、民生委員の調査書を必要とします。その場合は、申立書記載内容を確認し、「母子世帯である事実」の調査書を発行しますが、調査結果欄に申立による内容を確認した旨加筆してください。 → 5 5 ページ「申立書」（母子） → 5 6 ページ「申立書」（父子） → 5 7 ページ「申立書」（寡婦） → 5 8 ページ「調査書」

【Q10 の資料】 申立書（母子）



申 立 書

住所 横浜市〇区〇〇町〇ー〇

氏名 〇〇 〇〇

印

私は現に「母子及び父子並びに寡婦福祉法」第6条第1項に規定する配偶者のない女子であつて下記児童を扶養している事実に相違ありません。

記

扶 養 児 童 名	続 柄	生 年 月 日	年 令	摘 要
〇〇 〇〇	子	〇年 〇月 〇日生	〇	
		年 月 日生		
		年 月 日生		
		年 月 日生		
		年 月 日生		

(参考) 「母子及び父子並びに寡婦福祉法」抜粋

第6条 この法律において「配偶者のない女子」とは、配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）と死別した女子であつて、現に婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。）をしていないもの及びこれに準ずる次に掲げる女子をいう。

- 1 離婚した女子であつて現に婚姻をしていないもの
- 2 配偶者の生死が明らかでない女子
- 3 配偶者から遺棄されている女子
- 4 配偶者が海外にあるためその扶養を受けることができない女子
- 5 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたつて労働能力を失っている女子
- 6 前各号に掲げる者に準ずる女子であつて政令で定めるもの

【Q10 の資料】 申立書（父子）



申 立 書

住所 横浜市〇区〇〇町〇ー〇

氏名 〇〇 〇〇

印

私は現に「母子及び父子並びに寡婦福祉法」第6条第2項に規定する配偶者のない男子であつて下記児童を扶養している事実に相違ありません。

記

扶 養 児 童 名	続 柄	生 年 月 日	年 令	摘 要
〇〇 〇〇	子	〇年 〇月 〇日生	〇	
		年 月 日生		
		年 月 日生		
		年 月 日生		
		年 月 日生		

(参考)

「母子及び父子並びに寡婦福祉法」 抜粋

第6条第2項 この法律において「配偶者のない男子」とは、配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）と死別した男子であつて、現に婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。）をしていないもの及びこれに準ずる次に掲げる男子をいう。

- 1 離婚した男子であつて現に婚姻をしていないもの
- 2 配偶者の生死が明らかでない男子
- 3 配偶者から遺棄されている男子
- 4 配偶者が海外にあるためその扶養を受けることができない男子
- 5 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたつて労働能力を失っている男子
- 6 前各号に掲げる者に準ずる男子であつて政令で定めるもの



申 立 書

住所 横浜市〇区〇〇町〇ー〇

氏名 〇〇 〇〇

印

私は現に「母子及び父子並びに寡婦福祉法」第6条第4項に規定する寡婦（若しくは法附則第6条第1項に規定する40歳以上の配偶者のない女子）に相違ありません。

* 現に20歳以上の子を扶養しているときは、下記の事項についても記載のこと。

記

扶養している子の氏名	続 柄	生 年 月 日	年令	摘 要
〇〇 〇〇	子	〇年 〇月 〇日生	〇	
		年 月 日生		
		年 月 日生		

（参考）

「母子及び父子並びに寡婦福祉法」抜粋

第6条第4項 この法律において「寡婦」とは、配偶者のない女子であつて、かつて配偶者のない女子として民法（明治29年法律第89号）第877条の規定により児童を扶養していたことのあるものをいう。

附 則

第6条第1項 都道府県は、当分の間、40歳以上の配偶者のない女子であつて民法第877条の規定により現に児童を扶養していないもの（寡婦を除く。以下この項において単に「40歳以上の配偶者のない女子」という。）に対して、第32条の規定の例により、次に掲げる資金を貸し付けることができる。

- (1) 事業を開始し、又は継続するのに必要な資金
- (2) 40歳以上の配偶者のない女子が民法第877条の規定により扶養している20歳以上である子その他これに準ずる者（次号及び第4号において「被扶養者」という。）の修学に必要な資金
- (3) 40歳以上の配偶者のない女子又は被扶養者が事業を開始し、又は就職するために必要な知識技能を習得するのに必要な資金
- (4) 前3号に掲げるもののほか、40歳以上の配偶者のない女子及び被扶養者の福祉のために必要な資金であつて政令で定めるもの

【Q10 の記入例】

調 査 書

整理番号NO. _____

令和 ○○年 ○○月 ○○日

横浜市○区○町○ー○

○○ ○○

様

・民生委員児童委員

住 所 横浜市○区○町○ー○

氏 名 ○○ ○○ ⑩

次の事項につき調査の結果、記載のとおりです。

1. 調 査 事 項		母子家庭である事実	
2. 使 用 目 的		母子父子寡婦福祉資金貸付申請のため	
3. 提出先	所 在 地	横浜市〇区〇〇△丁目ー□□	
	団体名等	〇〇区役所こども家庭支援課	
	電 話	□□□ー□□□□	
民生委員記入欄			
4. 調 査 結 果		〇〇（□□〇〇年〇〇月〇〇日生）は、□□〇〇年〇〇月〇〇日夫と死別後、母子家庭であり、子〇〇（□□〇〇年〇〇月〇〇日生）を現に扶養している。	

※この文書は、上記使用目的以外には使用しないでください。

5 国民年金等年金に関する調査

この調査も法令等において第三者による証明書の提出が位置付けられているものです。
調査事項として、「生計同一の事実」があります。

Q11	他市に住む母親が死亡し、国民年金未支給分を請求するため、生計を同じくしていたという証明が依頼された。どのような調査書を発行したらよいか。
A11	請求者の申立てや、送金していた事実を証明する書類等を確認した上で「生計同一の事実」を証明した調査書を発行します。

Q12	他市から転入直後に夫が死亡し、国民年金未支給分を請求するため、生計を同じくしていたという証明を依頼された。それまでの生活状況が分からないが調査書を発行してよいか。
A12	本人と請求者が別居の場合は、請求者の申立てや、書類等で生計が同一だったことを確認した上で、「生計同一の事実」を証明した調査書を発行します。

未支給年金・未支払給付金請求書

二次元コード

45	46	48	【職員記入欄】 死亡した方が年金生活者支援給付金を受給されていた場合は右欄に☑ ☐												
死亡した受給権者	① 基礎年金番号 および年金コード	基礎年金番号						年金コード (複数請求する場合は 右の欄に記入)							
		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	② 生年月日	明治・大正		昭和	平成	令和	○	○	年	○	○	月	○	○	日
		ネンキン						ハナコ							
	㊦ (フリガナ)	氏 名 (氏)		年 金						(名)		花 子			
③ 死亡した年月日	昭和・平成		令和	○	○	年	○	○	月	○	○	日			

- ◎ 「記入上の注意」などをよく読んでから、「記入ください」。
- ◎ 基礎年金番号・年金コードが不明なときは、年金事務所の窓口でご相談ください。
- ◎ ※印欄は、記入しないでください。

死亡した方が厚生年金保険・船員保険・統合共済の年金以外に共済組合等で支給する共済年金も受給していた場合、あわせて共済の未支給年金（未済の給付）の請求を希望しますか。 ※共済年金と国民（基礎）年金のみ受けていた方は、別途共済組合等に請求が必要です。

⑤	(フリガナ)	ネンキン		タロウ		⑥	続柄	※続柄			
	氏名(氏)	年 金		(名) 太 郎			子				
請		⑧	郵便番号	①	電話番号						
			〇〇〇-〇〇〇〇		045-〇〇〇-〇〇〇〇						
求	⑨	(フリガナ)	ヨコハマ						〇〇ク	〇〇チョウ	〇-〇
	住所		横浜						市区町村	〇〇区	〇〇町
	個人番号	〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇 ←請求される方の個人番号（マイナンバー）をご記入ください。									
者	㊦	年金受取機関	(フリガナ)	ネンキン タロウ							
	1.	金融機関（ゆうちょ銀行を除く）	口座名義人氏名	年 金 太 郎							
送	2.	ゆうちょ銀行（郵便局）									
	先	金融機関コード	支店コード	(フリガナ)	〇〇	銀行	(フリガナ)	〇〇	本店	預金種別	口座番号（左詰めで記入）
		※	※		〇〇	信託農協連漁協	〇〇	支店	1.普通	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	
							出所支所	2.当座	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇		
者	ゆうちょ銀行	貯金通帳の口座番号				金融機関またはゆうちょ銀行の証明欄 ※					
		記号（左詰めで記入）				番号（右詰めで記入）					
		-									
	支払局コード	※	※貯蓄預金口座または貯蓄貯金口座への振込みはできません。								

請求者の氏名フリガナと口座名義人氏名フリガナが同じであることをご確認ください。

㊤ 受給権者の死亡当時、受給権者と生計を同じくしていた次のような方がいましたか。

配 偶 者	子	父 母	孫	祖 父 母	兄 弟 姉 妹	その他3親等内の親族
いる・ いない	いる ・いない	いる・いない	いる・いない	いる・いない	いる・いない	いる・いない

死亡した方が三共済（ＪＲ、ＪＴ、ＮＴＴ）・農林共済年金に関する共済年金を受けていた場合にご記入ください。	
④ 死亡者からみて、あなたは相続人ですか。 (相続人の場合には、続柄についてもご記入ください。)	はい ・ いいえ (続柄)

⑦ 備	考
-----	---

④ 別世帯となっていることについての理由書

次の理由により、住民票上、世帯が別となっているが、受給権者の死亡当時、その者と生計を同じくしていたことを申立します。
(該当の理由に○印をつけてください。)

請求者氏名

理 由

1. 受給権者の死亡当時、同じ住所に二世帯で住んでいたため。
(請求者が配偶者または子である場合であって、住民票上、世帯が別であったが、住所が同じであったとき。)
2. 受給権者の死亡当時は、同じ世帯であったが、世帯主の死亡により、世帯主が変更されたため。

死亡した受給権者と請求者の住所が住民票上異なっていたが、生計を同じくしていた場合は「別居していたことについての理由書」などが必要となります。用紙が必要な方は、「ねんきんダイヤル」またはお近くの年金事務所などにお問い合わせください。

詳しくは、5ページの「生計同一に関する添付書類一覧表」をご覧ください。

令和 ○○ 年 ○○ 月 ○○ 日 提出	
年金事務所記入欄	
※遺族給付同時請求	有 ^{（上）} ・無 ^{（外）}
※死亡届の添付	有・無

生計同一関係に関する申立書

生計同一関係にあったことの申立

申立年月日：令和 〇 年 〇 月 〇 日 ※ この申立書の記入日を記載してください。

私と下記②の者は、下記②の者が亡くなった当時、生計を同じくしていました。

① 請求される方の住所、氏名

住所 横浜市 〇〇区 〇〇町 〇-〇

氏名 年金 太郎

② 亡くなった方（被保険者、被保険者であった方）の住所（亡くなった当時）、氏名

住所 〇〇市 〇〇町 〇〇〇〇

氏名 年金 花子 (①との続柄： 母)

上記①・②の方の状況に応じて、次の1～3のいずれか1つに○を付した上で、必要事項を記載してください。

1. ①と②は、住民票上は別世帯でしたが、住民票上の住所は同一でした。

【住民票上、別世帯となっていた理由を以下に記載してください。】

2. ①と②は、住民票上は別住所でしたが、実際は同居していました。

【住民票上、別世帯（別住所）となっていた理由を以下に記載してください。】

3. ①と②は、別居していました。また、住民票上も別住所でした。**(1) 別居していた理由を以下に記載してください。**

私 年金太郎は年金受給権者の年金花子とは〇〇のため別居していました。

(2) 経済的援助の状況について、以下に記載してください。

② (亡くなった方) から① (請求される方) に対する経済的援助 (あり ・ なし)

経済的援助の回数 (年 ・ 月 約 _____ 回程度)

経済的援助の内容 _____

◎ 上記の経済的援助が「なし」の場合は、以下に記載してください。

① (請求される方) から② (亡くなった方) に対する経済的援助 (あり ・ なし)

経済的援助の回数 (年 ・ 月 約 _____ 回程度)

経済的援助の内容 私 年金太郎は年金受給権者の年金花子に〇年ほど前から〇〇をしていました。

私 年金太郎は他にも年金花子に〇年ほど前から〇〇で月〇回程、〇〇をしていました。

(3) 音信・訪問の状況について、以下の㉖～㉙に記載してください。

㉖ 音信の手段 (訪問 ・ 電話 ・ メール ・ その他 : _____)

㉗ 訪問回数 (年 ・ 月 ・ 週 : 約 _____ 回程度)

㉙ 音信・訪問の内容 _____

私 年金太郎は年金受給権者の年金花子に〇年ほど前から〇〇で月〇回程〇〇をしていました。

私 年金太郎は他にも年金花子に〇年ほど前から〇〇で月〇回程〇〇をしていました。

第三者による証明欄

※ 上記1に〇をされた場合 (住民票上は別世帯だが、住民票上の住所は同一である場合) または生計同一関係証明書類を提出している場合は記入不要です。

上記の事実と相違ないことを証明します。

また、私は上記①及び②の者の民法上の三親等内の親族ではありません。

証明年月日: 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ※ 表面の申立日 (記入日) 以後に証明してください。

住所 横浜市 〇〇区 〇〇町 〇〇

氏名 〇〇 〇〇 電話番号 045 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇

※ 法人 (会社、病院、施設等) ・ 個人商店として証明する場合は、所在地・名称及び証明者の役職名と氏名を記入してください。

日本年金機構理事長 様

6 こんなケースどうしますか？

調査事務には調査事項・状況によって個別に考える必要のある場合が多くあります。

不確かな点、不明な点は地区民児協会長・事務局等に相談することが大切ですが、「民生委員・児童委員自身が事実確認でき、調査内容について責任を持てる」ことを基本において調査書を発行することが重要です。

ここでは、その他の調査事項、また調査書を発行すべきでないと例示されている事例をいくつか挙げてみました。この様な依頼を受けた場合は調査事項だけで判断せず、それぞれの状況を十分に把握し、地区民児協会長・事務局と相談する等適切に対応してください。

Q13	A氏の兄より、A氏の相続権利放棄の手續に必要なため、住民登録地区に不在であるという証明の発行を依頼された。担当民生委員はA氏の不在を知っていたが、調査書を発行してもよいのか。
A13	この場合、①地域住民であるA氏の利益にならない。②法律上の「権利」（相続権利）に関与している。③普段居住していなくても不在の事実を厳密には確認できない、等の理由により民生委員が調査書を発行すべき性格のものではありません。

Q14	予備校生がアルバイト中交通事故に遭ったが、勤務先で休業証明を出してもらえず、何の保障も受けられないので証明を出してほしいと依頼された。調査書を発行してよいものか。
A14	アルバイト中の事故については、労災が適用されます。また、休業証明は保険会社の責によって調査される事項であり、雇用主である勤務先で出す証明ですから、この場合民生委員が調査書を発行すべきではありません。この旨、依頼者に十分説明しましょう。

Q15	大学生が学習塾のアルバイトの帰途交通事故に遭い、保険会社より休業証明を出すように言われたが、塾長に出してもらえず困っているので民生委員に証明を依頼してきた。塾長に問い合わせたところ、給料支払表なら出せるというが、保険会社では支払表だけではだめだという。調査書を発行してよいのか。
A15	この場合も、調査の責は保険会社にあります。民生委員の証明は出せない旨説明してください。

Q16	交通事故で仕事を休んでいたが、勤務先が倒産してしまった。倒産するまでの休業証明が取れないため、民生委員に依頼してきた。調査書を発行してよいか。
A16	この場合も本来的には保険会社に責がありますが、会社の倒産により調査できず他に証明を得る手段が無いようであれば、民生委員が依頼者の事情等を把握している場合に限り、調査書を発行するのはやむを得ないと考えます。

Ⅱ 福祉カード

1 福祉カードの目的

民生委員・児童委員が取り組む、高齢者、児童、障害者、低所得者（世帯）などへの相談・支援活動は、広範囲かつ継続的に、関係機関との連携・協力のもと展開されています。

こうした個別支援活動は、生活実態とニーズを把握し、日々の相談・支援の内容とその過程を記録することで、継続的に一貫性をもって進めることができます。

そこで市民児協では、民生委員・児童委員が担当地域で個別相談・支援活動を行うための基盤となるよう、「福祉カード」を全市的に整備しています。

2 福祉カードの基本的考え方

全民児連が、平成12年3月に「福祉票（市民児協では「福祉カード」といいます。）の作成とその取り扱いに関する基本的考え方」についてのガイドラインを整理しました。

以下、全民児連のガイドラインを基に、「福祉カード」について基本的な考え方と取扱いのポイントを説明します。

（1）作成基準

ア 福祉カードを作成する個人や世帯について

相談や協力依頼を受けるなど、実際に支援を必要としている個人・世帯、及び表面化していない潜在的なニーズを持ち、何らかの支援を必要とする個人・世帯で、民生委員・児童委員が把握しているもの。

イ 福祉カードへの記載内容について

要援護者（世帯）の個別支援をする際の基本カルテとし、当該世帯の健康・生活実態・福祉サービス利用状況等必要事項を記録する。

※福祉カードは、個人・世帯の支援を目的とし、担当する民生委員・児童委員自身が作成するもので、カードそのものを個人・世帯に配付し記入を依頼したりするものではないことを留意する。

（2）記録

ア 対象世帯の動向については、絶えず注意し、移動があった場合や支援がなされるごとに加筆し、常にケースの実状にあった記録とする。

イ 継続的に一貫性をもって適切な相談・支援が行えるよう、常に支援方針の確立・点検に努める。

ウ 福祉カードの記録については、各地区民児協会長が中心となり適正に行えるよう研究を重ねる。

（３）整備　—保管・引継ぎ・廃棄—

- ア 担当民生委員は、福祉カードに記入された対象世帯の秘密を守るために、保管については厳重に行う。
- イ 担当民生委員に変更がある場合は、継続的に相談・支援が行えるよう、引継ぎを行う。
民生委員が相談者との関係性の中で知り得たプライバシーに関する情報については、後任に伝えてよいか相談者の同意を得るなど、十分配慮したうえで引継ぎを行う。
- ウ 対象世帯が市内転出の場合は、転出入地区民児協会長が互いに連絡をとり、円滑に相談・支援活動が行えるよう努める。
- エ 記入世帯の自立や死亡等により、福祉カードの必要がなくなった場合、担当民生委員が個人情報の保護に留意し、適切な方法で廃棄する。
- オ 福祉カードの整備の徹底については、各地区民児協会長が中心となり、適正に行えるよう研究を重ねる。

３ その他　—取扱いについての留意事項—

- ◎民生委員・児童委員が支援を行っている個人や世帯の秘密の保持については、厳格に守る。
- ◎個人や世帯の支援を目的として、必要な情報の提供が求められる場合は、内容及び提供先、また、どのような目的・方法で利用されるのかなど、個人・世帯の不利益とならないよう留意する。
- ◎提供する内容は必要のある最小限の事項のみにとどめ、決して福祉カードそのものを公表しない。
- ※個人情報の取扱いについては、『民生委員・児童委員と個人情報』の章（P 21～）を参照してください。

福祉カード管理のポイント

- ・福祉カードは持ち歩かない。
- ・福祉カードを資料として外部に提供しない。
- ・記録には本人が確認したことのみを記録する。
- ・支援に直接関係のない事項や「うわさ」「伝聞」などは記載しない。

4 福祉カードの記入上の注意

－分かる範囲で必要事項を継続的に記入していきましょう－

(1) 対象世帯等

対象世帯になった原因と思われる項目をチェックする。(世帯の中で2種類以上の項目が重なる場合は、全てチェックする。)

A 高齢者関係 … 65歳以上の高齢者で1～3に分ける。

- 1 「高齢者のみ」 → 夫婦・親子・兄弟姉妹等で、65歳以上の高齢者のみで構成されている世帯
- 2 「ひとり暮らし」
- 3 「その他」 → 1、2に重ならない世帯

身体状況 … 上記1～3に分けた高齢者の身体状況について、分かっている範囲で必要に応じて記録する。該当する項目に印を付ける。

「ねたきり」、「認知症」、「要介護」、「要支援」
「その他」 → 上記に当てはまらないもの
(例) 身障等級などを記録したい場合はここへ記入

B 障害児・者関係 … 障害児・者で1～4に分ける。

※障害児・障害者の区分の記録方法について

(例) 障害児が対象の場合

「B 障害児・者関係」

ここに○印を付け区分する。

- 1 「身体障害」 → 身体障害児・者のいる世帯
- 2 「知的障害」 → 知的障害児・者のいる世帯
- 3 「こころの問題」 → 精神障害、アルコール依存症、薬物依存症などで、支援を必要とする世帯
- 4 「その他」 → 上記1～3に重ならない、何らかの支援を必要とする障害児・者世帯
(例) 65歳未満で、老化に伴う疾病により介護が必要となり、介護保険による市町村の要介護認定を受けている方、またはその方を日常的に介護している世帯で、支援が必要と思われるケースなど。

C 児童関係 … 要支援児童のいる世帯で1～5に分ける。

※ 留守家庭・非行・虚弱児・不登校・子育ての問題等で、上記Bの「1身体障害、2知的障害」及び下記Dの「1ひとり親」等にあてはまらない児童のいる世帯

D その他

- 1 「ひとり親」 → 18歳未満の児童を扶養している配偶者のいない世帯
- 2 「生活保護」 → 生活保護を受けている世帯
- 3 「外国籍」 → 外国籍で支援が必要な世帯
- 4 「その他」 → 生活福祉資金借受世帯等、上記A～C及びDの1～3に重ならず、何らかの支援を要する対象者のいる世帯

（２）対象者・世帯の状況

- ①対象者の氏名、住所、連絡先、生年月日等の基本的事項を記入する。
- ②「特筆すべき事項」には、個別支援を行うに当たり、特に重要な事項について記入する。
⇒（例）「ひとり暮らし」「高齢者のみ」世帯等から、緊急事態に備え、かかりつけ医の情報を託された場合など。
- ③対象世帯となった原因について、分かる範囲で、経緯を含め具体的に状況等を記入する。
⇒（例）要支援・要介護度の程度（具体的状況）、障害等級やその程度、手帳の有無等。
- ④緊急連絡先については、「ひとり暮らし」「高齢者のみ」世帯等、別居している親族等と緊急連絡が必要となる場合に記入する。（可能な場合には、複数の連絡先を記入する。）

（３）家族の状況（世帯構成）

- ①同居の家族を記入し、生計中心者、支援の有無等について備考欄に記入する。
- ②「特筆すべき状況」には、世帯への支援を行うに当たり、必要な事項について記入する。
⇒（例）必要に応じ当該世帯の経済状況等を記入。また、生計同一世帯（扶養家族等）で別居している者がおり、現在の住所・連絡状況等について記録しておく必要がある場合など。

（４）世帯の福祉問題と対応

対象世帯の抱えている問題点とそれに対する支援方針など、具体的に詳しく記入する。

（５）公的制度等サービスの利用状況

世帯が利用している制度、紹介したサービス等（開始・終了時期）を必要に応じて記入する。

（６）記録欄

支援内容を継続的に記入する。記入欄が足りなくなったら「継続用紙」を付け足していく。

（７）その他の欄

- ◎「作成年月日」「区名、担当地域名、担当民生委員児童委員名」欄を必ず記入する。
- ◎引継ぎは前任民生委員より新任民生委員へ直接行い、「引継者氏名」欄に、新しい民生委員・児童委員氏名及び引き継いだ年月日を記入する。



福祉カード

対象者
氏 名

1 対象世帯等

作成 年 月 日

A 高齢者関係 (65 歳以上)				B 障害児・者関係				C 児童関係					D そ の 他			
1. 〔夫婦・親子・兄弟姉妹・〕 高齢者のみ	2. ひとり暮らし	3. 〔その他〕	身体状況 ・ねたきり ・認知症 ・要支援 ・要介護 ・その他	1. 身体障害	2. 知的障害	3. 〔こころの問題〕	4. 〔その他〕	1. 不登校	2. 非行	3. 虐待	4. 子育て	5. 〔その他〕	1. ひとり親	2. 生活保護	3. 外国籍	4. 〔その他〕

2 対象者・世帯の状況

氏名	(対象者本人)		男 女	住所	電話
生年月日	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日				
特筆すべき事項					
対象 原 とな った 因 た	世帯主	(時期 年 月頃)			
	家族				
緊急時 連絡先	氏名	続柄等	住所	電話	
	氏名	続柄等	住所	電話	

3 家族の状況 (世帯構成)

	氏 名	続柄	性別	年齢	健康 状態	生 年 日 月	職 業 (学 年)	備 考
1		世帯主						
2								
3								
4								
5								
6								

特筆すべき状況

区 名		担 当 地域名		担当民生委員 児 童 委 員 名	
引継者氏名				年 月 日	引き継ぎ完了しました。
引継者氏名				年 月 日	引き継ぎ完了しました。

4 世帯の 福祉問題 と 対応	
5 公的制度・ 福祉サービ ス等の利用 状況 ([] 内備考)	☐ 訪問介護(ホームヘルプサービス)[] ☐ 通所介護(デイサービス)[] ☐ 施設への短期入所(ショートステイ)[] ☐ 訪問入浴介護(入浴サービス)[] ☐ 食事サービス[] ☐ ひとり暮らし高齢者等定期訪問事業[] ☐ 生活福祉資金[] ☐ その他

記 録

年 月 日	支 援 内 容

※以下、支援内容は記録継続用紙へ続く



福祉カード

〔記入例〕

対象者
氏 名

〇〇 〇〇

1 対象世帯等

作成 令和4年10月25日

A 高齢者関係 (65 歳以上)				B 障害児・者関係				C 児童関係					D そ の 他			
1. 「夫婦・親子・兄弟姉妹・」 高齢者のみ	2. ひとり暮らし	3. その他	身体状況 ねたきり 認知症 [軽度] ・要支援 ・要介護 要介護3 ・その他	1. 身体障害	2. 知的障害	3. こころの問題	4. その他	1. 不登校	2. 非行	3. 虐待	4. 子育て	5. その他	1. ひとり親	2. 生活保護	3. 外国籍	4. その他 〔生活福祉資金・就学〕
「	」	「	」				「					「				」

2 対象者・世帯の状況

氏名	(対象者本人)		男	住所	〇〇区〇〇町1-1 〇〇マンション801号	電話	〇〇〇-〇〇〇〇
生年月日	明治・大正・昭和・平成・令和 〇〇年〇〇月〇〇日						
特筆すべき事項 対象者のかかりつけ医：〇〇脳神経外科医院 〇〇先生 電話 〇〇〇-〇〇〇〇 週1回通院（世帯主の妻も受診）。 担当ケアマネジャー：〇〇地域ケアプラザ 〇〇 〇〇 電話 〇〇〇-〇〇〇〇 お店の連絡先：〇〇蕎麦店 〇区〇〇町〇〇 電話〇〇〇-〇〇〇〇							
対象者となつた原因	世帯主	店（蕎麦屋）を手伝っていた対象者（世帯主の母）が脳梗塞で倒れ入院。ねたきりとなり9月に退院、要介護3と認定。車いす、オムツ使用。軽い認知症状あり。 世帯主の妻が主たる介護者。店の手伝いの合間に食事介助のため家に戻るなど、仕事・介護・家事を担っている。店が忙しい時は、ねたきりの対象者を家に独りにすることがある。妻も腰痛があり通院中。 脳梗塞発症⇒（時期 令和4年7月頃）					
	家族						
緊急時連絡先	氏名	続柄等（世帯主） 〇〇 〇〇	住所	〇〇区〇〇町1-1 〇〇マンション801号		電話	〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
	氏名	続柄等（対象者の長女） 〇〇 〇〇	住所	〇〇市〇〇町〇-〇		電話	〇〇〇-〇〇〇〇

3 家族の状況（世帯構成）

	氏 名	続柄	性別	年齢	健康状態	生年月日	職業（学年）	備 考
1	〇〇 〇〇	世帯主	男	56	健	S38.4.20	飲食店経営	6時～21時まで店。
2	〇〇 〇〇	妻	女	53	病弱	S41.7.2	店手伝い	9時～17時まで店。 腰痛あり。
3	〇〇 〇〇	長男	男	17	健	H14.5.17	私立〇〇高校2年	野球部所属
4	〇〇 〇〇	母	女	83	否	S11.1.10	要介護	対象者
5								
6								
特筆すべき状況 ・長女（〇〇21歳） 〇〇薬科大学3年在学。〇〇県〇市〇町〇-〇×-〇号に下宿。 ・店の働き手だった対象者が倒れパート2名雇用。また介護・医療費、長女への仕送りもあり家計は苦しい。								

区 名	〇〇	担 当 地域名	〇〇町1丁目	担当民生委員 児 童 委 員 名	〇〇 〇〇
引継者氏名	〇〇 〇〇			令和4年 12月 10日	引き継ぎ完了しました。
引継者氏名				年 月 日	引き継ぎ完了しました。

4 世帯の 福祉問題 と 対応	1) 対象者が自宅にて独りでいる時間が多い、妻の介護負担の軽減。 →関係機関と相談。連携してサービスを紹介していく。 2) 店の経営が思わしくない中、対象者の医療費、介護サービスの自己負担分、長女、長男（大学進学を希望）の教育費等、経済的な不安を抱えている。 →経済的な支援の検討。生活福祉資金を紹介。（長女及び、長男の修学資金の利用について）
5 公的制度・ 福祉サービス等の利用 状況 ([]内備考)	☐訪問介護(ホームヘルプサービス) [令和4年9月～週1回利用 ⇒ 11月～週2回へ] ☐通所介護(デイサービス)[令和4年9月～〇〇地域ケアプラザ 週2回] ☐施設への短期入所(ショートステイ)[令和5年1月〇〇苑を利用予定] ☐訪問入浴介護(入浴サービス)[] ☐食事サービス[令和5年1月～地域ふれあい昼食会配食サービス（月1回訪問）] ☐ひとり暮らし高齢者等定期訪問事業[] ☐生活福祉資金[令和4年11月 教育支援資金貸付申請（長女）] ☐その他

記 録

年 月 日	支 援 内 容
R4.10.25	妻より相談を受け、店で待ち合わせ（世帯主と挨拶）、自宅を訪問。
	店の手伝いが忙しく、ヘルパーの来ない日は昼食介助のため家に戻るのが2時半
	過ぎになり、対象者に不満を言われる。自分自身の体（腰）への負担も大。
	サービスをもっと増やすなど、負担を減らしたいと相談される。（自分の体調も
	優れず気が減入る、と大変悩んでいる様子）。
	→もう一度ケアマネに状況を伝え、ケアプラン見直しを相談するよう勧めた。
	経済的に厳しい状況にあることが分かり、生活福祉資金の教育支援資金を紹介
	すると、長女と相談したうえで連絡するとのこと。
	夜、電話があり、長女と相談した結果、教育支援資金を利用したいとのこと。
	→相談者に、窓口へは希望があれば同行すること、区社協へは相談がある旨を
	事前に伝えておく約束した。
R4.10.26	区社協〇〇職員へ電話、妻と長女の教育支援資金の相談対応を依頼した。
R4.11.4	妻より電話あり、区社協で教育支援資金の申し込み手続きを進める旨の報告あり。
R4.12.10	一斉改選により担当が変わった旨、挨拶を兼ね訪問（店は順調の様子。前◎◎民生
	委員同行）。地域ふれあい昼食会の新メニュー「配食サービス」紹介したところ、
	来月から利用希望があった。

～以下省略、定期的に1か月に1回訪問記録あり～ ※以下、支援内容は記録継続用紙へ続く

5 福祉カードの記入の流れ

民生委員・児童委員として、対象世帯を訪問し、個別支援活動の相談に入った時点から、「福祉カード」を活用します。

◆ 福祉カードの記入から廃棄 ◆

- 対象世帯の訪問 ●対象世帯を訪問します。
- 民生委員・児童委員自身が記入します。
(※福祉カードそのものは公表しません。)
- 情報収集は、目的達成のため必要な範囲内で行います。
記入（情報収集目的）について確認を得ることがポイントです。
- 状況・内容によっては、家に戻って記入するような配慮も必要です。
- 基本的には、今後個別支援活動の必要性があると判断した場合に、福祉カードに記入し、支援活動の記録として活用します。
- 対象世帯の支援 ●必要な場合、サービス利用について関係機関の紹介、連絡などを行います。
- 個別支援活動の内容、世帯の生活状況の変化、支援計画などをその都度記録していきます。
- 内容の追加・訂正 ●福祉カードの項目に変更があった場合は、追加、訂正します。
- 福祉カードの引継ぎ ●改選などの事情があって、新しい民生委員・児童委員に引き継ぐ場合は、対象世帯への支援が円滑に継続できるように、福祉カードを引き継ぎます。対象世帯との関係性の中で知り得たプライバシーに関する情報については、本人同意を取るなど、十分な配慮が必要です。
※当然のことですが、引き継いだ後も個人情報の保護（守秘）は続きます。
- 福祉カードの廃棄 ●個人情報の保護に留意して廃棄を行います。個人情報が漏れないよう十分配慮してください。

Ⅲ 活動記録

活動記録は、民生委員・児童委員の諸々の活動実績を正確に記録、集計し、分析してその効果的な活用を図ることにより、今後の民生委員・児童委員活動の推進に資することを目的としています。全国社会福祉協議会が発行し、全民生委員・児童委員に配付されます。

「活動記録」は各々の民生委員・児童委員が「当月分報告書」を翌月の10日までに、自分の所属する地区民児協会長に提出します。そして、各区民児協ごとにとりまとめられ、福祉保健センター、市を經由して厚生労働省に報告され、全国的に集計された結果が「社会福祉行政報告例」（厚生労働省大臣官房統計情報部集計）として公表されます。こうして得られたデータは、国や地方自治体の福祉施策の企画立案に反映させる等、広く活用されます。

活動記録の冊子に記入の仕方が詳しく書かれています。

【注】

活動記録の中の、その他の活動件数（5）証明事務は、横浜市においては「調査事務」と名称を統一しています。

資料編

I 活動に関連する主な制度

1 生活保護法

(1) 生活保護制度の目的

(法律の目的)

生活保護制度は日本国憲法第 25 条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としています。(生活保護法第 1 条)

(参考)

◎日本国憲法第 25 条（生存権の保障）すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

(2) 生活保護制度の基本原則

ア 国家責任による最低生活の保障の原理

生活に困窮する国民の保護を、国がその直接の責任において実施します。

イ 保護請求権無差別平等の原理

性別、社会的身分などはもとより、生活困窮に陥った原因のいかんは一切問わず、専ら生活に困窮しているかという経済状態に着目して保護を行います。

ウ 健康で文化的な最低生活保障の原理

この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものをいいます。

エ 保護の補足性の原理

保護を受けるためには、各自がその持てる能力に応じて最善の努力をすることが先決であり、そのような努力をしてもなお最低生活が営めない場合に、初めて保護が行われます。

(3) 生活保護制度の原則

ア 申請保護の原則

生活に困窮する国民には、法律上保護を請求する権利が保障されています。

イ 基準及び程度の原則

保護の実施に当たっては、厚生労働大臣の定める基準により測定した、保護を必要としている方の需要を基とし、そのうちその方の金銭又は物品で満たすことのできない、不足分を補う程度において行われます。

ウ 必要即応の原則

生活保護は、保護を必要としている方の年齢、健康状態といった個々の事情を考慮し有効かつ適切に行われるものです。

エ 世帯単位の原則

生活保護は原則世帯単位で判定し、実施します。社会保険などにおける給付の単位が個人単位であることと大きく異なります。

(4) 生活保護の要否判定

生活保護が必要かどうかは、その世帯の最低生活費と収入合計との対比で判定されます。

生活保護が受けられる場合…

最低生活費				
生活扶助	住宅扶助	教育扶助	介護扶助	医療扶助

世帯の収入	保護費
-------	-----

当該世帯の収入合計が最低生活費を下回る場合、その下回る部分が保護費となります。

生活保護が受けられない場合…

最低生活費				
生活扶助	住宅扶助	教育扶助	介護扶助	医療扶助

世帯の収入

当該世帯の収入合計が最低生活費を上回る場合には生活保護は受けられません。

※最低生活費に計上される扶助の種類、内容は世帯によって異なります。

(5) 扶助の種類

- ア 生活扶助（衣食、光熱費等の日常生活の費用）
- イ 住宅扶助（家賃、地代等の住まいの費用）
- ウ 教育扶助（義務教育に伴って必要な学用品・給食費等）
- エ 介護扶助（介護サービスを利用する費用、住宅改修や福祉用具を購入する費用）
- オ 医療扶助（診察、薬剤又は治療材料、医学的処置、手術その他の治療等）
- カ 出産扶助（出産に必要な費用）
- キ 生業扶助（生業に必要な費用、技能の修得や資格の取得をするための費用、高等学校等に就学するための費用）
- ク 葬祭扶助（葬祭に必要な費用）

(6) 生活保護費の算定方法

生活扶助基準

ア 第1類経費（個人的経費）

飲食物費、被服費など個人単位に消費する生活費

イ 第2類経費（世帯共通経費）

電気代、ガス代、水道代など世帯全体として支出される生活費

ウ 加算

上記にある第1類費、第2類費は誰もが日常生活を営む上で必要とする生活費であるのに対し、特定の状態にある方には特別の経費を必要とするので、特定の方だけに限って、第1類費、第2類費のほかに、更に一定額が上積みされることになっています。このような特別の需要のある方だけに上積みすることが認められている特別経費分の基準を加算といいます。

例) 妊産婦加算、障害者加算等

第1類費 (年齢別)	第2類費 (世帯人員別)		各種 加算
	基準額	冬季加算 (寒冷地区別)	

収入の認定

給与などの稼働収入や、年金・手当などの公の給付、仕送り収入など、世帯の収入は、一部収入認定除外とされるものを除き、生活保護上の収入として認定されます。

保護を受けている世帯の最低生活費と収入合計額とを対比した結果、収入として認定した額が最低生活費に満たない部分を保護費として支給します。

(7) 保護の決定と保護担当の仕事

ア 調査・決定

申請の際に提出いただいた資産状況・収入状況に誤りがないかを調査確認し、申請者が生活保護を受けることができるかどうかを決定します。

(ア) 調査

生活保護を開始する際に生活支援課が行う調査には、次のようなものがあります。

①病状調査 ②資産調査 ③扶養調査 ④他法(年金・手当等)関係の資格調査等

(イ) 決定

調査の結果、申請をされた方がその方の最低生活費を下回る資産状況、収入状況であるかどうか、また生活保護以外にその困窮状態を改善することができるかどうか等を検討した上で生活保護の開始決定と、その方がどの程度に保護を必要とするのかを決定します。

イ 生活支援課ケースワーカー（社会福祉主事）の仕事

生活支援課ケースワーカーの仕事は、2つの大きな柱に分けられます。

①正しい保護費の算定（最低生活保障） → 社会保障的（経済保障）な側面

生活保護は国民の最低生活を保障する制度です。またその財源は全て税金で賄われています。このため生活支援課ケースワーカーは保護を受給している世帯の収入、資産状況を的確に把握し、最低生活費と比較して正しい保護費を算定しなくてはなりません。

②自立に向けた指導援助（自立の助長） → 社会福祉的な側面

生活保護のもう一つの大きな目的は、保護を受けている世帯が自分の力で自分の生活を営むことができるようにすることです。

生活保護は最低生活を保障するという側面から「経済保障」といった側面を強く持ちますが、ここでいう「自立」は経済的な自立だけに限定されるものではなく、社会的な自立や日常生活における自立も含みます。

2 生活困窮者自立支援法

(1) 生活困窮者自立支援法の目的

(法律の目的)

社会経済環境の変化に伴い、生活困窮に至るリスクの高い人々や稼働年齢層を含む生活保護受給者の増大などを背景として生活保護に至る前の段階の生活困窮者に対し、包括的な相談支援の実施等を行い、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的として法律が制定され、平成 27 年に制度が開始されました。本人の状態に応じた自立を支援する「人的支援」が中心の制度です。

本法第 3 条において「生活困窮者」とは、「就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」と定義されており、失業等を背景とする経済的困窮だけでなく、病気や地域社会からの孤立の視点も含め、幅広い方々を支援の対象としています。そうした、多様で複合的な課題を解きほぐしながら本人の状況に応じた支援を行うため、「包括的」かつ「早期に」支援を行うことが基本理念として明示されました。

さらに、生活困窮者の早期発見や見守りといった観点も含め、包括的な支援を行っていくためには、地域における様々な分野の社会資源との連携が必要であり、公的部門のみで対応できない場合にはインフォーマルな支援や地域住民の力も含め、関係機関・民間団体との緊密な連携を図り、地域の実情に応じて最適な支援体制を整備する必要があります。

(2) 生活困窮者自立支援制度が目指す目標

本制度で、「生活困窮者の自立と尊厳の確保」と「生活困窮者支援を通じた地域づくり」を制度の目標としています。

これは本制度が本人の意欲や思いを主役とし、自己選択・決定を基本に経済的な自立だけではなく、日常生活や社会生活の自立も含めた本人の状態に応じた自立を支援すること、また、生活困窮者の早期把握や見守りなどの支援策の構築など、「相互に支え合う」地域の構築を目指していることに由来します。

この 2 つの目標の実現に向けては、行政、福祉保健関係機関だけではなく、地域における様々な主体と目標を共有し、連携していく必要があります。

複合的な課題を抱え、これまで支援の狭間にあった方々を対象とした制度であり、相談窓口ではできる限り幅広く対応していくことが求められています。

(3) 生活困窮者自立支援制度の概要

ア 自治体の必須事業と任意事業

福祉事務所を設置する自治体が必ず行わなければならない事業（必須事業）と、地域の状況に応じて実施することができる事業（任意事業）とで構成されています。また、自治体が直接行うことも、社会福祉法人等への委託により実施することも可能となっており、実施方法は各自治体の考え方等により異なります。

イ 横浜市の実施体制

相談者を包括的に受け止め、一人ひとりの相談者に寄り添いながら継続的支援を行う自立相談支援事業を自治体直営とし、18 区役所の生活支援課に専任の社会福祉職及び自立相談支援員を配置して生活保護制度との一体的な運用を行っています。

また、相談者の状況にきめ細かく対応できるよう、就労準備支援や一時生活支援、家計改善支援、学習支援等という、法律上は自治体の裁量とされている任意事業を全て実施しています。

本市において、自立相談支援事業を実施している機関（自立相談支援機関）は次の通りです。

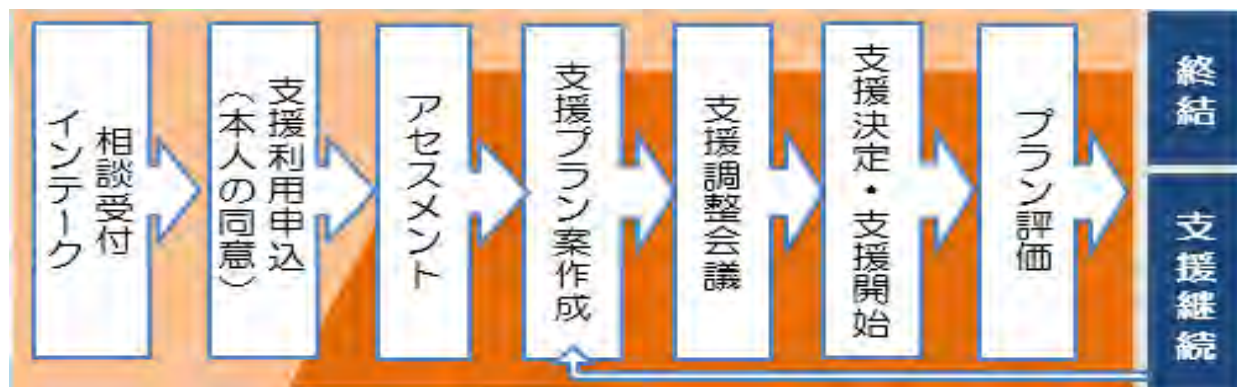
- ・ 区生活支援課（市内 18 区直営）
- ・ 若者サポートステーション（委託）
- ・ 横浜市生活自立支援施設はまかぜ（指定管理）

【横浜市中で実施している事業】



（出典：横浜市生活困窮者自立支援制度リーフレット資料）

【相談支援の流れ】



(4) 生活困窮者自立支援制度における相談支援の流れ

ア 相談受付・インテーク

本人の窓口への来所だけではなく、関係機関等からの相談や、電話での相談にも対応しています。担当の職員が状況を聞き取り、抱えている課題の整理を一緒に行います。

なお、相談者の状況によっては、生活保護の相談に切り替えて進めていくこともあります。

イ 支援利用申込（本人の同意）

本人が、就労や家計の改善など生活の困りごとや不安を抱えおり、支援を希望される場合には、「支援申込」をしていただきます。また、支援の過程で必要となる関係機関との個人情報の共有における取扱についても、本人から同意をいただきます。

ウ 支援プラン作成

支援の目標（プラン）をたてます。担当となる自立相談支援員が、本人との面談等により目標の確認や共有、支援プランの作成に必要な状況の聞き取りや課題の整理を行います。その後、支援に関係する機関等が参加し、本人も交えて「支援調整会議」を行い、支援プランの内容の確認や、本人からの同意をいただき、作成します。

エ 支援決定・支援開始

支援調整会議で確認された支援プランに沿って、本人の課題解決に向けた支援を行っていきます。

オ プラン評価

支援プランの期間（概ね3～6か月程度）に合わせ、目標の達成状況等の振り返りや支援内容の評価を、本人も交えた支援調整会議で行います。必要に応じ支援期間の延長や支援プランの修正・変更などについても検討します。

カ 終結

支援の結果、就労の開始や家計収支の改善、生活の困りごとの改善など支援プランで目標とした課題の解決に至った場合には、支援を終結します。終結の判断は支援調整会議で本人の意向を確認し、必要に応じ終結後の見守りやアフターフォローなどについても確認を行います。

支援が終結した後は、関係機関や他制度のサービスと本人をつなぎ、本人が尊厳をもって生活できる体制を構築していきます。

キ 支援会議（横浜市生活困窮者セーフティネット会議）

これまでは、関係者間での会議体が法定されていないことから情報共有が進まず、深刻な困窮状態を見過ごすこと、予防的な措置を取ることが困難であったことが課題でした。法改正により「支援会議」（第9条）が法定化され、会議体の構成員に守秘義務を設け、構成員同士が安心して情報共有等を行うことができるようになりました。地域において関係機関等が把握している困窮が疑われるような事案の情報共有や必要な支援体制の構築を円滑にする場となっています。

（5）民生委員・児童委員活動との連携（平成27年3月27日付厚生労働省通知）

国は、制度の施行にあたり生活保護制度やひとり親家庭・児童福祉施策などの関係制度等との連携に関する様々な通知を発出しています。社会福祉協議会や民生委員・児童委員との連携の確保や強化についても「生活困窮者自立支援制度と地域福祉施策との連携について」という通知が出されています。

民生委員・児童委員は、地域住民の最も身近な存在として相談や見守り等の活動を行っていることから、生活困窮者の「発見」・「つなぎ」・「見守り」といった役割や、生活困窮者の地域での生活を支えるネットワークの一員としての役割が期待されています。

生活困窮者自立支援制度は、これまで地域で発見できていても、支援に結びつけることが難しかった生活困窮者の課題に対する新しい相談支援の仕組みとして、従来の民生委員・児童委員の活動を「支える」ものにもなります。

3 障害者総合支援法

(1) 障害者総合支援法とは

平成 25 年 4 月 1 日、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）が施行されました。この法律は、地域社会における共生の実現に向けて障害福祉サービスの充実等、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、障害者自立支援法を改正したものです。障害福祉サービスや自立支援給付の内容、介護給付費等の支給決定、障害支援区分の認定、指定障害福祉サービスの事業者の指定、地域生活支援事業、障害福祉計画の作成等について定めています。

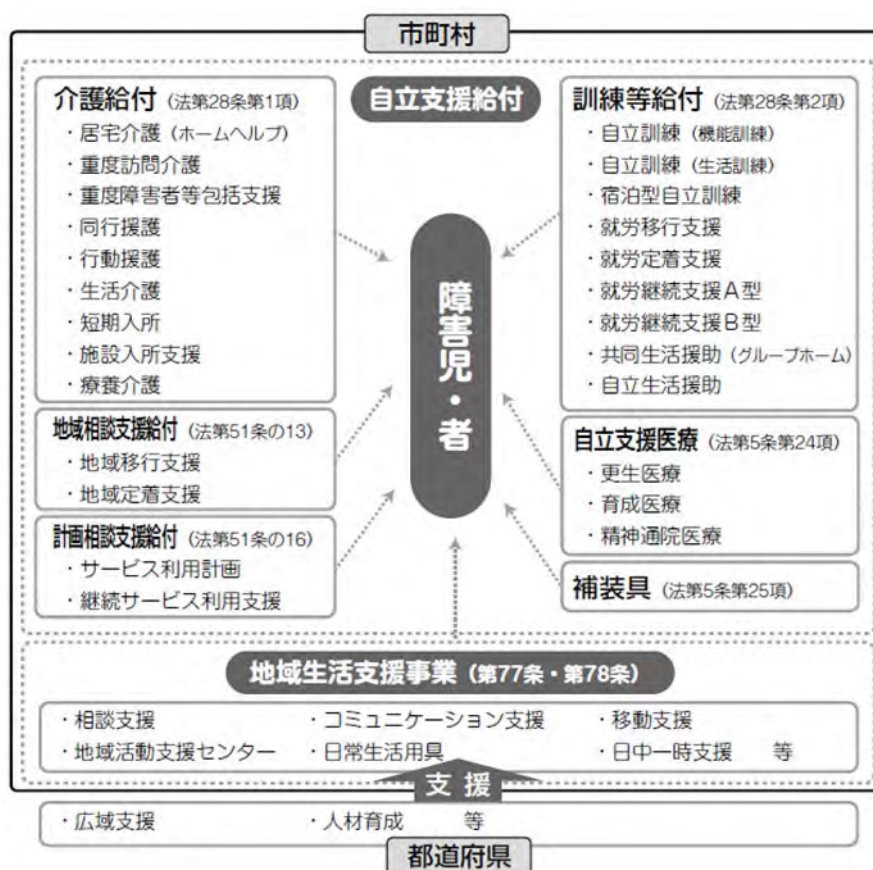
(2) 障害者総合支援法の対象者

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）のある方、難病疾患等で一定の障害のある方が対象となります。

なお、児童も含まれます。

(3) 事業体系のしくみ

障害福祉サービスは、個々の障害のある方の障害支援区分や勘案事項（社会活動や介護者、居住等の状況等）をふまえ、個別に支給決定が行われる「介護給付」、「訓練等給付」等の「自立支援給付」と、都道府県や市町村によって柔軟に実施されるコミュニケーション支援、ガイドヘルプ（移動支援）、地域活動支援センター等の「地域生活支援事業」に大別され、構成されています。



（４）福祉サービスの概要

ここでは障害者総合支援法の福祉サービスを、生活の場面ごとに紹介します。

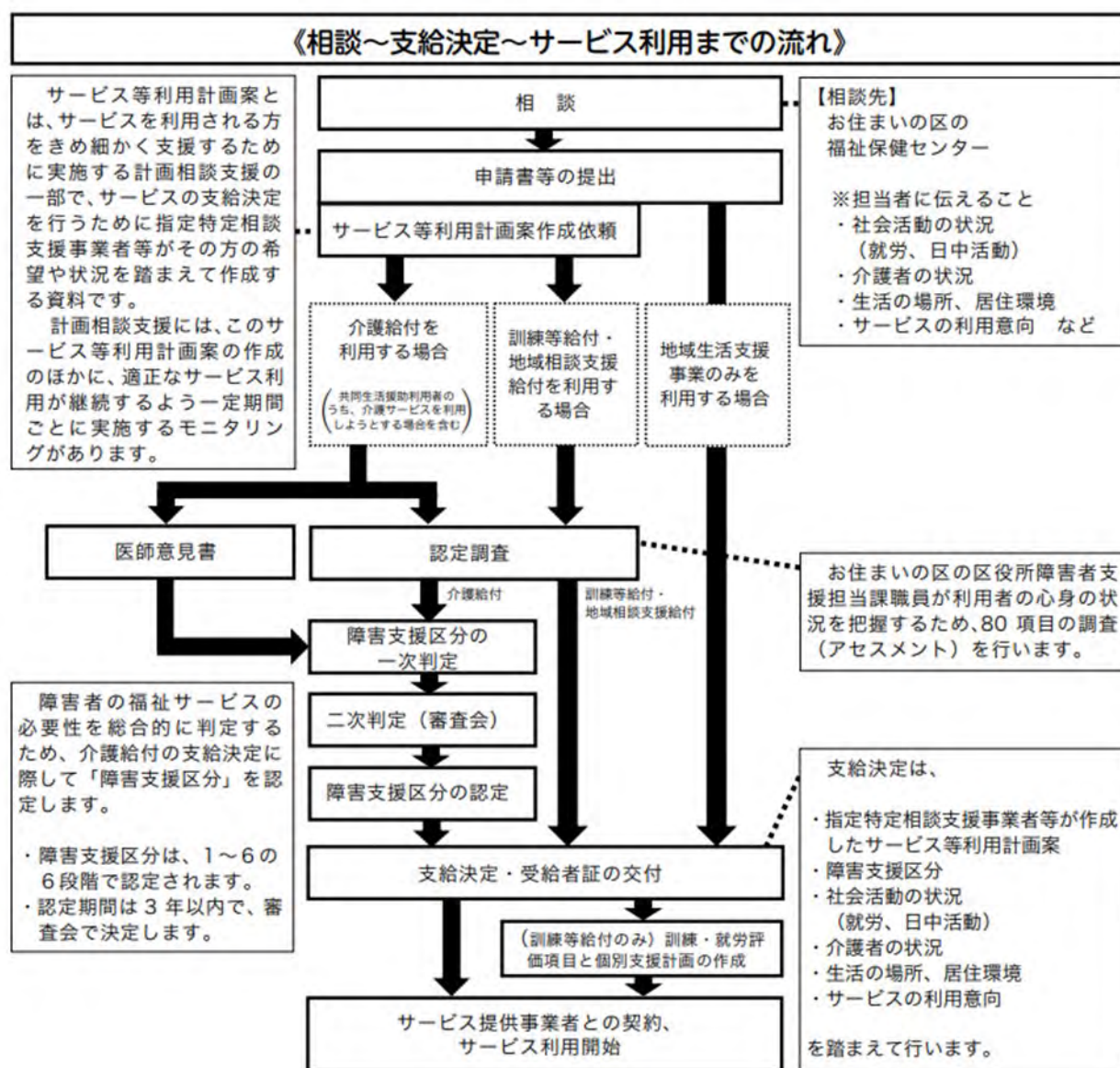
訪問系サービス	ホームヘルプ（居宅介護）	居宅において入浴・排せつ・食事等の身体介護、掃除・洗濯等の家事援助、通院の際の介助等を提供します。
	重度訪問介護	常時介護を必要とする重度の肢体不自由者又は知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者に、居宅における介護・外出時の移動中の介護等を行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要の程度が著しく高い、常時介護を要する障害児・者に居宅介護その他の障害福祉サービスを包括的に提供します。
外出支援	同行援護	視覚障害により移動に著しい困難を有する障害児・者に対し、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等を行います。
	行動援護	知的又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害児・者に対し、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護等を行います。
	ガイドヘルプ（移動支援） （移動介護・通学通所支援）	社会生活上必要不可欠な外出、余暇活動等の外出、特別支援学校（養護学校）への通学及び作業所等への通所の際に移動の支援を行います。
日中活動の場	生活介護	日中、食事や入浴・排せつ等の介護や日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会等を提供します。
	自立訓練（機能訓練）	理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーション、日常生活上の相談支援等を行います。
	自立訓練（生活訓練）	食事や家事等の日常生活能力を向上するための訓練、日常生活上の相談支援等を行います。
	就労継続支援（Ａ型）	雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に向けた支援を一定期間行います。
	就労継続支援（Ｂ型）	就労や生産活動の機会を提供（雇用契約は結ばない）するとともに、一般就労に向けた支援を行います。
	地域活動支援センター （デイ型・作業所型）	創作的活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流促進等の活動を実施します。
等 自立生活への支援	自立生活援助	定期的な巡回訪問や随時の対応により、単身者等の地域生活を支援します。
	就労定着支援	一般就労者に対して、生活面の課題把握、連絡調整等の支援を行います。
	就労移行支援	一般就労等への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性に応じた職場の開拓、就労後の職場定着のための支援等を行います。
一施設利用等の	短期入所	一時的に障害者支援施設等を利用することが必要な障害児・者に、見守りや介護等必要な支援を提供します。（宿泊・日中利用）
	日中一時支援	一時的に障害者支援施設等を利用することが必要な障害児・者に、見守りや介護等必要な支援を提供します。（日中利用）
居住支援	グループホーム（共同生活援助）	入居者に対して、相談・入浴・排せつ又は食事の介護その他日常生活上の援助を行います。
	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日に、入浴・排せつ・食事の介護等を提供します。
	宿泊型自立訓練	夜間の居住の場を提供し、生活能力等の維持・向上のための訓練を行うとともに、地域移行に向けた支援等を一定期間行います。
療養介護		医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の支援を行います。
補装具費の支給		補装具を必要とする身体障害児・者等に対し、購入、仮受け又は修理に要する費用を支給します。
日常生活用具の給付		障害者の日常生活の困難を改善する、入浴補助用具等、日常生活用具を給付します。
訪問入浴・施設入浴サービス		自宅での入浴が困難な障害者に対し、移動入浴車または特殊浴槽のある施設で入浴の機会を提供します。
コミュニケーション支援		聴覚障害者等の社会生活上必要不可欠な活動に対して、手話通訳等を派遣します。
地域支援相談	地域移行支援	障害者支援施設・児童福祉施設・救護施設・更生施設に入所している障害者や精神科病院に入院している精神障害者、刑事施設・少年院・更生保護施設等に収容されている障害者が、地域生活へ移行するための支援を行います。
	地域定着支援	居宅において単身等で生活する障害者に、常時の緊急連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談などの支援を行います。
計画支援	サービス利用支援	障害者や障害児の保護者の障害福祉サービス等利用に関する意向等に基づき、サービス等利用計画を作成します。
	継続サービス利用支援	障害福祉サービス費等の利用開始後及び更新時にサービス等利用計画の見直しを行います。

（５）福祉サービスの支給決定手続き

公平なサービス利用を実現するために、手続きや基準の透明化・明確化が図られています。介護給付では、全国統一基準の認定調査と医師意見書からなるアセスメントに基づき、市町村に設置される審査会において、障害支援区分を審査判定します。その審査判定結果（二次判定）に基づき市町村において障害支援区分を認定します。

この障害支援区分は、「社会活動や介護者、居住等の状況」、「サービスの利用意向」とともに、介護給付費等のサービスの支給決定をするための勘案事項となります。

なお、障害児は障害支援区分の認定は行いませんが、障害の種類や程度の把握のために別途調査を行います。



【障害支援区分と利用できるサービス】

介護給付の福祉サービスには、一定の障害支援区分やその他の要件が必要となるものがあります。

(下記の表の○が付いている部分が各サービスを利用できる障害支援区分です。)

サービス名	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
ホームヘルプ(居宅介護)		○	○	○	○	○	○
重度訪問介護					○	○	○
重度障害者等包括支援							○
同行援護	○	○	○	○	○	○	○
行動援護				○	○	○	○
生活介護			※1	○	○	○	○
短期入所		○	○	○	○	○	○
施設入所支援				※2	○	○	○
療養介護						※3	○

※1) 50歳以上は区分2から

※2) 50歳以上は区分3から

※3) 筋ジストロフィー患者、重症心身障害者は、区分5から

(6) 利用者負担のしくみ

障害福祉サービスの自己負担は、サービス量と所得に着目した負担の仕組みとされ、その負担は所得等に配慮した負担(応能負担)となっています。

また、施設入所や日中活動サービスに伴う光熱水費等の実費や食費については、実費負担があります。自己負担、実費負担ともに、所得の少ない人の負担が大きくなならないよう、軽減措置が設けられています。

ア 自己負担に対する軽減措置

利用者負担上限月額の設定 …サービスを利用するすべての人が対象

障害福祉サービスの自己負担は、所得に応じて次の区分の負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

なお、負担上限月額よりもサービスの提供に要した費用の1割に当たる額の方が少ない場合は、1割に当たる額を負担することになります。

区 分	収入状況等		負担上限月額
生活保護	生活保護(または中国残留邦人等支援法による支援給付)受給世帯		0円
低所得1	市民税非課税世帯	サービスを利用する本人又は障害児の保護者の年収が80万円以下	0円
低所得2		その他	0円
一般1	市民税課税世帯	市民税所得割額が16万円未満(障害児及び20歳未満の施設入所者は28万円) ※入所施設利用者(20歳以上)及びグループホーム利用者を除く。	9,300円 (18歳未満の居宅・通所利用者は4,600円)
一般2		その他	37,200円

※所得を判断する際の「世帯」の範囲

①18歳以上の障害者(施設に入所する18歳、19歳を除く)については、本人とその配偶者

②障害児(①以外)については、原則として保護者が属する住民基本台帳の世帯

高額障害福祉サービス等給付費(高額償還給付)

以下の場合に、支払った利用者負担額の一部が還付されます。(区役所等で申請が必要です。)

①世帯での利用者負担額の合計が基準額を上回る場合

● 合算の対象となるサービスについて

次のサービスの利用にかかる自己負担額(1割負担分)が対象となります。

○障害者総合支援法に基づくサービス利用料

（例）居宅介護、重度訪問介護、短期入所、就労移行・継続支援など

○補装具費の自己負担額

○介護保険法に基づくサービス利用料（障害者総合支援法に基づくサービスの併用者分に限る）

（例）訪問介護、訪問看護、訪問入浴、通所リハビリ、福祉用具貸与など

○児童福祉法に基づく「障害児支援（入所・通所）」のサービス利用料

（例）障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス等）、障害児入所支援 など

● 基準額・・・37,200 円

ただし、障害児のきょうだいがそれぞれサービスを利用している場合や一人の障害児が複数の受給者証を利用している場合は、受給者証に記載された上限額のうち、高い方の額となります。

②65 歳に達する前の 5 年間にわたって特定の障害福祉サービスを受けていた方であって、所得状況、障害の程度その他が政令の定めに該当する方のうち、現在、要介護 1～5 の方で、以下の介護保険サービスを利用している場合

● 対象となるサービス

訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、地域密着型通所介護、小規模多機能型居宅介護

イ 実費負担に対する軽減措置

施設における食費や光熱水費等（医療費、日用品費など含む）及び通所サービス等における食費が実費負担となりますが、収入に応じた減免があります。

それぞれ詳細については、お住まいの区の福祉保健センターにお問合せください。

入所施設の実費負担減免（補足給付）

低所得者などが、利用者負担額と実費負担額を支払っても、一定額が手元に残るように減免します。

グループホームの家賃助成（補足給付）

グループホームの利用者（市町村民税課税世帯を除く）に対して、月額 1 万円を上限に家賃を助成します。

通所サービスなどの食費減免

生活保護（または中国残留法人等支援法による支援給付受給）、市民税非課税及び市民税所得割額が 16 万円未満（障害児及び 20 歳未満の入所施設利用者は 28 万円未満）の世帯の人に対して、食費のうち人件費相当分を減額します。（令和 6 年 3 月 31 日までの経過措置）

4 障害者虐待防止事業

（１）障害者虐待防止法について

近年、我が国においては、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの普及、活用が進む中、一方では障害者に対する身体的・心理的虐待、介護や世話の放棄・放任等が、家庭や障害者福祉施設などで表面化し、社会的な問題となっています。このため、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「障害者虐待防止法」）が平成24年4月1日から施行されることになりました。

《障害者虐待防止法の概要》

【障害者虐待防止法による定義】

- ア この法律において障害者とは「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他心身の機能の障害がある者であって障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」としており、障害者手帳を所持していない場合でも含まれます。また年齢も関係ありません。
- イ この法律において「障害者虐待」とは、家庭における養護者、障害者福祉施設等で従事している者、障害者を雇用する事業主やその事業の労働者による次のような行為をいいます。

区分	内容と具体例
身体的虐待	暴力や体罰によって身体に傷やあざ、痛みを与える行為。身体を縛りつけたり、過剰な投薬によって身体の動きを抑制する行為。 【具体的な例】 ・平手打ちする ・殴る ・蹴る ・壁に叩きつける ・つねる ・無理やり食べ物や飲み物を口に入れる ・やけど ・打撲させる ・身体拘束（柱や椅子やベッドに縛り付ける、医療的必要性に基づかない投薬によって動きを抑制する、ミトンやつなぎ服を着せる、部屋に閉じ込める、施設側の管理の都合で睡眠薬を服用させるなど）
性的虐待	性的な行為やその強要（表面上は同意しているように見えても、本心からの同意かどうかを見極める必要がある） 【具体的な例】 ・性交 ・性器への接触 ・性的行為を強要する ・裸にする ・キスする ・本人の前でわいせつな言葉を発する、又は会話する ・わいせつな映像を見せる ・更衣やトイレ等の場面をのぞいたり映像や画像を撮影する
心理的虐待	脅し、侮辱などの言葉や態度、無視、嫌がらせなどによって精神的に苦痛を与えること。 【具体的な例】 ・「バカ」「あほ」など障害者を侮辱する言葉を浴びせる ・怒鳴る ・ののしる・悪口を言う ・仲間に入れない ・子ども扱いする ・人格をおとしめるような扱いをする ・話しかけているのに意図的に無視する

放棄・放任	食事や排泄、入浴、洗濯など身の世話や介助をしない、必要な福祉サービスや医療や教育を受けさせない、などによって障害者の生活環境や身体・精神的状態を悪化、又は不当に保持しないこと。 【具体的な例】 ・食事や水分を十分に与えない ・食事の著しい偏りによって栄養状態が悪化している ・あまり入浴させない ・汚れた服を着させ続ける ・排泄の介助をしない ・髪や爪が伸び放題 ・室内の掃除をしない ・ごみを放置したままにしてあるなど劣悪な住環境の中で生活させる ・病気やけがをしても受診させない ・学校に行かせない ・必要な福祉サービスを受けさせない・制限する・同居人による身体的虐待や心理的虐待を放置する
経済的虐待	本人の同意なしに（あるいはだますなどして）財産や年金、賃金を使ったり勝手に運用したりして、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。 【具体的な例】 ・年金や賃金を渡さない ・本人の同意なしに財産や預貯金を処分・運用する ・日常生活に必要な金銭を渡さない・使わせない ・本人の同意なしに年金等を管理して渡さない

（２）障害者虐待の防止等に対する各主体の責務等

ア 国民の責務

国民は、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる障害者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければなりません（第５条）。

また、養護者による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見したものは、速やかに、これを市町村に通報しなければならないとされており、努力義務ではなく、法的義務となっています（第７条）。

イ 保健・医療・福祉関係者の責務

障害者の福祉に業務上又は職務上関係のある者は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めなければなりません。また、国及び地方公共団体が講ずる障害者虐待の防止のための啓発活動及び障害者虐待を受けた障害者の保護のための施策に協力するよう努める必要があります（第６条）。

ウ 市町村（横浜市）の役割

障害者虐待防止法では、障害者虐待の防止、虐待を受けた障害者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援について、市町村が第一義的に責任を持つ役割を担うことが規定されています（第４条）。

（３）横浜市の取組

横浜市では、基幹相談支援センター等と協力し、障害者虐待の早期発見や適切な対応など、障害者虐待を未然に防ぐ取組を行っています。

- 市民に向けた相談窓口等の情報提供
- 市民に向けた障害者虐待防止・障害理解のすすめ
- 福祉サービス事業者や地域とのネットワークづくり
- 障害者・支援者の地域活動や他者とのつながりを支援

5 介護保険制度

(1) 制度の概要

高齢者の介護を社会全体で支えていく仕組みとして、平成 12 年度に介護保険制度が創設されました。介護保険は市町村が保険者となり、原則として 40 歳以上の方が加入し、介護が必要な方に介護サービスが提供される制度で、次のような特徴があります。

- ・ 65 歳以上の「第 1 号被保険者」と 40 歳から 64 歳までの医療保険に加入している「第 2 号被保険者」があること。
- ・ 利用に当たって事前に要介護（要支援）認定等を受けなければならないこと。
- ・ 要介護度等に応じた支給限度額が定められていること。
- ・ 介護保険のサービス費用は、自己負担分（原則 1 割、2 割又は 3 割）を除き、約半分を公費（税金）、残り半分を被保険者の保険料で賄っていること。

(2) 対象者

◆第 1 号被保険者（65 歳以上の方）

65 歳に達したとき（誕生日の前日）は、全員「第 1 号被保険者」になります。介護が必要なときは、要介護（要支援）認定等を経て介護サービス等が利用できます。保険証は誕生日前にお送りします。

◆第 2 号被保険者（40 歳から 64 歳までの医療保険加入者全員）

40 歳から 64 歳までで医療保険に加入している方が、「第 2 号被保険者」になります。年をとったことによって起こる病気（※特定疾病（16 種類を国が指定））が原因で介護が必要になったときに、要介護（要支援）認定を経て介護サービスが利用できます。

保険証は要介護認定等を受けた方と希望する方に発行されます。

※特定疾病とは・・・

○がん（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。）

○関節リウマチ

○筋萎縮性側索硬化症

○後縦靱帯骨化症

○骨折を伴う骨粗鬆症

○初老期における認知症

○進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病

○脊髄小脳変性症

○脊柱管狭窄症

○早老症

○多系統萎縮症

○糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症

○脳血管疾患

○閉塞性動脈硬化症

○慢性閉塞性肺疾患

○両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

（３）保険料

第１号被保険者の保険料は、保険者である市町村が介護保険サービスに必要な費用の見込みに応じて３年ごとに改定します。保険料は前年中の所得等に基づいた段階別になっており、個人の保険料額は年度ごとに決定されます。

納付方法は、年額 18 万円以上の老齢・退職年金、遺族年金、障害年金の受給者は特別徴収（年金からの天引き）となり、それ以外の方は普通徴収（口座振替又は納付書による支払い）となります。また、年度の途中で 65 歳になった方や市外から転入した方については、特別徴収の対象となる年金の受給開始時期等によって年度の途中から特別徴収が開始となる場合があります。

また、災害、失業、その他の事情で保険料を納めることが困難なときには、介護保険料の減免が受けられる場合があります。詳しくは、区役所保険年金課にお問い合わせください。

第２号被保険者の保険料は、医療保険の保険料に上乗せして、加入している医療保険者に納めます。保険料の計算の仕方や額は、医療保険者ごとに異なります。

（４）サービスの利用の手続

サービスを利用するためには要介護認定等の手続が必要です。

本人又は家族などが、区役所高齢・障害支援課や地域包括支援センターで「要介護認定」の申請をします。居宅介護支援事業者等に代行してもらうこともできます。

要介護度は「要支援１・要支援２」及び「要介護１～要介護５」の７区分で、この介護度の区分別に保険対象サービスの上限額が設定されています。

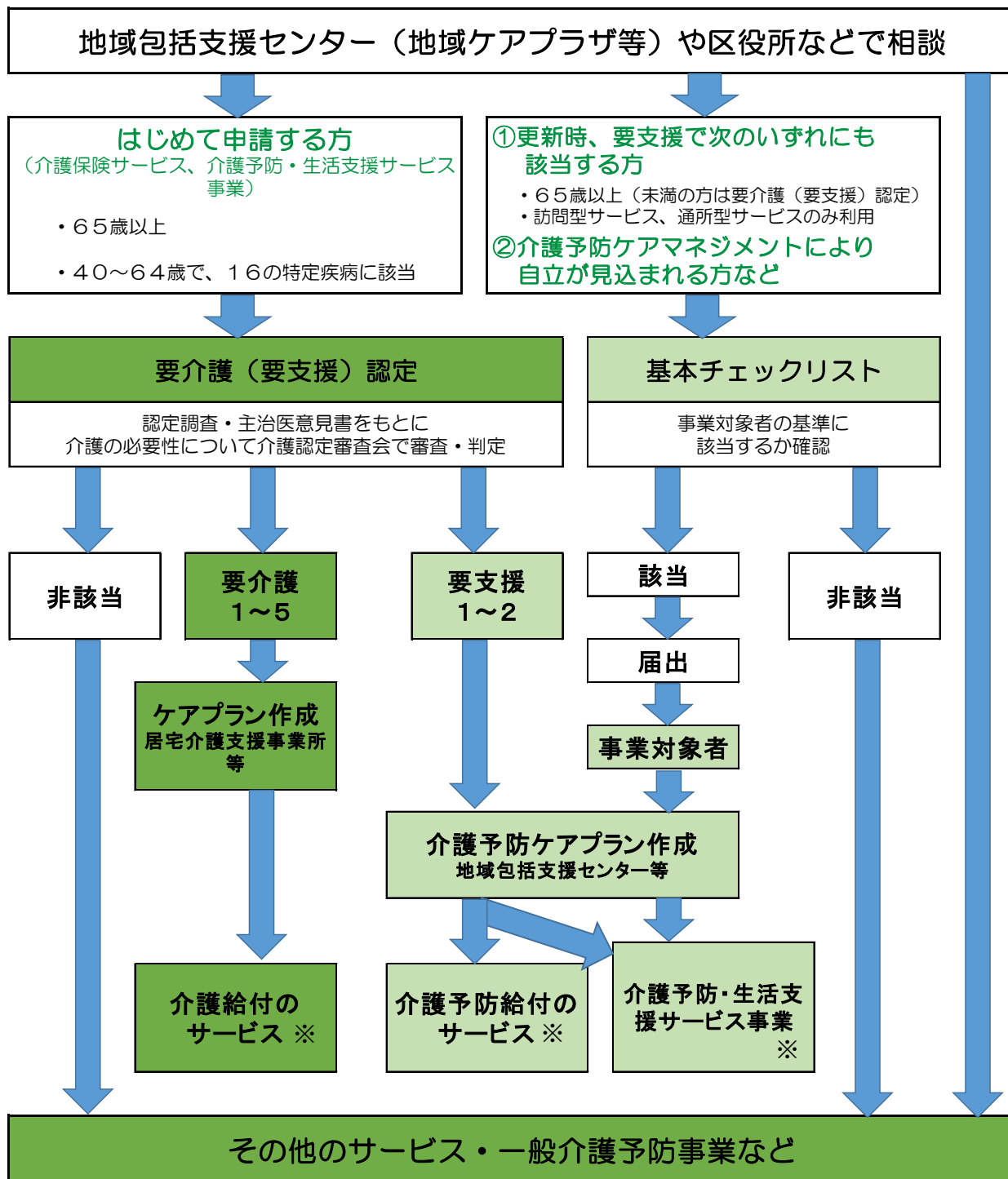
認定の結果「自立」（非該当）となる場合もありますが、横浜市では認定を受けていない方向けのサービスもあります。

認定には有効期間があり、認定有効期間終了後も継続してサービスを受ける必要がある場合には、更新手続をして、初回のときと同じように認定を受ける必要があります。

また、要支援１・２の方が利用できるサービスのうち、訪問介護（ホームヘルプ）・通所介護（デイサービス）については、「介護予防・日常生活支援総合事業」（介護予防・生活支援サービス事業）のサービスとして横浜市が定める内容により行います。

介護予防・生活支援サービス事業のみ利用する場合には、相談窓口等で「基本チェックリスト」を実施して「事業対象者」として必要なサービスを利用する流れがあります。

サービス利用までの流れ



※利用できるサービスについては、P 93～に記載していますのでご参照ください。

（５）利用できるサービス

要介護度によって利用できるサービスが異なります。

要支援 1、2 の方は「介護予防等サービス」、要介護 1～5 までの方は「介護サービス」を利用することができます。

介護予防等サービス 要支援１・２の認定を受けた方が利用できるサービス	介護サービス 要介護１～５の認定を受けた方が利用できるサービス
自宅で利用するサービス	自宅で利用するサービス
横浜市訪問介護相当サービス(ホームヘルプ)※１	訪問介護(ホームヘルプ)
横浜市訪問型生活援助サービス ※１	
横浜市訪問型短期予防サービス ※１	
(要支援の方は利用できません)	夜間対応型訪問介護
介護予防訪問入浴介護	訪問入浴介護
介護予防訪問看護	訪問看護
介護予防訪問リハビリテーション	訪問リハビリテーション
介護予防居宅療養管理指導	居宅療養管理指導
施設に通い(泊り)利用するサービス	施設に通い(泊り)利用するサービス
横浜市通所介護相当サービス(デイサービス)※１	通所介護(デイサービス)
	地域密着型通所介護
介護予防認知症対応型通所介護	認知症対応型通所介護
介護予防通所リハビリテーション(デイケア)	通所リハビリテーション(デイケア)
介護予防短期入所生活介護(ショートステイ)	短期入所生活介護(ショートステイ)
介護予防短期入所療養介護(ショートステイ)	短期入所療養介護(ショートステイ)
24 時間対応で利用できるサービス	24 時間対応で利用できるサービス
(要支援の方は利用できません)	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
介護予防小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護
(要支援の方は利用できません)	看護小規模多機能型居宅介護
生活環境を整えるサービス	生活環境を整えるサービス
介護予防福祉用具貸与(レンタル)	福祉用具貸与(レンタル)
介護予防福祉用具販売	福祉用具販売
介護予防住宅改修	住宅改修
居住系サービス	居住系サービス
介護予防認知症対応型共同生活介護(グループホーム) ※２	認知症対応型共同生活介護(グループホーム)
介護予防認知症対応型共同生活介護(グループホーム)(短期利用) ※２	認知症対応型共同生活介護(グループホーム)(短期利用)
介護予防特定施設入居者生活介護(介護付有料老人ホームなど)	特定施設入居者生活介護(介護付有料老人ホームなど)
	特定施設入居者生活介護(介護付有料老人ホームなど)(短期利用)

施設系サービス	施設系サービス
(要支援の方は利用できません)	地域密着型特定施設入居者生活介護(介護付有料老人ホームなど)
	地域密着型特定施設入居者生活介護(介護付有料老人ホームなど)(短期利用)
	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)※3
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護※3
	介護老人保健施設
	介護療養型医療施設
	介護医療院

※1 介護予防・日常生活支援総合事業のサービスです。事業対象者も利用できます。

※2 要支援1の方は利用できません。

※3 原則、要介護3以上の方が対象になります。

施設サービスやグループホームなどの一部サービスを除き、サービスを利用する際はケアプラン(介護予防サービス計画又は居宅介護サービス計画)の作成が必要です。要支援・事業対象者の方は地域ケアプラザ等の地域包括支援センター、要介護の方は居宅介護支援事業所に依頼してください。ただし、小規模多機能型居宅介護や看護小規模多機能型居宅介護を利用する場合は、事業所がケアプランを作成します。

なお、要介護度によって、利用できるサービスの範囲が異なるものもありますので、詳しくは、お住まいの地域の地域ケアプラザまたは区役所高齢・障害支援課にお問い合わせください。

(6) 介護保険サービスを利用する際の自己負担について

介護保険サービスを利用する際の費用は、利用時間や要介護度、施設の種類等により設定されています。

介護保険サービスを利用したときは、所得により原則としてかかった費用の1割、2割又は3割が自己負担になります。施設等を利用した場合は、自己負担分のほかに、食費や部屋代、日常生活費などの負担があります。

1か月の自己負担の合計額が一定額以上となる場合には、上限額を超えた分が申請により、高額介護サービス費等として払い戻されます。

このほか、各医療保険と介護保険の自己負担の1年間の合計額が一定を超えた場合に、申請により、一定額を超えた分が支給される高額医療・高額介護合算制度があります。

また、市民税非課税世帯であること等の一定の要件に該当する方については、自己負担額を軽減するための制度として、施設入所及び短期入所利用時の食費・部屋代の補助制度、社会福祉法人による利用者負担軽減制度、介護サービス自己負担助成制度(横浜市独自制度)などがあります。

詳しくは、区役所の保険年金課にお問い合わせください。(社会福祉法人による利用者負担軽減制度については、健康福祉局高齢施設課までお問い合わせください。)

6 高齢者虐待防止事業

(1) 高齢者虐待防止法について

近年、我が国においては、介護保険制度の普及、活用が進む中、一方では高齢者に対する身体的・心理的虐待、介護や世話の放棄・放任等が、家庭や介護施設などで表面化し、社会的な問題となっています。このため、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「高齢者虐待防止法」）が平成18年4月1日から施行されることになりました。

《高齢者虐待防止法の概要》

【高齢者虐待防止法による定義】

ア この法律において「高齢者」とは65歳以上の方をいいます。

イ この法律において「高齢者虐待」とは、家庭における養護者又は施設等で従事している者による次のような行為をいいます。

区分	内容と具体例
身体的虐待	暴力行為などで、身体にあざ、痛みを与える行為や、外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為 【具体的な例】 - 平手打ちをする、つねる、殴る、蹴る、無理矢理食事を口に入れる、やけど・打撲させるなど。 - ベッドに縛り付けたり、意図的に薬を過剰に服用させたりして、身体拘束、抑制をするなど。
介護・世話の放棄・放任	意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話を行っている家族が、その提供を放棄又は放任し、高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させていること。 【具体的な例】 - 入浴しておらず異臭がする、髪が伸び放題だったり、皮膚が汚れている。 - 水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって続いたり、脱水症状や栄養失調の状態にある。 - 室内にごみを放置するなど、劣悪な住環境の中で生活させる。 - 高齢者本人が必要とする介護・医療サービスを、相応の理由なく制限したり使わせない。 - 同居人による高齢者虐待と同様の行為を放置することなど。
心理的虐待	脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的、情緒的苦痛を与えること。 【具体的な例】 - 排泄の失敗を嘲笑したりそれを人前で話すなどにより高齢者に恥をかかせる。 - 怒鳴る、ののしる、悪口を言う。 - 侮辱を込めて、子どものように扱う。 - 高齢者が話しかけているのを意図的に無視するなど。
性的虐待	本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為又はその強要 【具体的な例】 - 排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する。 - キス、性器への接触、セックスを強要するなど。
経済的虐待	本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。 【具体的な例】 - 日常生活に必要な金銭を渡さないあるいは使わせない。 - 本人の自宅等を本人に無断で売却する。 - 年金や預貯金を本人の意思・利益に反して使用するなど。

（２）高齢者虐待の防止等に対する各主体の責務等

ア 国民の責務

国民は、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければなりません（第４条）。

イ 保健・医療・福祉関係者の責務

高齢者の福祉に業務上又は職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければなりません。また、国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止のための啓発活動及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力するよう努める必要があります（第５条）。

ウ 市町村（横浜市）の役割

高齢者虐待防止法では、高齢者虐待の防止、虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援について、市町村が第一義的に責任を持つ役割を担うことが規定されています。

（３）横浜市の取組

横浜市では、区福祉保健センターが地域包括支援センターと協力し、高齢者虐待の早期発見や適切な対応など、高齢者虐待を未然に防ぐ取組を行っています。

- 市民に向けた介護、医療、相談窓口等の情報提供
- 市民に向けた高齢者虐待防止・認知症の理解のすすめ
- 介護・医療の事業者や地域とのネットワークづくり
- 介護者の介護負担軽減
- 高齢者・介護者の地域活動や他者とのつながりを支援

7 児童虐待防止対策事業

(1) 子ども虐待をめぐる最近の状況

近年、子どもや子育てを取り巻く環境は、核家族化や貧困、人付き合いの希薄化等の様々な問題を抱え、子ども虐待をめぐる痛ましい事件が後を絶ちません。

全国的に子ども虐待の相談件数が増加の一途をたどる中、平成 12 年 11 月に「児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）」が施行され、児童に対する虐待の禁止、国民の通告義務や児童の適切な保護などについて法的な根拠が与えられました。

同法の改正により、平成 20 年には、子どもの安否が確認できない場合に保護者への出頭要求や臨検・捜索、保護者から分離した児童に対しての面会や通信の制限を行うことができるなどの児童相談所等の権限の強化が行われ、また、自治体が虐待等で死亡した児童の事例検証を行うことが義務付けられました。

また、令和元年の改正では、親権者による体罰の禁止が明文化されています。

児童福祉法においては平成 16 年の改正により、要保護児童対策地域協議会※の設置や児童の自立支援などの体制整備が明記されました。

また、平成 28 年及び平成 29 年の改正では、すべての児童が健全に育成されるよう児童福祉法の理念が明確化されるとともに、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化を図ることが示され、令和元年の改正では、児童の権利擁護、児童相談所の体制強化及び関係機関間の連携強化等が示されました。

さらに、令和 4 年 6 月に改正された児童福祉法では、子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターの意義や機能・役割を維持しながら組織を一体化した相談機関「こども家庭センター」の設置に努めることや、一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入、児童の意見聴取等の仕組みの整備等が示されました。子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化が求められています。

※要保護児童対策地域協議会とは：P 99「イ 要保護児童対策地域協議会」参照

(2) 子ども虐待の概要

ア 子ども虐待の 4 分類

児童虐待の防止等に関する法律では、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。）が、その監護する子ども（18 歳未満）に対して行う次の 4 分類の行為を定義しています。

身体的虐待

こどもの身体に外傷が生じ又は生じるおそれのある暴行
・ 殴る、蹴る、熱湯をかける、たばこの火を押し付ける、冬の戸外に閉め出すなど

ネグレクト

[保護の怠慢又は拒否]

こどもの心身の成長を妨げること又は保護者としての監護を怠ること
・ 適切な食事を与えない、不潔にさせる、乳幼児を家に残して長時間出かける、病院に連れて行かないなど

性的虐待

こどもにわいせつな行為をすること又はさせること
・ こどもへの性交、性的暴行、性的行為の強要、性器や性交を見せることなど

心理的虐待

こどもに著しい心理的外傷を与える言動を行うこと
・ ことばによる脅し、無視、拒否的な態度、他のきょうだいと差別的な扱い、こどもの面前での配偶者への暴力(DV)など

虐待であるかどうかの判断で大切なことは、保護者の考え方ではなく、子どもの側に立って判断するということです。保護者が「子どものため」と思っている子どもにとって有害な行為であれば虐待です。

イ 子ども虐待の要因

虐待は、様々な要因が複雑に絡まりあったときに発生すると言われており、次のようなことが要因として考えられます（必ずしも全ての事例に該当するわけではありません）。

養育者の側	育児負担、誤った育児方針・信念、病気（身体的・精神的）、養育者自身の被虐待体験、予期しない妊娠など
家庭生活の側	夫婦間の不和、DV、経済的困窮、家庭生活の不安定、育児知識の不足など
子どもの側	育てにくさ、病気・障害・発達の遅れなど
社会環境	社会的な孤立、援助者の不在など

ウ 子ども虐待の通告義務

児童虐待防止法（児童虐待の防止等に関する法律）の第6条では、「虐待を受けたと思われる児童を発見した際の通告義務」が明記されています。また「児童虐待の通告義務は、守秘義務に優先する」とされています。子ども虐待の通告は、子どもを虐待から守るためだけではなく、子育ての負担などに悩む養育者を支援することにもつながります。

（３）民生委員・児童委員、主任児童委員の役割

ア 地域における役割

（ア）要保護児童等の把握と相談・通告

複雑化・深刻化する児童虐待問題の予防・早期発見のため、地域において児童虐待防止活動の役割が期待されます。日頃の活動を通して、子育て支援が必要な家庭を把握したり気になる世帯の情報を近隣住民から把握した場合は、通告受理機関である区や児童相談所に相談・通告し、連携することが重要です。一人でかかえこまず地域の他の民生委員や主任児童委員と連絡・相談することも大切です。

【通告受理機関一覧】 ＊当該児童の住まいの住所によって相談先が異なります。

■各区福祉保健センターこども家庭支援課

月～金曜日 8:45～17:00

■児童相談所

月～金曜日 8:45～17:00

- ・中央児童相談所（鶴見、神奈川、中、西、南）
- ・西部児童相談所（保土ヶ谷、旭、泉、瀬谷）
- ・南部児童相談所（磯子、金沢、港南、酒、戸塚）
- ・北部児童相談所（青葉、港北、都筑、緑）

■よこはま子ども虐待ホットライン

夜間・休日 0120-805-240

(イ) 支援者としての役割

区と児童相談所は、虐待の状況やその要因を把握するため、継続的な「見守り」を依頼したり、気になる子どもの状況について情報提供を求める場合があります。依頼された児童については、見守りの方法・内容を具体的にし、いつまで、どのようなタイミングで誰に報告するのかを確認した上で対応します。

また、支援者として「個別ケース検討会議」に出席を求められた場合は、会議に参加し、当該家庭への支援方針を共有し、家庭の周辺情報などの観察、声掛けなど、期待される役割を明らかにします。関係機関との支援の分担をすることで、支援チームの一員として区や児童相談所と密に連携を取りながら対応します。

イ 要保護児童対策地域協議会

(ア) 要保護児童対策地域協議会の役割

要保護児童等の早期発見や適切な保護・支援を図るためには、関係機関がその子どもと家族に関する情報や支援内容を共有し、適切な連携の下で対応していくことが重要です。そこで、要保護児童等に関して関係者間で情報交換と支援内容の協議を行う場として、「要保護児童対策地域協議会（要対協）」が児童福祉法第25条の2に位置付けられています。

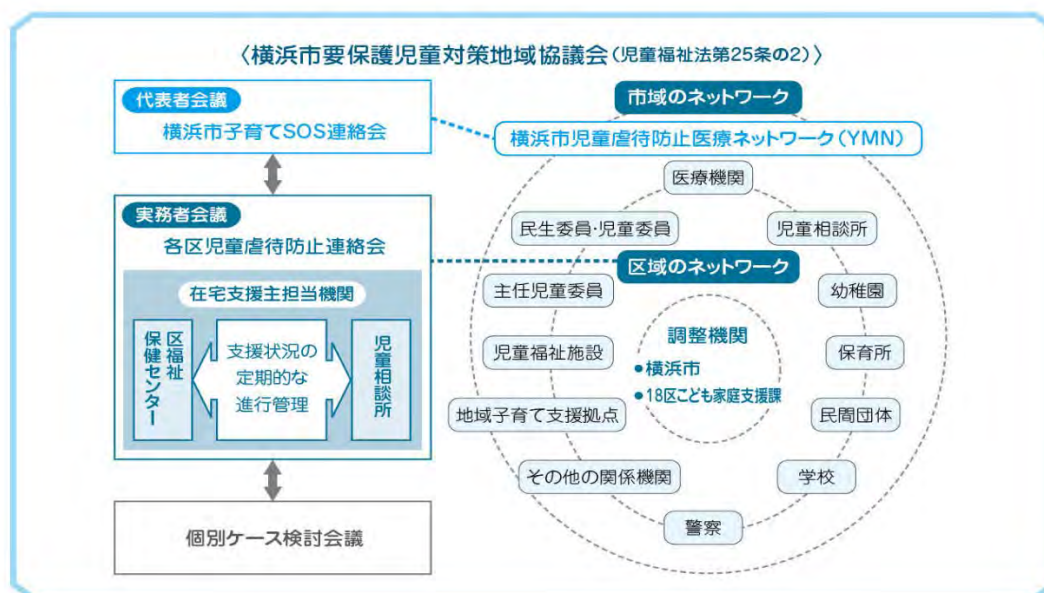
◆要対協参加者の守秘義務（児童福祉法第25条の5）

要対協の構成機関に守秘義務を課すとともに、要保護児童等に関する情報交換や支援内容の協議を行うために必要であると認めるときは、関係機関等に対して資料または情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができます。

◆調整機関の明確化

要保護児童等に対する支援の実施状況の把握や関係機関等との連絡調整を行う「調整機関」が置かれています。横浜市では、代表者会議は「こども青少年局こどもの権利擁護課」、実務者会議は「各区こども家庭支援課」がその役割を担っています。

(イ) 横浜市要保護児童 対策地域協議会の構成（三層構造）



◆代表者会議（横浜市子育てSOS連絡会）

全市的な児童虐待対策の推進や関連地形の総合調整に関する協議を行います。

◆実務者会議（各区の「児童虐待防止連絡会」）

各区において、民生委員・児童委員、主任児童委員、学校、保育所等の要保護児童の支援に携わる実務者により構成され、円滑な連携のための情報交換や協議を行います。より小さな地域ごとの会議を開催し、顔の見える関係作りを進めています。

◆個別ケース検討会議

当該の子どもや養育者に直接関わりのある関係者が集まり、具体的な支援策を検討するための会議です。必要な情報を共有して課題や問題点を抽出し、具体的な支援方法と各関係者の支援の役割分担を決定します。要対協に位置付けられており、守秘義務の遵守を徹底した上で行います。

8 権利擁護事業、成年後見制度、消費者被害防止

高齢者の方が自らサービスを選択し、利用契約を行うという介護保険制度の施行に伴い、平成12年に民法が改正され、新しい成年後見制度が施行されました。

認知症をはじめ、判断能力が不十分な高齢者、障害者の方もサービス利用契約の当事者となれるよう、法的な支援の仕組みが整えられてきました。

(1) 権利擁護事業（日常生活自立支援事業）

権利擁護事業（日常生活自立支援事業）とは、ご自分で金銭や大切な書類を管理することに不安のある、高齢者や障害者の方の福祉サービスの利用や金銭管理などを、各区のあんしんセンターが契約に基づいてお手伝いし、安心して生活が送れるよう支援する事業です。

具体的には、生活や金銭管理に関する相談のほか、契約を結んで定期的に訪問し、金融機関での出納代理や支払の代行、福祉サービスの利用援助、預金通帳などの財産関係書類の保管を行います。

(2) 成年後見制度

成年後見制度とは、自分ひとりで判断することが難しい認知症高齢者や知的障害、精神障害のある方の財産の管理や介護サービスの契約等を、家庭裁判所によって選ばれた後見人等が行い、安心して生活ができるようにご本人を支援する制度です。

成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度の2つの制度があります。

法定後見制度

法定後見制度は、判断能力に応じて補助・保佐・後見の3つに分かれます。

- 親族等の申立人から法定後見開始の審判を申し立て、家庭裁判所で適任と思われる成年後見人等が選ばれます。
- 補助・保佐・後見のいずれを申し立てるかは、医師の診断書を参考にして決めます。
- 場合によって成年後見人等を監督する監督人が選ばれることがあります。

成年後見制度の3つの類型と成年後見人等に与えられる権限等

類 型	補 助	保 佐	後 見
対象者	判断能力が不十分な方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力を欠く常況にある方
申立人	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市区町村長など		
開始時の本人の同意	必要	不要	不要
同意権・取消権	特定の法律行為（申立ての範囲内）（民法13条1項所定の行為の一部）	民法13条1項所定の行為	日常生活に関する行為以外の行為
代理権	特定の法律行為（申立ての範囲内）	特定の法律行為（申立ての範囲内）	財産に関する全ての法律行為

※ 特定の法律行為とは、民法第13条第1項に揚げられている借金、訴訟行為、相続の承認や放棄、新築や増改築などの事項をいいます。ただし、日用品の購入など日常生活に関する行為は除かれます。

同意権

本人が契約など法律行為をするときにそれを承諾する権限

【例】家のリフォーム契約を本人がするとき、成年後見人等の承諾が必要
親が亡くなり、相続をする場合は、成年後見人等の承諾が必要

取消権

本人が成年後見人等の同意なしに行った法律行為などを取り消す権限

【例】本人が一人で必要のないリフォーム契約をしてしまったとき、成年後見人等の同意なしにした契約は、成年後見人等が取り消すことができます。

代理権

本人に代わり成年後見人等が、取引や契約など法律行為をする権限

【例】通帳から本人に代わりお金を引き出すことができます。
本人に代わり、施設入所の契約をすることができます。

<法定後見手続の流れ>

申立て準備

↓ 必要書類をそろえたり、成年後見人等の候補者を決めたりします。

申立て

↓ 本人の住所若しくは居住地を所管する家庭裁判所に申立てをします。
※家庭裁判所に予約が必要

審判手続き

↓ ・本人に面接したり、状況を調査したりします。
・親族へ意向を問い合わせます。
・必要に応じて医師による鑑定が行われます。

審判

↓ 成年後見人等が決まります。

審判確定

↓ 東京法務局に登録されます。

成年後見人等の活動開始

成年後見人等は定期的に家庭裁判所へ後見事務の報告を行い、監督を受けます。

任意後見制度

将来、自分の判断能力が不十分な状態になったときに、自分に代わって自分のために財産を管理してもらったり、福祉サービスの利用契約等を行ってもらえるよう、あらかじめ自ら選んだ方（任意後見受任者）と公正証書により契約し依頼しておく制度です。

- 委任する契約内容は、本人の希望によって設定できます。
- 判断能力が不十分になり、家庭裁判所が任意後見監督人を選んだときからその契約の効力が生じます。

<任意後見手続の流れ>

任意後見人を誰にするか自分で決める

↓
任意後見人になってくれる方と本人とで、将来、判断能力が低下してきたときに任意後見人にどのようなことをお願いしたいか話し合っ
て決めます。

任意後見契約締結

↓
公証役場で公正証書の契約書作成
公証人が東京法務局に登録します。

判断能力の低下



任意後見人の選任申立てを家庭裁判所にする

↓
<申立人> 本人・配偶者・四親等内の親族 任意後見受任者
家庭裁判所が任意後見監督人を探します。

任意後見監督人が選任される

↓
任意後見監督人が東京法務局に登録されます。

任意後見人の活動の開始

↓
任意後見人は定期的に任意後見監督人へ後見事務の報告を行い、監督を受けます。

（３）消費者被害防止

横浜市消費生活総合センターでは、消費生活に関する商品やサービスの契約トラブルなどについて、専門知識を持った消費生活相談員が、消費者からのご相談をお受けし、解決に向けた助言などを行っています。

なお、地域ケアプラザからのご相談は専用回線でお受けしており、連携して解決に向けた取組を行っています。

消費者被害に関する相談機関

横浜市消費生活総合センター

（横浜市港南区上大岡西１－６－１ゆめおおおかオフィスタワー４階・５階
相談専用電話：０４５－８４５－６６６６）

【受付時間】

祝日・休日、年末年始(12月29日から1月3日)を除く毎日

平日 ９時から18時

土曜・日曜 ９時から16時45分 ※土曜・日曜は電話相談のみ

※地域ケアプラザを経由したご相談も承っています。

9 地域福祉保健計画

少子高齢化や人口減少の進展、世帯の小規模化、住民同士のつながりの希薄化等、私たちを取り巻く社会の状況は大きく変化しており、こうした中で、これまで対象ごとに整備が進められてきた公的支援が、今後、様々な課題に包括的に対応していくことが求められています。また、改めて地域を基盤にした支え合いが注目され、福祉保健分野を問わず、様々な主体が協力して課題を解決する力を高めていくことが必要とされています。

地域福祉保健計画は、誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる地域づくりを目指し、地域住民、住民組織、事業者、ボランティアグループ、市民活動団体、社会福祉協議会、地域ケアプラザ、行政等が、地域の生活課題解決のために行っている様々な活動を通して連携し、協力し合って、日常生活上の不安への対応や課題の解決を図り、身近な地域の支え合いの仕組みづくりを進めることを目的としています。「地域福祉」を推進するために必要な取組や仕組みに加え、誰でも関心があり共通して取り組める「健康づくり」や「予防」をテーマとした「地域保健」に関する取組も盛り込み、横浜市では「地域福祉保健計画」として策定し、推進しています。

横浜市の地域福祉保健計画は、市全体の計画である「市計画」、区ごとに策定・推進する「区計画」、日常的な生活圏単位（地区連合町内会単位を基本の圏域とする）で策定・推進する「地区別計画」で構成されています。

（１）市計画（第４期）の概要について

ア 計画期間

令和元年度から令和５年度までの５年間

イ 計画の基本理念

誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる「よこはま」をみんなでつくろう

ウ 計画の方向性と主な取組

（７）推進の柱１

地域福祉保健活動推進のための基盤づくり

- 住民のニーズや生活により身近な自治会町内会圏域の活動の拡充を支援する取組を推進します。
- 地区連合町内会及び地区社協を支援し、課題に応じた総合的かつ重層的なネットワークの構築を進めます。
- 住民が信頼でつながることができるよう福祉意識の醸成に取り組みます。
- 区役所・区社協・地域ケアプラザの組織内及び相互連携を一層強化します。

（イ）推進の柱２

身近な地域で支援が届く仕組みづくり

- 身近な地域での多様な主体と関係機関との連携・協働により、課題の把握から解決までの取組が一体的かつ重層的に機能する仕組みづくりを進めます。

- 本計画と一体的に推進する成年後見制度利用促進基本計画の権利擁護が必要な人を支援する取組を推進します。
- 健康づくりをきっかけとした地域づくりを進めます。

(ウ) 推進の柱 3

幅広い市民参加の促進、多様な主体の連携・協働の推進

- 地域でつながる機会の拡大や多様な選択肢の提案等を通じて、幅広い市民の参加を一層進めます。
- 社会福祉法人をはじめ、施設、企業、NPO法人、学校等、多様な主体の連携・協働による地域づくりを進めます。

エ その他

冊子及び概要版は、区役所、区社会福祉協議会、地域ケアプラザ等の窓口にあります。

また、横浜市のホームページでも閲覧が可能です。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/fukushi-kaigo/chiikifukushi/hokenkeikaku/chiikifukushihoken-keikaku-4/shikeikaku-4.html>

(2) 区計画（第4期）の概要について

ア 計画期間

令和3年度から令和7年度までの5年間

イ 計画の基本理念、計画の方向性と主な取組等

区により、内容は異なります。詳細については、各区福祉保健課にお問い合わせください。

また、冊子及び概要版は、区役所、区社会福祉協議会、地域ケアプラザ等の窓口にあります。さらに、各区ホームページで閲覧が可能です。

(3) 地域福祉保健計画における民生委員・児童委員の役割について

平成31年3月に策定された第4期横浜市地域福祉保健計画においても、民生委員・児童委員は計画推進の重要な担い手として期待されています。市計画の様々な取組に関係がありますが、特に関係が深い取組を紹介します。

推進の柱2 身近な地域で支援が届く仕組みづくり

○ 柱2-1 見守り・早期発見の仕組みづくり

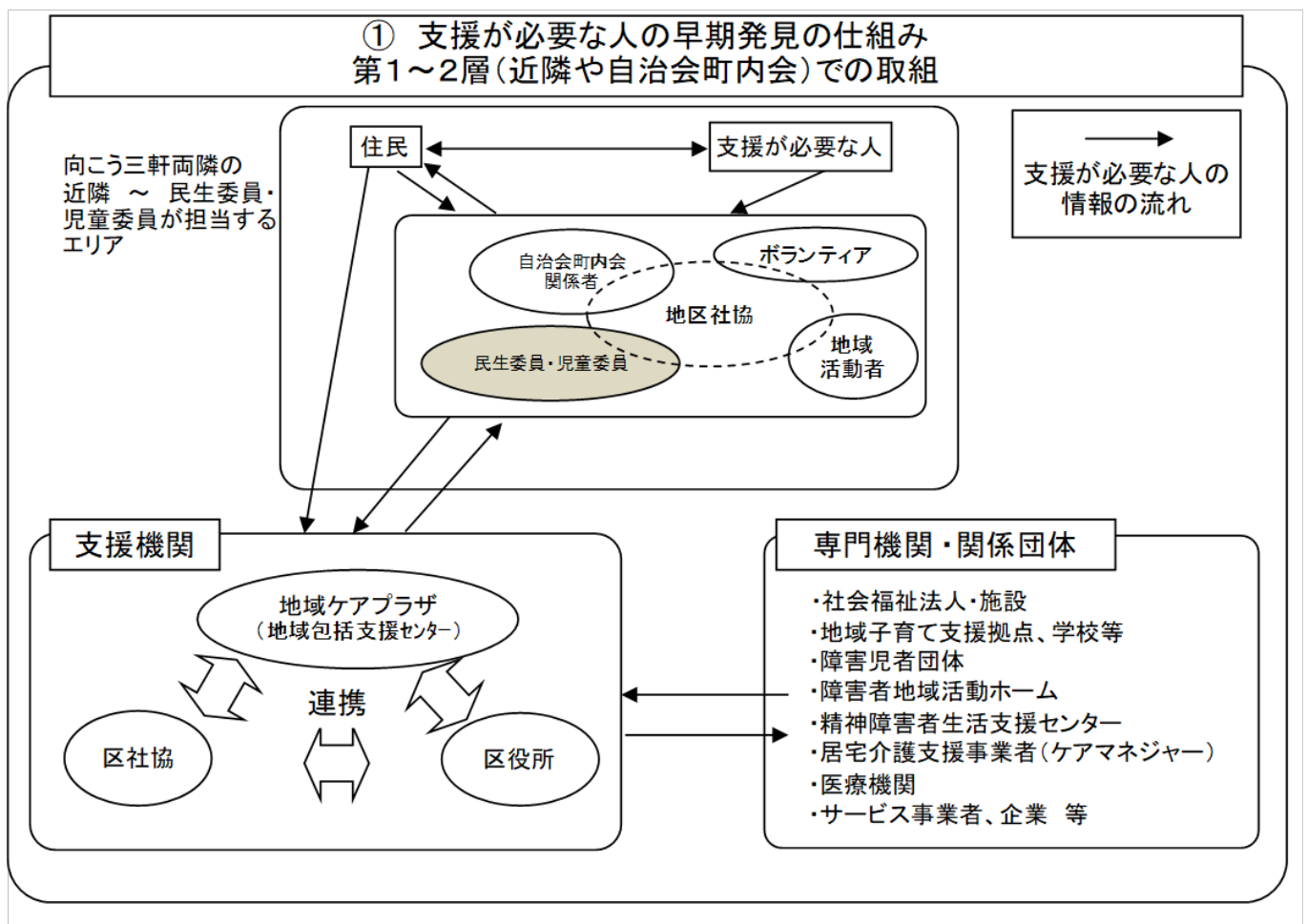
- ・ 困りごとを抱えている人を早期に発見するため、高齢者、障害者、子ども・若者等の分野や対象者に捉われない見守り体制や、見守りの意識を広げるための取組を進めます。
- ・ 困りごとを抱えている人に気づき、相談窓口につなぎ、地域と関係機関等が連携して支援を行う仕組みづくりを進めます。また、支援機関や関係機関が、地域の会議等で困りごとを抱えている人の情報を共有し、必要な支

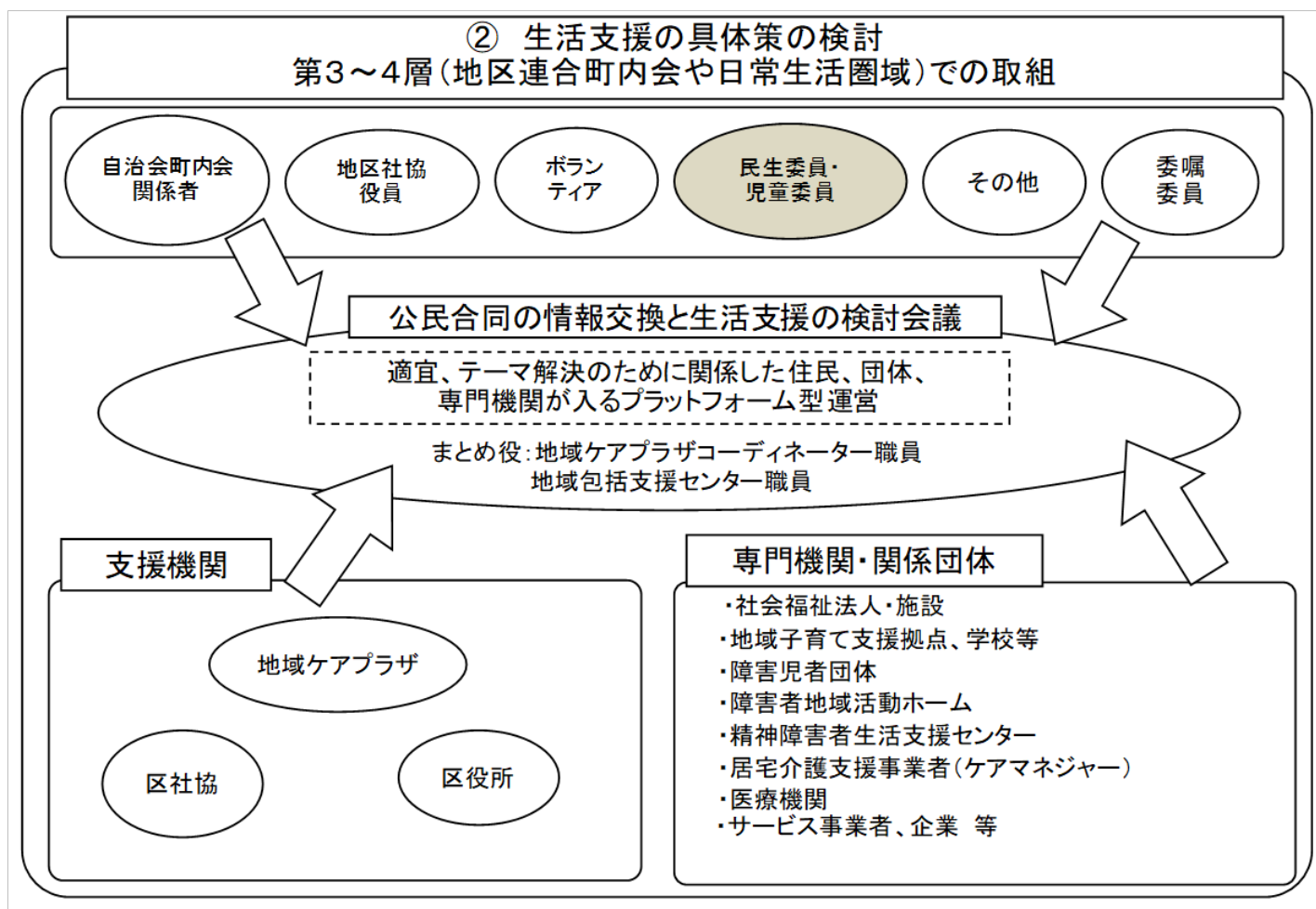
援につなげる仕組みづくりを進めます。

○ 柱２－２ 連携・協働による地域の生活課題を調整・解決する仕組みの充実

- ・ 住民の生活により身近な地域で困りごとや生活課題を受け止め、支援機関、関係機関と住民等が連携して解決していけるよう、お互いの役割の理解の促進と、課題解決に向けた体制づくり・仕組みづくりに向けた支援に取り組みます。
- ・ 高齢者、障害者、子ども・若者等の各分野から見える課題や地域から見える課題を、支援機関・関係機関と住民等で共有し、協働による課題解決に向けた取組を一層推進します。

<参考：圏域に応じた公民連携による相談・支援、生活課題・地域課題の把握・共有・検討・解決の仕組みづくりの例>





① 支援が必要な人の早期発見の仕組み

- 地域の見守り活動などで把握された支援が必要な人の情報が、民生委員・児童委員を中心に集まります。
- 地域では個別対応が難しい場合や専門的な対応を要する場合など、支援が必要な人の情報を地域ケアプラザ等の専門的な機関に伝えます。地域ケアプラザ等は連携し、支援が必要な人に対応します。
- ケアマネジャーなどの専門機関が、地域の支援が必要な人の情報を地域ケアプラザ等を通じて、地域の民生委員・児童委員等に伝えます。

② 生活支援の具体策の検討

- 民生委員等に情報提供する身近な地域の協力が増えるよう、支援機関は区民生委員児童委員協議会、地区社協等と協力して、この取組を進めます。
- 支援が必要な人に対して、行政や地域がどのような支援を行うのか検討する場を設けます。具体的には、地域ケアプラザがコーディネート役となり、専門機関・関係団体や民生委員等の地域人材の参画を得て、見守りネットワーク等で把握された課題への対応策を検討します。

→①②を踏まえて、新たな仕組みや制度の検討・既存の会議の見直しや活用

■既に実施している様々な区域の専門的支援ネットワークからの報告や情報を活用し、区内の支援機関やサービスに関わる事業者等による実務者レベルの検討会議を開催し、地域や個々の専門機関・関係団体だけでは解決できない課題を明確にし、新たな仕組みや制度の整備を検討します。

また、令和３年度から各区で第４期区計画を推進しています。区の特性、地区の特性に合わせた様々な取組を行い、地域福祉保健を推進していくために、民生委員・児童委員は非常に重要な役割を担っています。しかし、民生委員・児童委員だけが担うことばかりではありませんので、地域の様々な関係者と協力しながら、民生委員・児童委員ならではの「調整役」としての関わりを意識して取り組んでくださることを期待します。

10 災害時要援護者支援

(1) 経過

近年の豪雨による風水害や大震災の犠牲者の多くが高齢者や障害者だったことから、災害時における要援護者への防災対策が課題として明らかになりました。

平成 17 年に国が「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を策定し、横浜市では、このガイドラインをもとに、平成 19 年に「災害時要援護者の避難支援システム策定の手引き」を策定し、各区で災害時要援護者支援に取り組んでいます。

しかしながら、平成 23 年の東日本大震災においても、要援護者への支援は十分でなく、被災者全体に比べ、要援護者の被災率が高かったことが指摘されています。

より一層の取組の推進のために、平成 25 年に国は災害対策基本法を改正し、災害に備えた要援護者情報の活用について明記しました。

横浜市は、先行して「横浜市震災対策条例」の改正を行い、地域による日頃からの支え合いの取組の支援、そのための要援護者情報提供について規定しています。

(2) 災害時要援護者とは

<定義>

いわゆる「災害時要援護者」とは、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために、安全な場所に避難するなどの災害時に一連の行動をとるのに支援を要する方をいい、一般的には高齢者、障害児・者、外国人、乳幼児、妊産婦等が挙げられます。

要援護者は、災害による住環境の変化への対応や、避難行動、避難場所での生活に困難を来しますが、必要なときに必要な支援が適切に受けられれば自立した生活を送ることも可能です。

<横浜市では…>

要援護者の中でも特に自力避難が困難と想定される対象者について、福祉制度等の既存システムを活用し、在宅で、次の条件に該当する方を対象者とし、要援護者名簿を作成しています。

- ① 介護保険要介護・要支援認定者でア～ウのいずれかに該当する方
 - ア 要介護 3 以上の方
 - イ 一人暮らし高齢者、
又は高齢者世帯でいずれもが要支援または要介護認定の方
 - ウ 認知症のある方（要介護 2 以下で、認知症の日常生活自立度がⅡ以上の方）
- ② 障害者総合支援法のサービスの支給決定を受けている
身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者
- ③ 視覚障害者、聴覚障害者及び肢体不自由者のうち、
身体障害者手帳 1～3 級の方
- ④ 療育手帳（愛の手帳）A 1・A 2 の方
- ⑤ 精神障害者保健福祉手帳 1・2 級の方

(3) 災害時要援護者支援の進め方

災害発生時に、要介護高齢者、障害者等の災害時要援護者の安否確認や避難支援などが迅速に行われるためには、日頃からの地域での支え合いが重要です。各地域では、自治会町内会等自主防災組織を中心に地域の実情にあわせ、名簿作成や定期訪問等様々な取組が進められています。

横浜市では、要援護者名簿の情報を、平時から希望した自主防災組織等に、同意方式、情報共有方式の2方式※により提供しています。

※同意方式、情報共有方式

同意方式	区役所から対象者へ、自主防災組織に提供する名簿への登録について同意確認を行い、 <u>同意があった方の個人情報（名簿）</u> を提供する方式
情報共有方式	区役所から対象者へ、自主防災組織に提供する名簿への登録について事前通知を行い、 <u>拒否の意思表示がない限り、個人情報（名簿）</u> を提供する方式

11 ひとり暮らし高齢者等「地域で見守り」推進事業

(1) 事業開始に至るまでの経緯

横浜市では、第2期横浜市地域福祉保健計画(平成21年度～25年度)において、推進の柱である「必要な人に的確に支援が届く仕組みをつくる」を具体化することと、民生委員が取り組んでいる、ひとり暮らし高齢者等を対象とした相談支援、見守り活動を進めていくにあたり、“対象者の情報が十分には得られないため、状況の把握や活動推進が難しい、行政から民生委員に対象者の情報を提供できないのか”といった民生委員からの意見等を踏まえ、平成23年度に本事業(事業開始時の対象者は「在宅で75歳以上のひとり暮らし高齢者(ひとり暮らし高齢者)」)が始まり、モデル実施とその検証結果を踏まえて平成24年度から全区での実施となりました。

全区展開以降、ひとり暮らし高齢者の状況把握は進んできましたが、一方で、ひとり暮らしではないものの地域から孤立している高齢夫婦や兄弟等の「高齢者のみ世帯」への見守りの必要性が浮かび上がってきました。

そのような状況を踏まえ、平成29年度から区及び市民児協と実質的な対象者の拡大に関して意見を頂き、反映しながら協議を重ね、令和元年度から各区の実情に応じて、従来のひとり暮らし高齢者と合わせて「75歳以上の高齢者のみで構成された世帯に属する高齢者」も対象者とし、情報提供することとしました。

(2) 事業のねらい

この事業における民生委員への情報提供は民生委員が活動しやすい環境づくりを進め、ひいては地域で孤立するひとり暮らし高齢者等が安心して生活ができる地域づくりを進めていくための“ひとつの手段”であり、訪問等による対象者本人との“関係づくり”が目的です。

また、地域との協働により、ひとり暮らし高齢者等であっても安心して生活でき、その家族や近隣も安心できる地域づくりを進めることを理念として、次のねらいにより、この事業を実施します。

- 民生委員・児童委員及び地域包括支援センターに対して、行政が保有するひとり暮らし高齢者等の情報を提供することにより、民生委員活動や地域で実施しているひとり暮らし高齢者等への家庭訪問、見守り等の取組を補完し、より実施しやすくすること。
- 行政が保有するひとり暮らし高齢者等の情報を提供することで、民生委員、地域包括支援センター、区の三者のいずれもが「存在を知らない」という対象者を減らし、より多くの方の状況(支援ニーズ、緊急連絡先等)について把握できるようにすること。
- 地域住民に最も身近な相談役である民生委員とより多くのひとり暮らし高齢者等が顔見知りの関係になれるよう、民生委員が活動しやすい仕組みづくりを行うこと。

○民生委員、地域包括支援センター、区福祉保健センターの三者により、支援が必要な人の情報を共有し、相談支援や、地域における見守り活動に的確につなげられる仕組みをつくること。

（３）事業の概要

事業の趣旨	民生委員及び地域包括支援センターに対して、ひとり暮らし高齢者等について行政が保有する個人情報を提供することにより、支援を要する人を効果的に把握できるよう支援します。把握した状況に応じて、相談支援や地域における見守り活動等に的確につなげられるよう、民生委員、地域包括支援センター、区福祉保健センターが情報共有しながら取り組みます。
情報提供の対象者	在宅で 75 歳以上のひとり暮らし高齢者 75 歳以上の高齢者のみで構成された世帯に属する高齢者
情報の提供先	民生委員・児童委員、地域包括支援センター （区福祉保健センターを通じて提供）
提供情報の内容	氏名・住所・年齢・性別・電話番号・要介護度・居宅介護支援事業者名・特養等入居状況（ひとり暮らし高齢者は除く）・世帯区分（単身世帯又は複数人の世帯） （住民基本台帳（外国人を含む）、介護保険制度データを使用）

<事業の流れ>

標準的な事業の流れは次のとおりです。区によって詳細は異なる場合があります。

①区福祉保健センターの事業内容の説明会（個人情報の保護と活用を含む）に出席します。
②区福祉保健センターから、民生委員、地域包括支援センターへ訪問等による状況把握に使用していただくための名簿や必要な資料をお渡し、ご説明します。
③区福祉保健センター、地域包括支援センター、民生委員の三者により、訪問等による状況把握実施方法の確認・調整を行います。
④訪問を行う対象者宅へ、訪問を行う旨の通知をします。
⑤訪問等により、状況把握を行います。
⑥訪問時に、急いで支援をした方がよい状態の方を把握した場合は、速やかに地域包括支援センターに報告します。（通常の民生委員活動と同様の対応です）
⑦状況把握の実施期間が終了したら、民生委員、区福祉保健センター、地域包括支援センターの三者で、対象世帯の状況把握の状況について共有します。
⑧名簿の所定欄に実施結果を記入し、区福祉保健センターに提出します。
⑨地域包括支援センター及び区福祉保健センターによる状況把握等の実施状況を踏まえ、民生委員、地域包括支援センター、区福祉保健センターの三者で、取組の振り返り等を行います。

12 生活福祉資金貸付制度

生活福祉資金の貸付は、低所得者世帯などの経済的自立と生活意欲の助長促進を図ることを目的とするもので、民生委員が自主的に始めた世帯更生運動に端を発し、昭和 30 年に制度化されました。

生活福祉資金貸付制度は、低所得世帯・障害者世帯・高齢者世帯を対象として無利子又は低利で生活に必要な各種資金を貸し付けるとともに、世帯の自立に向けて支援を行う事業です。都道府県社会福祉協議会を実施主体として、県内の市区町村社会福祉協議会が窓口となって実施しています。

（１）貸付対象について

本貸付事業は低所得世帯・障害者世帯・高齢者世帯が貸付対象となっており、対象世帯の課題に応じて必要な資金の貸付を行います。

また、本貸付事業は他法他施策優先が原則となっており、他に使える制度等がある場合には、まずはそちらを利用することとされています。

＜貸付対象となる世帯＞

- ・低所得世帯：資金の貸付にあわせて必要な支援を受けることにより自立して生活ができると認められる世帯であって、必要な資金を他から受けることが困難である世帯。
- ・障害者世帯：身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者、その他現に障害者総合支援法によるサービスを利用している等これと同程度と認められる者。
- ・高齢者世帯：65 歳以上の高齢者の属する世帯。

（２）資金の種類について

ア 総合支援資金

失業者をはじめ、日常生活全般に困難を抱えている者に対し、生活の立て直しのため必要な経費の貸付を行います。

イ 福祉資金

福祉資金は、「福祉費」と「緊急小口資金」に分けられます。「福祉費」では、日常生活を送るうえで、または自立した生活につながるために一時的に必要であると見込まれる資金の貸付を行います。

「緊急小口資金」では、緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に少額の資金（原則上限 10 万円）の貸付を行います。

ウ 教育支援資金

低所得世帯の子どもなどが就学するための費用の貸付を行うもので、「教育支援費」と「就学支度費」に分けられます。「教育支援費」は、高校、短大、大学、高等専門学校の授業料等の貸付を行うものです。「就学支度費」は、これらの学校の入学時に必要となる入学金等の貸付を行うものです。

エ 不動産担保型生活資金

居住用不動産を担保として生活費の貸付を行うもので、一般の高齢者世帯向けと、生活保護を必要とする高齢者世帯向けに分けられます。

※①総合支援資金および②緊急小口資金については、既に就職が内定している場合等を除いて生活困窮者自立支援制度における自立相談支援事業の利用が原則要件となります。

(3) 借受人・連帯保証人について

本貸付事業は、原則として、世帯の生計中心者が「借受人」となって資金の借入を行います。また、原則として「連帯保証人」1名を立てることとなっています（緊急小口資金、要保護不動産担保型生活資金の場合は不要）。「連帯保証人」とは「借受人」と別世帯に属する者であって、その世帯の生活の安定に熱意を有する者等の条件もあります。ただし、「連帯保証人」がいない場合でも貸付を実施することができ、その場合には年1.5%の利子が発生します。

(4) 民生委員と社協の連携

本貸付事業は、神奈川県社協、区社協、民生委員の三者の連携により運営されています。

本貸付事業の実施主体は神奈川県社協であり、貸付の決定や資金の交付、債権管理や償還対応等、一連の業務について責任を負っています。

区社協は、事業の一部を神奈川県社協から受託し、主に借入希望者の相談対応や申請時の申込書類の確認等の窓口業務や、借受世帯に対する相談支援等を行っています。

本貸付事業の貸付対象者は、複合的な生活課題を抱えた方が多く、生活状況の継続的な把握や課題に応じた支援が必要となるため、地域における住民の身近な支援者である民生委員にご協力をいただいています。

(5) 民生委員に期待される役割

ア 相談

(ア) 制度の広報周知活動

民生委員活動、また民児協活動のなかで、本貸付事業の広報にご協力をお願いします。

(イ) 制度利用に関する情報提供、助言

民生委員が住民からの相談を受けるなかでは、本貸付事業の利用の相談を受けるということも考えられます。具体的な情報提供とともに、必要に応じて区社協に連絡し、本貸付事業につなぐための支援をします。

イ 借入申込

(ア) 借入を希望している世帯の生活状況の把握

本貸付事業の貸付にあたり、一部の資金については民生委員に世帯状況の把握、確認をお願いしています。

借入相談受付は区社協で行います。しかし、地域の身近な支援者である民生委員だからこそ気付くことのできる課題もあり、世帯の状況を適切に把握するため

に民生委員に世帯の生活状況の把握、確認を依頼しています。

(イ)「民生委員調査（意見）書」の記入

借入申込（福祉費・教育支援資金）にあたっては、「民生委員調査書」の記入をお願いします。

「民生委員調査書」とは、本貸付事業の貸付の際に、(ア)で把握した借入希望世帯の状況とともに、本貸付事業の貸付の必要性について民生委員の立場から記入していただく書類です。

貸付前に相談者の世帯と関わりがない場合でも、支援が必要な世帯との関係づくりの観点から面談等を通じて状況を把握し、ご記入をお願いします。

ウ 貸付期間中・据置期間中

(ア) 貸付後の見守り

生活福祉資金貸付決定後は、資金を送金する期間である「貸付期間」、資金の送金を終了し、償還に向けて準備をする「据置期間」、償還を行う「償還期間」の3つの時期に分けられます。

民生委員には生活福祉資金貸付決定後に必要に応じて世帯状況の把握を行う等のご協力をお願いします。

(イ)「支援記録票」の記入

生活福祉資金貸付決定後の民生委員による借受世帯への支援を記録する書類として「支援記録票」があります。

「支援記録票」を記入していただくことにより、支援の振り返りを行うことが可能になるとともに、世帯への定期訪問の際に前回訪問時の世帯状況との変化を把握するための資料ともなります。また、「支援記録票」は民生委員同士での引き継ぎの資料ともなります。

本貸付事業では、教育支援資金の場合、償還期間が最長20年と長期に渡る支援が必要な場合が少なくありません。そのため、貸付時やその後の支援を担当していた民生委員が交代することも多いといえます。

この場合であっても民生委員活動の三原則の一つである「継続性の原則」に照らし、必要な支援の継続性を保つために、これまでの支援過程や借受世帯の状況について後任の民生委員に伝えていく必要があります。「支援記録票」はそのための資料としても活用されます。また、前任者が借受世帯との関係が構築された上で打ち明けられた相談内容については、後任へ引き継いでよいか本人の了承を得る必要があります。

エ 償還期間中

本貸付事業は、一般の金融機関等で資金の借入ができなかった低所得世帯等に貸付を行うものであり、償還が予定どおりに進まないケースも多くみられます。

生活福祉資金を滞納していることは、当初から世帯が有する課題の深刻化や、新たな課題が発生している可能性が考えられます。滞納世帯に対する状況把握は重要であり、社協から民生委員に状況把握をお願いすることがあります。

借受世帯の中には、滞納していることに引け目を感じ、区社協に相談に行くことをためらう場合でも、同じ地域住民である民生委員だからこそ状況把握が可能となることもあります。借受世帯との信頼関係を有する民生委員と社協職員が協

力した継続的な支援が期待されます。

(6) 其他の注意いただきたいこと

生活福祉資金は「相談→貸付→償還」と償還が完了するまでの長いおつきあいになり、その間に、新たな問題が生じることもあります。「生活福祉資金借受世帯支援記録票」を活用し、訪問等で把握した状況を記録して、継続的な支援ができる資料としておく必要があります。

また、民生委員 1 人では対応の難しいことは、抱え込まずに地区民児協会長や区社協に相談したり、地区民児協の場で検討することも必要になります。

個別援助活動はどうしてもプライベートな部分にまで入り込み、個人的な情報を知ることになります。相談や訪問の仕方、把握した情報の守秘義務に十分気を配ることが大切になります。

詳しくは「生活福祉資金貸付制度ガイドブック(民生委員向け)」をご参照ください。また、「生活福祉資金収入基準額」及び「生活福祉資金貸付限度額」は変更されることもありますので、ご注意ください。

生活福祉資金一覧表(概要)

令和2年4月1日現在

資金の種類		資金の使途・説明	貸付上限額	据置期間	返済期間
総合支援資金	生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費用（貸付期間は12か月以内）	月額200,000円 (単身者は150,000円)	最終貸付日より6か月以内	10年以内
	住宅入居費	敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	400,000円		
	一時生活再建費	生活を再建するために一時的に必要で、かつ日常生活費で賄うことが困難な費用（就職・転職を前提とした技能習得費用、滞納している公共料金等の立て替え費用、等）	600,000円		
福祉資金	福祉費 (注1)	生業を営むために必要な経費	4,600,000円	6か月以内	20年以内
		就職するために必要な資格取得並びに教育、訓練などに必要な経費。資金利用者が生計中心者である場合は、その期間内の生計維持に必要な経費 (注2)	6月以内は130万円		8年以内
		住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	2,500,000円		7年以内
		福祉用具等の購入に必要な経費	1,700,000円		8年以内
		自動車運転免許を保有する障害者が自ら運転して社会参加するための車購入経費/障害者の通院、通学を含む社会参加のために家族が運転する車購入経費	2,500,000円		
		中国残留邦人等の国民年金追納の費用	5,136,000円		10年以内
		負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	1,700,000円 (注3)		5年以内
		介護サービス及び障害者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費			
		災害を受けたことにより臨時に必要となる経費	1,500,000円		7年以内
		冠婚葬祭に際して必要な経費	500,000円		3年以内
		住居の移転に必要な経費			
		就職の支度に必要な経費			
		その他日常一時的に必要な経費			
	緊急小口資金	①医療費又は介護費の支払 ②火災等被災 ③年金、保険、公的給付等の支給開始までの生活費 ④会社からの解雇、休業等による収入減のための生活費 ⑤滞納していた税金、国民健康保険料、年金保険料の支払いによる支出増などの条件により緊急性、必要性が高いと認められる場合の生計維持費用	100,000円	2か月以内	12か月以内
教育支援資金	教育支援費	就学するために必要な費用で、学校の標準終業年限の終期まで対象 ※高等学校・短大・大学等学校の種類により貸付限度額が異なります。 また、特に必要と認められる場合に限り、貸付上限額の1.5倍までの貸付が可能	月額35,000円 月額60,000円 月額60,000円 月額65,000円	卒業後6か月以内	20年以内
	就学支度費	学校入学時に必要な費用	500,000円		
不動産担保型生活支援資金		低所得の高齢者世帯に対し、現に居住する不動産を担保として生活費を貸し付ける資金	月額300,000円	契約終了後3か月以内	(注4)

(注1) 福祉資金の貸付限度額は目安であり、個別の状況により、上限額580万円、据置期間6月以内、償還期間20年以内で貸付可能です。

(注2) 法令等において知識、技能等を習得する期間を6か月以上の期間と定められている場合、1年程度では220万円、2年程度では400万円、3年以内では580万円を目安とします

(注3) 療養期間が1年を超え、1年6か月以内の場合、または介護サービス等を受けるのに必要な経費を負担することが困難であると認められる期間が1年を超え1年6か月以内の場合であって、世帯の自立のために必要と認められるときは230万円以内

(注4) 据置期間終了後に一括償還となります

※ 貸付利子は、連帯保証人をご用意いただいた場合かかりません。連帯保証人がいない場合は1.5%です。(教育支援資金、緊急小口資金は無利子)

※ 延滞利子は年3.0%です。(最終償還期限を過ぎた場合には延滞元金に対し日割で加算されます)

★ この表は貸付条件の概要を掲載しているもので、この他収入条件等必要関係書類とあわせて貸付審査をすることになります

※ 資金や世帯の状況により、貸付の条件や内容などが異なる場合があります。お住まいの市区町村社会福祉協議会、または神奈川県社会福祉協議会生活支援担当までお問い合わせください。

民生委員調査書	地区民協名

- 119 -

「支援記録票」の記入例

支 援 記 録							
社会福祉法人 社会福祉協議会							
整理番号	会計	地区	年度	資金	貸付コード	借 受 人 氏 名	
						市 区 町 村 社 協 ()	
						民 協 ()	
支援回数	支援年月日	償還状況	支 援 記 録				会長確認年月日
1	28. 2. 16	1・2・3・4・5	訪問したところ、仕事に出かける前のCさんと会えた。転居してきて1か月が経ち、大分新しい生活にも慣れたということだった。仕事も皆順調で特に心配するようなことはないとのことだった。				
		1・2・3・4・5	お祭りのチラシを持ってCさん宅を訪問した。この日はCさんも仕事が休みで会えた。「もうすぐ償還が始まりますね。」と声をかけると、「頑張ります。」と返事があったが、Cさんはひどく疲れているようだった。				
		1・2・3・4・5	市社協から滞納していると聞き、Cさん宅を訪問した。Cさんと会え、「困っていることはありませんか。」と聞くと「どうしてよいか困っている。」と打ち明けられた。面談後市社協に連絡した。				
		1・2・3・4・5	市社協の〇〇職員とCさん宅を訪問した。この日はCさん家族が全員そろっていて、現在の悩みについて聞き、これからどうしていくか話し合った。面談後、Cさんから「相談してよかった。」言われた。				
5	28. 8. 31	1・2・3・4・5	Cさん宅を訪問した。Cさんは「償還できるようになった。家族も協力してくれている。」と話していた。顔も元気そうで安心した。				
		4・5	Cさん宅を訪問した。自分は民生委員を辞めることを伝え、新しい民生委員が担当してくれることとなると話をした。Cさんは「今まで本当にお世話になりました。」と言ってくれたが、不安そうな様子も見られた。				28. 11. 17
		4・5	民生委員になって初めて世帯を訪問した。既に償還が始まっている世帯だったので、前任の民生委員と市社協の〇〇職員とともに世帯を訪問し、挨拶をした。家族で協力して生活しているようで、これからいろいろと話をしていきたい。				28. 12. 17
		4・5					

【償還状況】
償還状況は以下5つの中から選択します。

- ①償還計画通り
- ②やや遅滞(3ヶ月程度遅滞)
- ③滞納中
- ④償還猶予中
- ⑤据置中

「支援記録票」は民生委員による借受世帯の支援経過を記録するためのものです。市区町村社協より様式が配布されます。記入箇所は①支援回数②支援年月日③償還状況④支援記録の4か所です。※様式は現在使用しているものと若干異なります。

どのような支援を行ったのか、その際の借受人の就労状況や生活状況について簡潔に記入することで振り返り時に役立ちます。

この支援記録票は、借受世帯を担当する民生委員が交代した際も、後任の民生委員に引き継がれます。後任の民生委員が借受世帯と信頼関係を築いていくためにも、借受世帯の様子やこれまでどのような支援を行ってきたのかがわかるような記入を心がけてください。

(注) 償還状況

1 償還計画通り

2 やや遅滞(3ヶ月程度遅滞)

3 滞 納 中

4 償還猶予中

5 据置中

Ⅱ 制度・あゆみ

1 民生委員制度の始まり

(1) 濟世顧問制度

大正5年5月に開催された地方長官会議の場で、笠井信一岡山県知事は、大正天皇から貧困者の状況についての質問を受けたことをきっかけに、帰任後早速実情を調査したところ、悲惨な生活状態にある貧困者が県民の1割にも達していることが判明しました。事態の重大さを痛感した知事は日夜研究を重ね、大正6年5月に濟世顧問制度を創設しました。これが今日の民生委員制度の始まりです。

濟世顧問の活動は、救貧というより、防貧的なものでした。要保護者の心身の健全を図りながら職に就かせ、自立更生に導いたり、社会資源を活用して社会福祉の増進を図るといった活動が重点的に行われたのです。

(2) 方面委員制度

大正7年に各地で米騒動が起こり、社会状況は大きく変動しました。社会不安が増大し、多くの国民が日々の生活に追われていました。

時の林市蔵大阪府知事は、このような事情を鑑みて地域住民の救済を目指すため、何らかの委員制度が必要であると考え、府の最高嘱託で社会事業の権威でもある小河滋次郎博士に研究を依頼しました。博士が独英米の救済委員や中国の審戸、江戸以来の5人組、岡山県濟世顧問などの制度を調査研究し、知事と共に想を練って固めたのが、大正7年の大阪府方面委員制度です。

方面委員制度の基本的姿勢は、訪問活動などによって住民の生活実態を十分に調査し、そこから具体的な救済事業の要求を探り出そうというもので、今日でも注目すべき点を含んでいます。

濟世顧問・方面委員の両制度は、当時の険悪な社会情勢と貧困者対策の不備の中であって、時宜を得た制度として着々と実績を上げていき、深刻な世相に直面する他の県の注目を浴びました。その後、各県でも地方の特色を織り込みながら、同様の制度が、様々な名称で相次いで制定され、昭和3年までに全国に普及するに至ったのです。

横浜市に、この制度が創設されたのは、全国的にみて草創の時期である大正9年で、当時の方面委員は5方面48名でした。

民生委員・児童委員の日 制定要綱

(昭和52年3月9日制定、平成4年3月10日改正)

全国民生委員児童委員連合会

1 趣 旨

民生委員制度創設日を自主的に「民生委員・児童委員の日」と定め、全国一斉に民生委員・児童委員が基調精神・基本理念および職務を再認識し、もって社会福祉の増進に取り組む決意を新たにする日とする。

2 期 日

毎年 5月12日

【参 考】

(1) 5月12日の由来について

岡山県済世顧問設置規定が交付された大正6年5月12日を民生委員制度創設日として定めたもの。

(2) 「児童委員」の併記について

平成元年12月1日の一斉改選時より、厚生大臣の委嘱状に「児童委員」が併記され児童委員としての活動が強化が求められたことから、従来の「民生委員の日」を平成4年から「民生委員・児童委員の日」と改称したもの。

2 救護法制定のころ

明治末から大正にかけての急速な経済の成長は、多くの賃金労働者を生み出しましたが、労働者保護立法はないに等しくその生活は困窮を極めました。いくつかの貧民救済に関する法案が国会に上程されましたがいずれも廃案となり、恐慌や災害のたびに増大した緊急に保護を要する生活困窮者は、主として民間社会事業家や方面委員の救護活動にゆだねられました。

しかし、昭和の初頭、恣意的慈善や隣保相扶の情誼に頼るだけでは救済しきれない状態となり、救貧制度の必要を感じた各委員たちは、昭和2年に第1回全国方面委員大会を開催するなどして、救護法の早期制定をはたらきかけました。

こうした運動の成果として昭和4年に救護法が公布され、昭和7年1月1日から実施されました。救護法によって方面委員は、救護事務に関して市町村長の補助機関に充てられ、活動は活発化し、組織も発展していきました。しかし創立主体が府県・市町村・私設と様々で、地方で個別に作られた制度の下に発展したため、組織運営の方法もまちまちで、救護法の実施にも画一性を欠き、全国的・統一的な成果を十分に上げることができませんでした。これに対処するため、昭和11年に方面委員令が公布、翌年から実施され、ここに初めて全国統一的な制度として方面委員制度が誕生しました。

方面委員制度の主な内容は次のとおりです。

- (1) 指導精神を隣保相扶、互助共済と明示したこと。
- (2) 設置主体を道府県とし、東京・横浜両市は例外として市の設置としたこと。
- (3) 任期を4年に統一したこと。
- (4) 方面委員の選任は方面委員選考委員会の意見を聞いて公正に行うことにしたこと。
- (5) 方面委員は名誉職としたこと。

3 戦後の法整備

終戦を契機として、社会福祉の理念も従来の恣意的・慈恵的な慈善事業ではなく、国家責任による社会福祉事業へと抜本的改革が行われることになりました。

方面委員制度もこうした新時代に即応すべく、制度の刷新強化が求められ、昭和 21 年の旧生活保護法の制定と同時に、新たに民生委員令が制定されました。

内容も方面委員令を大幅に改善し、福祉行政の第一線機関として十分機能を発揮できるようにされました。

主な改正内容は次のとおりです。

(1) 指導精神の表現を、「仁愛の精神」に改めたこと。

(2) 名称を方面委員から民生委員に変更したこと。

救護法実施以来、一般社会には方面委員は生活困窮者の世話役というイメージが広まり、また一部委員にも救貧事業のみを行えばいいと考える傾向がありました。そこで委員の仕事はそれだけではなく、児童・母子・高齢者の福祉や家庭上の問題など、広く地域の福祉に及ぶことを確認し、民生安定のための諸施策を実施協力する者としての職責を表示し、自覚してもらうために名称を改めたのです。

(3) 方面委員は道府県の方面に設置されたが、民生委員は市町村の区域に設置することになったこと。

(4) 委嘱者を都道府県知事から厚生大臣に改めたこと。

社会福祉の向上と増進は国の責務であることと、民生委員の仕事の重要性に鑑みて、厚生大臣による委嘱に改めたものです。

(5) 民生委員選考委員会の前段階として、市町村に民生委員推薦委員会という常設の機関を設け、選任の民主化を図ったこと。

(6) 4 年の任期を 2 年に短縮したこと。

(7) 職務の中に、一般の生活指導を成しうる規定を設け、活動範囲を拡大したこと。

(8) 民生委員の指揮監督責任が知事にあることを規定したこと。

(9) 民生委員に意見具申権を認めたこと。

(10) 生活保護法の実施機関である市町村長に、補助機関である民生委員に対する指示権を与えたこと。

(11) 民生委員会は連絡機関であり、研究機関であると規定し、民生委員会の任務を明確化したこと。

一方、児童委員の源泉は、児童法の前身ともいえるべき少年教護法による「少年教護委員」に求めることができます。この少年教護委員は、民生委員令制定に伴い、民生委員を充てるのが原則になりました。その後、昭和 22 年児童福祉法が制定され、児童福祉法による児童委員は民生委員をもって充てることとなり、社会福祉行政の最前線における運営に直接参画して、民生安定に大きな力を果たすことになりました。

民生委員は、このようにして生活保護法の補助機関、児童福祉法による児童委員など、終戦後に制定された社会福祉立法の第一線運営機関としての法的な立場を占めることになっただけでなく、引揚者の定着援護、留守家族・遺族・母子世帯などの相談援護、各種証明・各種調査の受託など、あらゆる社会福祉施策の推進に重要な任務を果たすこととなりました。

こうして民生委員は、国民生活の安定と向上に極めて重要な立場に立つに至り、一般社会からその存在を確認され、高く評価されることとなりました。

しかし、その反面、昭和 22 年 4 月から実施された市町村長、市長村議会議員の公選制度との関係において、政治的その他の利害関係で必ずしも委員として適格とは言えない者が選任される傾向が現われ、保護の決定その他において、社会的批判を受けることも生じました。また複雑で広範な任務を遂行するためには、資質の向上が急務となるとともに、活動の個人差や地域差を解消することが必要となりました。

一方、民生委員制度を従来のように勅令によらず、国会の議決を経た法律に基づく制度とすることが時代的趨勢でもあり、昭和 23 年 7 月「民生委員法」が公布されました。

民生委員法の制定に伴う改正点は次のとおりです。

- (1) 民生委員の指導精神を「社会奉仕の精神」と表現したこと。
- (2) 民生委員の選出方法をより民主的にしたこと。
- (3) 知事の再推薦命令の規定を新設したこと。
- (4) 資格要件を明示したこと。
- (5) 職務上の信条を明示したこと。
- (6) 解嘱規定を具体的に明示したこと。
- (7) 任期を 2 年から 3 年に延長したこと。
- (8) 指導訓練規定を設けたこと。
- (9) 民生委員会（現在の民生委員協議会）を強化したこと。
- (10) 民生委員事務所に関する規定を設けたこと。
- (11) 国庫補助規定を設けたこと。

4 転換期の民生委員

戦時中から終戦直後にかけて、次々と社会福祉関係法が制定され、これらの実施については、いずれも民生委員が市町村長の補助機関として第一線で活躍しました。

しかし、公の責任で行われるべき仕事まで民生委員の負担になっていたのが実情で、それは旧生活保護法制定でピークに達し、社会奉仕者という本来の使命の遂行までが阻害される要因にもなりました。

この時期は、国が社会福祉事業の公的責任の明確化と専門技術化を目指して、変革を試みている時期でもありました。

こうした時代の潮流の中で、民生委員についても、社会奉仕者として望ましい姿で活動できるようにとの考えのもと、昭和25年の生活保護法の全面改正を機に、民生委員の地位を補助機関から協力機関に変更しました。つまり、社会福祉施策の実施に当たっては、福祉事務所などの専門機関を設け、職員も社会福祉主事など資格を持つ専任職員を充て、民生委員はその事務の執行に協力することにしたのです。

さらに昭和26年には、社会福祉事業法が制定され、社会福祉事業全般の整備が進められました。これに伴い、昭和28年には民生委員法が一部改正され、新たな社会福祉事業体系の中で民生委員制度の基礎を固め、活動の実効を上げることが図られました。

5 主任児童委員制度のあゆみ

(1) 主任児童委員の成り立ち

昭和 60 年全民児連は「児童委員活動指針」を出し、従来の児童委員活動の活性化を呼びかけました。全国的に高齢化が進む中で、民生委員・児童委員の活動は、どうしても高齢者あるいは障害のある方々に比重が置かれて、民生委員・児童委員でありながら、児童委員の姿が見えないのではないかととも言われるようになってきました。

平成 4 年には子育て家庭のための「地域における子育て環境調査」が実施され、地域での子育ての重要さと、子育て中の母親の相談機関の不足が浮き彫りとなり、厚生省と全民児連と全社協とで、児童委員の活性化のためにはどうあるべきかが討議されました。

また、出生率の低下などにより、政府は「健やかに子供を生み育てる環境づくりに関する関係省庁連絡会議」を設置し、各省庁や企業に向けて子育て支援策の重要性を投げかけました。同時期に、厚生省児童家庭局企画課の中に「児童環境づくり対策室」が設置されました。

その結果として、多様化した児童問題に対応するには、民生委員・児童委員の「児童委員」としての活動を活性化するのが最も適切であり、そのためには児童の事項を専門に担当する委員の設置が望ましい、という中間答申が児童委員問題研究会から平成 4 年 11 月に出されました。

厚生省はこれを受け、平成 6 年が「国際家族年」でもあることから、新委員の設置を平成 6 年に行うことにし、1 月 1 日に主任児童委員が発足しました。

(2) 主任児童委員の制度

この主任児童委員は、身分の取扱いなどの基本的な制度については、従来の民生委員・児童委員と同様ですが、担当職務の違いがあります。

(3) 児童委員と主任児童委員の違い

児童委員は担当地域での実情の把握に努め、必要に応じて行政機関などに連絡・通報を行うとともに、地域の中で様々な相談・援助を行います。

一方の主任児童委員は上記のような個別の活動は直接行わず、地区担当の児童委員と行政機関との連絡・調整を行います。

6 住民の立場に立った活動へ

民生委員・児童委員は、地域住民の一員として、住民に最も身近なところで活動を行っています。その活動は、行政機関の業務に協力するという公共性を有するとともに、地域のボランティアとして自主的・主体的な活動を行うというところに、その特徴があります。

今、社会福祉は、利用者の自己決定を尊重することを基本に、必要な福祉サービスの情報提供とサービスの利用援助、権利擁護の推進など、利用者の立場に立ったサービスの展開が進められています。さらに、地域における総合的・計画的な地域福祉の推進を目指して地域福祉保健計画の策定が進められています。

このように、社会福祉が大きく進展する中で、民生委員自身が社会福祉の動きを正しくとらえ、住民の身近な相談・支援者としての活動を一層発揮していくことが求められています。民生委員・児童委員として、謙虚な姿勢で地域住民の相談・支援を行うという原点に立ち、人権の尊重、プライバシー保護、権利擁護の視点に立って、地域活動を推進していくことが大切です。

Ⅲ 関係法令等

1 民生委員法

昭和23年7月29日法律第198号

最近改正平成25年6月14日法律第44号

- 第1条 民生委員は、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めるものとする。
- 第2条 民生委員は、常に、人格識見の向上と、その職務を行う上に必要な知識及び技術の修得に努めなければならない。
- 第3条 民生委員は、市（特別区を含む。以下同じ。）町村の区域にこれを置く。
- 第4条 民生委員の定数は、厚生労働大臣の定める基準を参酌して、前条の区域ごとに、都道府県の条例で定める。
- 2 前項の規定により条例を制定する場合においては、都道府県知事は、あらかじめ、前条の区域を管轄する市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の意見聴くものとする。
- 第5条 民生委員は、都道府県知事の推薦によって、厚生労働大臣がこれを委嘱する。
- 2 都道府県知事は、前項の推薦を行うに当たっては、市町村に設置された民生委員推薦会が推薦した者について行うものとする。この場合において都道府県に設置された社会福祉法（昭和26年法律第45号）第七条第一項に規定する地方社会福祉審議会（以下「地方社会福祉審議会」という。）の意見を聴くよう努めるものとする。
- 第6条 民生委員推薦会が、民生委員を推薦するに当たっては、当該市町村の議会（特別区の議会を含む。以下同じ。）の議員の選挙権を有する者のうち、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、且つ、社会福祉の増進に熱意のある者であつて児童福祉法（昭和22年法律第164号）の児童委員としても、適当である者について、これを行わなければならない。
- 2 都道府県知事及び民生委員推薦会は、民生委員の推薦を行うに当たっては、当該推薦に係る者のうちから児童福祉法の主任児童委員として指名されるべき者を明示しなければならない。
- 第7条 都道府県知事は、民生委員推薦会の推薦した者が、民生委員として適当でないと認めるときは、地方社会福祉審議会の意見を聴いて、その民生委員推薦会に対し、民生委員の再推薦を命ずることができる。
- 2 前項の規定により都道府県知事が再推薦を命じた場合において、その日から20日以内に民生委員推薦会が再推薦をしないときは、都道府県知事は、当

該市町村長及び地方社会福祉審議会の意見を聴いて、民生委員として適当と認める者を定め、これを厚生労働大臣に推薦することができる。

- 第8条 民生委員推薦会は、委員若干人でこれを組織する。
- 2 委員は、当該市町村の区域の実情に通ずる者のうちから、市町村長が委嘱する。
- 3 民生委員推薦会に委員長一人を置く。委員長は、委員の互選とする。
- 4 前三項に定めるもののほか、委員長及び委員の任期並びに委員長の職務その他民生委員推薦会に関し必要な事項は、政令でこれを定める。
- 第9条 削除
- 第10条 民生委員には、給与を支給しないものとし、その任期は、三年とする。ただし、補欠の民生委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 第11条 民生委員が左の各号の一に該当する場合においては、厚生労働大臣は、前条の規定にかかわらず、都道府県知事の具申に基いて、これを解嘱することができる。
- 1 職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- 2 職務を怠り、又は職務上の義務に違反した場合
- 3 民生委員たるにふさわしくない非行のあった場合
- 2 都道府県知事が前項の具申をするに当たっては、地方社会福祉審議会の同意を経なければならない。
- 第12条 前条第2項の場合において、地方社会福祉審議会は、審査をなすに際して、あらかじめ本人に対してその旨を通告しなければならない。
- 2 前項の通告を受けた民生委員は、通告を受けた日から二週間以内に、地方社会福祉審議会に対して意見を述べることができる。
- 3 前項の規定により民生委員が意見を述べた場合には、地方社会福祉審議会は、その意見を聴いた後でなければ審査をなすことができない。
- 第13条 民生委員は、その市町村の区域内において、担当の区域又は事項を定めて、その職務を行うものとする。
- 第14条 民生委員の職務は、次のとおりとする。
- 1 住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと。
- 2 援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと。
- 3 援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助を行うこと。

- 4 社会福祉を目的とする事業を経営する者又は社会福祉に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。
- 5 社会福祉法に定める福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）その他の関係行政機関の業務に協力すること。
- 2 民生委員は、前項の職務を行うほか、必要に応じて、住民の福祉の増進を図るための活動を行う。
- 第15条 民生委員は、その職務を遂行するに当たっては、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守り、人種、信条、性別、社会的身分又は門地によって、差別的又は優先的な取扱をすることなく、且つ、その処理は、実情に即して合理的にこれを行わなければならない。
- 第16条 民生委員は、その職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用してはならない。
- 2 前項の規定に違反した民生委員は、第11条及び第12条の規定に従い解嘱せられるものとする。
- 第17条 民生委員は、その職務に関して、都道府県知事の指揮監督を受ける。
- 2 市町村長は、民生委員に対し、援助を必要とする者に関する必要な資料の作成を依頼し、その他民生委員の職務に関して必要な指導をすることができる。
- 第18条 都道府県知事は、厚生労働大臣の定める基準に従い、民生委員の指導訓練に関して計画を樹立し、これを実施しなければならない。
- 第19条 削除
- 第20条 民生委員は、都道府県知事が市町村長の意見をきいて定める区域ごとに、民生委員協議会を組織しなければならない。
- 2 前項の規定による民生委員協議会を組織する区域を定める場合においては、特別の事情のあるときの外、市においてはその区域を数区域に分けた区域をもつて、町村においてはその区域をもつて一区域としなければならない。
- 第21条から第23条まで 削除
- 第24条 民生委員協議会の任務は、次のとおりとする。
- 1 民生委員が担当する区域又は事項を定めること。
 - 2 民生委員の職務に関する連絡及び調整をすること。
 - 3 民生委員の職務に関して福祉事務所その他の関係行政機関との連絡に当たること。
 - 4 必要な資料及び情報を集めること。
 - 5 民生委員をして、その職務に関して必要な知識及び技術の修得をさせること。
 - 6 その他民生委員が職務を遂行するに必要な事項を処理すること。

- 2 民生委員協議会は、民生委員の職務に関して必要と認める意見を関係各庁に具申することができる。
- 3 民生委員協議会は、市町村の区域を単位とする社会福祉関係団体の組織に加わることができる。
- 4 市町村長及び福祉事務所その他の関係行政機関の職員は、民生委員協議会に出席し、意見を述べることができる。

第25条 民生委員協議会を組織する民生委員は、その互選により会長一人を定めなければならない。

- 2 会長は、民生委員協議会の会務をとりまとめ、民生委員協議会を代表する。

- 3 前二項に定めるもののほか、会長の任期その他会長に関し必要な事項は、政令で定める。

第26条 民生委員、民生委員推薦会、民生委員協議会及び民生委員の指導訓練に関する費用は、都道府県がこれを負担する。

第27条 削除

第28条 国庫は、第26条の規定により都道府県が負担した費用のうち、厚生労働大臣の定める事項に関するものについては、予算の範囲内で、その一部を補助することができる。

第29条 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第一項の指定都市（以下本条中「指定都市」という。）及び同法第252条の22第一項の中核市（以下本条中「中核市」という。）においては、政令で定めるところにより、指定都市又は中核市（以下本条中「指定都市等」という。）が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。

第29条の2 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

- 2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

（附則省略）

2 民生委員法施行令

制 定 昭和23年8月10日政令第226号

最近改正 平成25年6月14日政令第183号

第1条 民生委員推薦会の委員長の任期は、民生委員推薦会においてこれを定める。

- 2 民生委員推薦会の委員の任期は、3年とする。但し、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 3 委員が左の各号の一に該当する場合においては、任期中であっても、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）は、これを解嘱することができる。

(1) 職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
(2) 委員たるにふさわしくない非行のあった場合
4 委員がその職務上の地位を政党又は政治目的のために利用した場合は、前項の規定に従い解嘱せられるものとする。

第2条 民生委員推薦会の委員長は、会務を総理する。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめ民生委員推薦会の指定する委員が、その職務を代理する。

第3条 民生委員推薦会の委員長は、民生委員推薦会を招集し、その議長となる。

第4条 民生委員推薦会は、委員の半数以上が出席しなければ、議事を開くことができない。

第5条 民生委員推薦会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否が同数であるときは、議長がこれを決する。

第6条 民生委員推薦会に幹事及び書記を置き、市町村長がこれを命じ、又は委嘱する。

2 幹事は、委員長の命を受けて庶務を整理し、書記は、委員長及び幹事の指揮を受けて庶務に従事する。

第7条 前各条で定めるものの外、民生委員推薦会の委員の定数その他民生委員推薦会に関し必要な事項は、市町村長がこれを定める。

第8条から第10条まで 削除

第11条 民生委員協議会の会長の任期は、1年とする。

2 会長に事故があるときは、民生委員協議会を組織する民生委員があらかじめ互選により定める者が、その職務を代理する。

第12条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）において、民生委員法第29条の規定により、指定都市が処理する事務については、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の27に定めるところによる。

2 地方自治法第252条の22第1項の中核市（以下「中核市」という。）において、民生委員法第29条の規定により、中核市が処理する事務については、地方自治法施行令第174条の49の3に定めるところによる。

第13条から第16条まで 削除

附則 抄

第17条 この政令は、公布の日から、これを施行し、民生委員法施行の日（昭和23年7月29日）から、これを適用する。

附則（昭和28年8月1日政令第145号）
この政令は、公布の日から施行する。但し、第1条の改正規定は、昭和28年10月1日から施行する。

附則（昭和31年8月21日政令第265号）

1 この政令は、地方自治法の一部を改正する法律（昭和31年法律第147号）及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律（昭和31年法律第148号）の施行の日（昭和31年9月1日）から施行する。

2 この政令による改正後のそれぞれの政令及び勅令の規定による都道府県又は都道府県知事その他の都道府県の機関が処理し、又は管理し、及び執行している事務の地方自治法第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は指定都市の市長その他の機関への引継に関し必要な経過措置は、それぞれ地方自治法施行令の一部を改正する政令（昭和31年政令第253号）附則第3項から第10項までに定めるところによる。

附則（昭和35年4月18日政令第103号） 抄
この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和60年7月12日政令第225号） 抄

1 この政令は、公布の日から施行する。ただし、第1条の規定（児童福祉法施行令第18条の2の改正規定を除く。）、第2条、第3条、第8条及び第9条の規定並びに第10条の規定（地方自治法施行令第174条の26第1項及び第3項の改正規定、同項の次に1項を加える改正規定並びに第174条の27第2項、第174条の31第2項及び第174条の42第2号の改正規定に限る。）は、地方公共団体の事務に係る国の関与等の整理、合理化等に関する法律附則第1条第5号に定める日（昭和61年1月12日）から施行する。

附則（平成6年12月21日政令第398号）
この政令は、地方自治法の一部を改正する法律中第2編第12章の改正規定並びに地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第一章の規定及び附則第2項の規定の施行の日（平成7年4月1日）から施行する。

附則（平成11年12月8日政令第393号） 抄
（施行期日）

第1条 この政令は、平成12年4月1日から施行する。

附則（平成12年6月7日政令第334号）
この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成18年9月26日政令第319号） 抄
（施行期日）

第1条 この政令は、平成18年10月1日から施行する。

3 児童憲章

（昭和26年5月5日児童憲章制定会議において制定）
われらは、日本国憲法に精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境のなかで育てられる。

- 1 すべての児童は、心身ともに健やかに生まれ、育てられ、その生活を保障される
- 2 すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもって育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。
- 3 すべての児童は、適当な栄養と住居と被服が与えられ、また、疾病と災害からまもられる。
- 4 すべての児童は、個性と能力に応じて教育され、社会の一員としての責任を自主的に果たすように、みちびかれる。
- 5 すべての児童は、自然を愛し、科学と芸術を尊ぶように、みちびかれ、また、道徳的心情がつつかわれる。
- 6 すべての児童は、就学のみちを確保され、また、十分に整った教育の施設を用意される。
- 7 すべての児童は、職業指導を受ける機会が与えられる。
- 8 すべての児童は、その労働において、心身の発育が阻害されず、教育を受ける機会が失われず、また、児童としての生活がさまたげられないように、十分に保護される。
- 9 すべての児童は、よい遊び場と文化財を用意され、わるい環境からまもられる。
- 10 すべての児童は、虐待・酷使・放任その他不当な取扱からまもられる。
あやまちをおかした児童は、適切に保護指導される。
- 11 すべての児童は、身体が不自由な場合、または精神の機能が不十分な場合に、適切な治療と教育と保護が与えられる。
- 12 すべての児童は、愛とまことによって結ばれ、よい国民として人類の平和と文化に貢献するように、みちびかれる。

4 児童福祉法(抄)

昭和22年12月12日法律第164号

最近改正 令和4年6月15日法律第66号

第1章 総則

第1条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

第2条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達程度に応じて、その意見が尊重され、

その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

2 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。

3 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

第3条 前2条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない。

第3条の2から3 省略

第2節 定義

第4条 この法律で、児童とは、満18歳に満たない者をいい、児童を左のように分ける。

1 乳児 満1歳に満たない者

2 幼児 満1歳から、小学校就学の始期に達するまでの者

3 少年 小学校就学の始期から、満18歳に達するまでの者

2 この法律で、障害児とは、身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害児を含む。）又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童をいう。

第5条から第15条 省略

第6節 児童委員

第16条 市町村の区域に児童委員を置く。

2 民生委員法（昭和23年法律第198号）による民生委員は、児童委員に充てられたものとする。

3 厚生労働大臣は、児童委員のうちから、主任児童委員を指名する。

4 前項の規定による厚生労働大臣の指名は、民生委員法第5条の規定による推薦によって行う。

第17条 児童委員は、次に掲げる職務を行う。

1 児童及び妊産婦につき、その生活及び取り巻く環境の状況を適切に把握しておくこと。

2 児童及び妊産婦につき、その保護、保健その他の福祉に関し、サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助及び指導を行うこと。

3 児童及び妊産婦に係る社会福祉を目的とする事業を経営する者又は児童の健やかな育成に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。

4 児童福祉司又は福祉事務所の社会福祉主事の行う職務に協力すること。

5 児童の健やかな育成に関する気運の醸成に努めること。

- 6 前各号に掲げるもののほか、必要に応じて、児童及び妊産婦の福祉の増進を図るための活動を行うこと。
- 2 主任児童委員は、前項各号に掲げる児童委員の職務について、児童の福祉に関する機関と児童委員（主任児童委員である者を除く。以下この項において同じ。）との連絡調整を行うとともに、児童委員の活動に対する援助及び協力を行う。
- 3 前項の規定は、主任児童委員が第1項各号に掲げる児童委員の職務を行うことを妨げるものではない。
- 4 児童委員は、その職務に関し、都道府県知事の指揮監督を受ける。
- 第18条 市町村長は、前条第1項又は第2項に規定する事項に関し、児童委員に必要な状況の通報及び資料の提供を求め、並びに必要な指示をすることができる。
- 2 児童委員は、その担当区域内における児童又は妊産婦に関し、必要な事項につき、その担当区域を管轄する児童相談所長又は市町村長にその状況を通知し、併せて意見を述べなければならない。
- 3 児童委員が、児童相談所長に前項の通知をするときは、緊急の必要があると認める場合を除き、市町村長を経由するものとする。
- 4 児童相談所長は、その管轄区域内の児童委員に必要な調査を委嘱することができる。
- 第18条の2 都道府県知事は、児童委員の研修を実施しなければならない。
- 第18条の3 この法律で定めるもののほか、児童委員に関し必要な事項は、命令でこれを定める。
- 第18条の4 以下 省略

5 児童委員の活動要領

平成13年11月30日雇児第763号

厚生労働局雇用均等・児童家庭局長通知

最近改正 平成16年11月8日

第1 児童委員の任務と心構え

1 児童委員の任務

(1) 地域における活動の推進

児童、妊産婦、母子家庭等の福祉の増進に関する地域の自主的な活動の中心として、住民、団体と協力してその推進を図り、児童福祉施設、地域において児童の健全育成を行う者等と連携し、これを支援するとともに、児童の健やかな育成に関する気運の醸成に努める。

(2) 関係機関との連携、協力

児童、妊産婦、母子家庭等の福祉の増進に関し、都道府県、市区町村、児童相談所、福祉事務所、保健所等の関係機関と連携し、そ

の業務に積極的に協力する。なお、児童委員はそれぞれ区域を担当するものとされているところであるが、その担当区域をまたがる事案については、当該区域を担当する児童委員と連携・協力する。

2 児童委員の心構え

(1) 使命の重要性の認識と知識、技術の向上

地域における児童、妊産婦、母子家庭等の福祉の増進を図るという任務にかんがみ、その使命の重要性について認識を深めるとともに任務の遂行に必要な福祉に関する制度、サービスについての知識、相談等についての技術を高める。

(2) 住民、関係機関との円滑な関係

地域住民団体、関係機関等との良好な関係を維持することにより、円滑かつ効果的な活動を行うことができる基盤をつくる。

(3) 誠意と奉仕の精神

問題を客観的、総合的に把握し、適切な判断に基づく支援が進められるよう、市区町村、児童相談所、福祉事務所、保健所等の関係機関と連携しつつ、誠意と奉仕の精神をもって適切に対処する。

(4) 住民の立場に立った活動

支援を必要とする児童、妊産婦、母子家庭等の人権を尊重し、児童及び保護者の立場に立ち、その立場を理解し、お互いの信頼関係を基礎に支援することを原則とする。

また、職務上知り得た秘密が十分保護されるよう留意しながら、社会福祉及びその他の多様な社会資源の提供に努める。

第2 児童委員の活動

1 実情の把握と記録

(1) 地域の実情の一般的把握

児童委員は市区町村、児童相談所、福祉事務所、保健所等と連携する等の方法により、地域住民の生活実態等を適切に把握しておく。併せて、児童委員制度を周知することにより、地域の実情が適切に把握できるように努める。

(2) 具体的問題の把握

担当地域において保護を必要とする児童、妊産婦、母子家庭等の発見に努め、その抱える問題を的確に把握する。また市区町村長、児童相談所長、地域の関係機関等から調査を依頼された場合においては、的確に実情を把握し、依頼者に対して報告する。

(3) 記録とその活用

把握した問題、状況等について、その後の児童委員活動に活用するため、別添の児童票を参考に正確に記録を行うよう努める。

なお、個人の秘密の保持には十分留意する。

2 相談・支援

担当区域内の児童、妊産婦、母子家庭等について相談に応じ、それぞれの抱える問題に応じて利用し得る制度、施設、サービス等について助言し、問題の解決に努める。

特に、専門的な判断、治療、処遇を必要とする問題については、速やかに適切な関係機関の援助を受けられるよう連絡・調整を行う。

(1) 手当等の受給、貸付金の借受に関する事実確認と支援

児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、福祉手当、母子福祉資金貸付金等の制度の周知に努めるとともに、これらの手当等の受給、借受に当たって必要とされる事実確認を依頼されたときは、これに協力するとともに、これらの手当等の適切な受給等につき、関係の職員や相談員と協力して支援を行う。

(2) 保護を必要とする児童等に対する助言、支援

担当地域の保護を必要とする児童及びその保護者、妊産婦、母子家庭等に対して、それぞれの抱える問題に応じて利用し得る施設やサービス等について助言するとともに、必要に応じて関係機関の援助が受けられるよう、支援を行う。特に児童に関する専門的な相談・指導が必要と考えられる場合については、児童相談所との連絡・調整を行う。

(3) 委託による指導

都道府県知事又は児童相談所長の措置により、児童やその保護者の指導が委ねられたときは当該関係機関から指導上の資料を得て、それを参考に指導する。

(4) 施設に入所中の児童の家族等及び施設から退所した児童等に対する支援

児童福祉施設に入所中の児童の家族等及び施設から退所する児童及びその家族等について施設長、児童相談所長から連絡があったときは、その児童及び家庭の状況に留意し、学校等の関係機関と連絡を密にして、その保護、支援に努める。

(5) 里親の開拓への協力

里親制度の周知を図り、里親となることを希望する者を適宜児童相談所等に連絡するなど、里親の開拓に協力する。

(6) 妊産婦、乳幼児の保護者に対する助言

- ① 妊婦に対し、妊娠の届け出や母子健康手帳の活用について助言するとともに、妊娠中及び産後の定期的な保健指導を受けるように勧奨する。
- ② 市区町村及び保健所における健康診査、健康相談、訪問指導等の活用について助言する。

3 児童の健全育成のための地域活動

地域において児童の健全育成を行う者等と連携し、次のような活動を行い、児童の健全育成のための地域活動に対する地域住民の参加を促進し、児童の健全やかな育成に関する気運の醸成に努める。

(1) 児童の健全育成のための地域活動の促進

- ① 児童館、母親クラブ、放課後児童クラブ、子育てサークル、子ども会等、児童の健全育成に関する活動に対し援助・協力する。

また、地域におけるボランティア活動への児童の参加を促進・支援する。

- ② 児童虐待防止ネットワークや少年サポートチームの活動に対し、進んで参加するとともに、地域における健全育成関係の協議会等へ積極的に参加する。

- ③ 地域における子育て支援活動を推進するため、市町村等の行う子育て支援における総合的なコーディネート業務や、保育所等を拠点とした地域における子育てネットワークづくりの促進の為に必要な援助・協力を行う。

(2) 母子保健組織の育成等

地域母子保健組織、愛育班等の活動の推進に努めるとともに、それらの行う保健活動に対し援助・協力する。

(3) 児童福祉文化財の健全化と地域環境の浄化

- ① 児童福祉文化財の健全化を図るため、都道府県及び市町村児童福祉審議会の推せん、勧告の機能が活発に発揮されるよう地域の具体的資料を収集し、関係機関に提供する。
- ② 俗悪な広告や成年向け雑誌の自動販売機について必要がある場合には、関係機関の助言を得つつ、その経営者等に対し撤去等を要請する等地域の環境の改善、浄化に努める。

(4) 施設の設置及び児童の居場所の確保の推進等

児童の居場所の確保のため、児童館、放課後児童クラブ等の設置等について住民及び関係機関と協議を行い、地域の実情に応じ、その設置等を促進する。

(5) 事故等の防止

交通事故をはじめ、家庭内外の事故や犯罪から児童を守るため、家庭及び地域の環境が危険な状態のまま放置されることのないよう地域住民等の注意を喚起し、危険な環境の排除又は改善に努める。

また、児童の自殺の問題についても、児童相談所、福祉事務所、学校等の関係機関密接な連携をとり自殺の未然防止に努める。

(6) 児童の非行防止

喫煙、飲酒、家出、性的非行、暴走運転、脅迫、窃盗、暴行、放火等児童の非行や犯罪の早期発見と未然防止を図るため、そのおそれのある児童の把握とその補導、更正に努める。また、学校、PTA、補導団体、警察、町内会、自治会等との密接な連携のもとに、児童を取り巻く家庭及び地域環境の改善、整備に努める。

4 児童虐待への取組

近時、児童虐待による死亡事件が後を絶たず、また、児童相談所等に対する虐待の相談件数も増加の一途をたどっていることから、児童虐待防止対策についての積極的な活動を行う。

(1) 発生予防

子育て中の保護者等の身近な相談者、聞き役、支え役として、子育てに関する相談に応じるとともに、地域の子育て支援活動への参加・協力を行いながら子育て中の保護者等に対し当該活動への参加を勧奨し、関係機関と連携を図りながら保護者等を支援すること等により、児童虐待の発生を予防する。

(2) 早期発見・早期対応

児童の福祉に職務上関係のあることを認識し、地域住民、関係機関等と密接に連携して児童虐待の早期発見に努め、これを発見した場合においては、児童福祉法第25条及び児童虐待の防止等に関する法律第6条に基づき速やかに通告を行い、児童相談所、福祉事務所等の関係機関との連携により早期対応を図る。なお、児童福祉法第29条及び児童虐待の防止等に関する法律第9条に基づく立入調査の実施に当たって関係機関から協力依頼を受けた場合は、積極的に情報提供を行う等これに協力すること。

(3) 再発防止

市区町村、児童相談所、福祉事務所、保健所等の関係機関と連携し、一時保護所、児童養護施設等の退所後等についても、定期的な相談や地域で見守りを行うなどにより児童虐待の再発防止やフォローアップを行う。

(4) 児童虐待防止ネットワークへの参画

住民に最も身近な市区町村において、子ども・家庭に関わる多くの機関が参加する虐待防止ネットワークに積極的に参画する。

5 意見具申

(1) 市町村長等から意見を求められた場合の意見具申

法令、通達の定めるところにより児童等に係る措置、それに要する費用負担等について、都道府県知事、市町村長等から意見を求めら

れたときは、事実に基づき児童等の福祉増進の観点から適切な意見を述べこれに協力する。

(2) 自発的な意見具申

児童等に関する施策及びその実施について児童等の福祉の増進の観点からその改善が必要と思料する場合は、児童委員協議会又は主任児童委員を通じて関係機関に対し、建設的な意見を提出する。

6 連絡通報

保護者のいない児童、虐待を受けていると思われる児童、母子生活支援施設等による保護を必要とする母子家庭等、保護の必要な児童、妊産婦、母子家庭等を発見又は発見した者から通告の依頼を受けたときは、その問題の所在、背景等を速やかに市区町村、児童相談所、福祉事務所、保健所等適切な機関に連絡通報する。

児童、妊産婦、母子家庭等に関し、必要な事項の状況を児童相談所長に通知するときは、原則として市区町村長を経由するものであるが、児童虐待のおそれがあるなど直ちに児童相談所の対応が必要と認められる緊急の場合には、児童相談所長に直接通知し、その後速やかに市区町村長に報告する。

第3 主任児童委員の活動

主任児童委員は民生委員・児童委員のなかから指名され、児童福祉に関する事項を専門的に担当するものとされており、原則として区域を直接担当しない取扱いとされているが、地域で発生する個別事案についても、当該区域を担当する児童委員と適宜連携を図り、積極的に対応することが求められている。主任児童委員として、児童委員の活動のほか、以下に掲げる事項について活動することが求められている。

1 関係機関と児童委員との連携

市区町村、児童相談所、福祉事務所、保健所、学校、教育委員会等の関係機関との連絡を密接にし、児童及び児童を取り巻く家庭環境・社会環境について児童委員と連携して詳細な情報収集を行う。

また、地域における児童健全育成事業や母子保健活動等の推進に関しては、関係機関、特に児童館活動や母親クラブ等の関係者と密接に連携し、さらに健やかに子どもを生み育てる環境づくりに関しては、地域ぐるみで子育てを行うための啓発活動を企画し、活動の実施に当たっては、その中心的役割を果たし、関係機関及び児童委員と連携して積極的に活動する。

2 児童委員への援助・協力

市区町村、児童相談所、福祉事務所、保健所等の関係機関からの個別事案にかかる調査・支援等の依頼については、原則として児童委員に対して

行われるものであるが、この活動に対し、積極的に援助・協力するものであること。

また、個別事案を扱う場合においては、当該区域を担当する児童委員と調整・相談のうえ、協力して、これを行うものであるが、緊急を要する等事案の内容によっては、当該区域を担当する児童委員と連絡・調整を図りながら、主任児童委員が主体的に当該事案を扱うことも必要であること。

3 民生委員としての活動

主任児童委員は、生活保護法、身体障害者福祉法、老人福祉法などの行政事務への協力に関しては、制度の周知徹底等を行うにとどめ、主任児童委員としての活動を実施することに伴い、これら法律に基づく個別世帯に対する援助・協力等が必要となることを発見した場合には、速やかに当該世帯が生活する区域を担当する民生委員に連絡し、必要な援助・協力等を要請し、自らは個別世帯に対する援助・協力等は行わないことを原則とする。

第4 児童委員協議会

児童委員相互の連携の強化及び任務の遂行に必要な知識、技術の向上を図るため、民生委員法（昭和23年法律第198号）第20条の規定に基づき組織された民生委員協議会ごとに児童委員協議会を組織するとともに、具体的事例に則した事例研究等を行い、その資質の向上を図る等、その活動の充実強化を図る。

児童委員協議会は児童委員相互の連絡をはかり、児童福祉のための各種の協議を行うために、民生委員協議会の開催と同時に開催することが望ましい。

6 民生委員・児童委員選任要領

平成22年2月23日雇児発0223第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社援発0223第2号社会・援護局長 連名通知

平成25年7月8日一部改正

雇児発0708第12号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社援発0708第5号社会・援護局長 連名通知

第1 民生委員・児童委員の役割

民生委員・児童委員は、社会奉仕の精神を持って、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行うことで、社会福祉の増進に努めるものである。

第2 民生委員・児童委員の適格要件

民生委員・児童委員の推薦を受ける者の資格については、民生委員法（昭和23年法律第198号。以下「法」という。）第6条に規定されているところであるが、民生委員・児童委員制度にとって、適任者を得ることが最も重要であるため、法第1条、第2条、第14条、第15条及び第16条の趣旨

のほか、次の各号に掲げる要件を具備する者を選任すること。

また、男女比の極端な偏りがないよう留意するとともに、将来にわたって積極的な活動を行えるよう75歳未満の者を選任するよう努めること。

なお、年齢要件については、地域の実情を踏まえた弾力的な運用が可能なものであるので留意すること。

また、現任の者を再任する場合は、民生委員・児童委員としての、これまでの活動実績も十分勘案すること。

- (1) 社会奉仕の精神に富み、人格識見ともに高く、生活経験が豊富で、常識があり、社会福祉の活動に理解と熱意がある者
- (2) その地域に居住しており、その地域の実情を十分承知していることに加え、地域の住民が気軽に相談に行けるような者
- (3) 生活が安定しており、健康であって、民生委員・児童委員活動に必要な時間を割くことができる者
- (4) 個人の人格を尊重し、人種、信条、性別、社会的門地によって、差別的な取扱いをすることなく職務を行うことができ、個人の生活上、精神上、肉体上の秘密を固く守ることができる者
- (5) 児童及び妊産婦の保護、保健その他福祉の仕事に関心をもち、児童の心理を理解し、児童に接触して指導することができ、また、児童から親しみをもたれる者

第3 選任に関する留意事項

- 1 地区住民に対して、民生委員・児童委員制度について周知を徹底し、制度に対する理解と認識を深めることにより、適格者の確保に努めること。
- 2 地域の社会福祉事業の実情、従来の民生委員・児童委員の構成、活動状況等を検討した上で選任基準等を作成し、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）及び民生委員推薦委員長に事前に示すこと。
- 3 民生委員推薦会が都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長（以下「都道府県知事等」という。）に推薦する候補者を選任するに当たっては、直接の関係者による推薦のみならず、自治会、福祉活動を行うボランティア団体、福祉活動を行うNPO法人、保健医療団体等多方面から幅広く推薦を得るなど、人材の確保に努めること。

第4 民生委員推薦会

民生委員・児童委員の委嘱手続に当たっては、法第5条に規定されているが、適任者を得るには、推薦の第一段階である民生委員推薦会（以

下「推薦会」という)によるところが大きい
ため、推薦会委員については法第8条及び民生委員法施行令(昭和23年8月10日政令第226号。以下「施行令」という。)第1条、第2条のほか、推薦会の運営については施行令第3条、第4条、第5条、第6条、第7条のほか、それぞれ次の事項も参考として、推薦会委員の委嘱及び運営を慎重に行うよう管内市町村長に周知すること。

1 推薦会委員の委嘱

- (1) 市町村長は、政治的その他の利害関係で推薦会委員を委嘱してはならないこと。
- (2) 新たに推薦会委員を委嘱する際は、民生委員・児童委員制度、推薦会の任務及び運営方法等について講習会を行う等の方策を講ずること。
- (3) 推薦会委員の男女比は、極端に偏ることのないよう留意すること。
- (4) 推薦会委員は、各分野から幅広く委嘱すること。
- (5) 推薦会委員を各分野から委嘱することは、
広く各方面より民生委員・児童委員としての適格者を発見し、推薦することを期待する趣旨であり、それぞれの利益代表を求め
る趣旨ではないこと。
- (6) 推薦会委員を民生委員に推薦することは、
多くの弊害が予想されるので避けること。
ただし、現在、民生委員である者が推薦会委員に委嘱された場合には、その者が民生委員・児童委員に推薦されることは、差し支えないこと。
- (7) 推薦会委員が、その職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用した場合には解嘱されること。

2 推薦会の運営

- (1) 推薦会の会議は、自主的に運営されるときともに、都道府県知事等が示した選任基準等をもとに具体的な推薦基準を定め、適格性を調査するに足る資料に基づいて行い、政治的利害その他の利害関係により推薦することがないよう十分留意すること。
- (2) 定数を超える候補者を推薦する場合には、推薦順位を付すること。また、定数どおり適任者が得られないからといって、政治的その他の理由で便宜的に不適任者を推薦しないこと。
- (3) 推薦会の会議は、必ず非公開とし、推薦会委員並びに幹事及び書記は、議事に関しては秘密を厳守すること。

- (4) 幹事及び書記は、市町村の職員を充てることが適当であること。
- (5) 推薦会の会議の状況は、記録して保存すること。

3 推薦会準備会の設置

市町村の区域が広域であり、推薦会で候補者の適否を十分知ることが困難なため、地域の実情に応じた適当な区域ごとに候補者の下調べを行う推薦準備会(以下「準備会」という。)を設置する場合は、委員構成を推薦会に準ずる構成としたり、準備会委員に対する必要な知識の周知を徹底すること等により、準備会の適正な運営に配慮すること。

第5 地方社会福祉審議会民生委員審査専門分科会

民生委員・児童委員の委嘱手続きについては、法第5条に規定されているところであるが、都道府県知事等が民生委員・児童委員の適否に関する意見を聴取するように努めることとしている地方社会福祉審議会民生委員審査専門分科会(以下「審査専門分科会」という。)の果たす役割は重要であることから、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第11条及び社会福祉法施行令(昭和33年政令第185号)第2条のほか、次の事項も考慮し、審査専門分科会委員の委嘱及び運営を慎重に行うこと。

- 1 審査専門分科会委員は、地方社会福祉審議会の委員(議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから任命)のうちから委員長が指名することとされているが、審査専門分科会委員の構成については、専門的な知見等が反映されることにより公正中立な審査が確保できるよう留意すること。
- 2 審査専門分科会委員の男女比は、極端に偏ることのないよう留意すること。
- 3 審査専門分科会の審査方針を明確にし、でき得れば事前に市長村長及び推薦会の委員長に明示すること。

第6 委嘱手続きに関する留意事項

- 1 一斉改選に伴う推薦に当たっては、その重要性に鑑み、審査専門分科会の意見を聴取した上で行うことが望ましいこと。
- 2 都道府県知事等は、民生委員・児童委員を推薦するときは、民生委員・児童委員推薦名簿(様式第1号)を地方厚生(支)局長に提出すること。
- 3 委嘱辞令の伝達は都道府県知事等において、できるだけ速やかに行い、民生委員・児童委員としての自覚を促し、その活動意欲を昂扬するよう配慮すること。
- 4 民生委員・児童委員が委嘱されたときは、地区住民に、その者の氏名、住所、担当区域、担当事項等を周知させる方途を講ずること。

- 5 委嘱された後は、「民生委員・児童委員の研修について」（平成 14 年 5 月 22 日雇児発第 0522001 号社援発第 0522001 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知）を踏まえ、地域の実情に応じて適切に研修を行うこと等により、民生委員・児童委員として、職務に必要な知識及び技術を習得することで資質の確保・向上に努めるとともに、活動意欲の醸成を図ること。

第 7 解嘱手続に関する留意事項

- 1 法第 11 条第 1 項各号に規定する解嘱事由は、次のとおりであること。
 - (1) 「職務の遂行に支障があり」とは、主として長期出張、その他居所の変更等により、事実上職務を行うことができない場合をいい、「これに堪えない場合」とは、主として怪我や疾病等のため、事実上職務を行うことができない場合をいうこと。
 - (2) 「職務を怠り」とは、法第 14 条、児童福祉法第 17 条に規定する職務を怠ったことをいい、「職務上の義務に違反した場合」とは、法第 15 条および第 16 条の義務に違反したことをいう。
 - (3) 「民生委員たるにふさわしくない非行」とは、刑法に規定する罪を犯した場合等をいう。
なお、法第 11 条及び第 12 条は、任期中に本人の意思に関わらず解嘱する場合の規定であり、上記 (1) ～ (3) に該当する場合であっても、本人からの辞職の願い出があった場合は、この規定に関わらず解嘱できること。
- 2 市長村長又は推薦会は、民生委員・児童委員が法第 11 条第 1 項各号の 1 又は第 16 条の規定に該当すると認めた場合には、その理由を付して、その解嘱を都道府県知事等に内申することができること。
- 3 都道府県知事等は民生委員・児童委員の解嘱を具申しようとする場合は、市長村長が内申した場合を除き、審査専門分科会委員の意見を聞く前に、市長村長にその事情を調査させ、かつ、その意見を聞くことが望ましいこと。
- 4 法第 12 条第 1 項の規定により、審査専門分科会が民生委員・児童委員に対して通告する場合には、本人が 2 週間以内に意見を述べないときは、解嘱の異議がないものと認めて、処理する旨を通告させること。
- 5 法第 12 条第 2 項の規定による民生委員・児童委員の意見は、書面又は口頭で行うことができること。
- 6 審査専門分科会は、解嘱に同意するかどうかを審査したときは、その結果を都道府県知事等に通知すること。

- 7 民生委員・児童委員の解嘱の具申を行う場合は、審査専門分科会の同意を要し、同意がない場合は解嘱の具申はできない。この手続は委嘱時に意見を聞くこととは異なるから慎重に行うこと。
- 8 都道府県知事等は、民生委員・児童委員の解嘱を具申するとき及び民生委員・児童委員が死亡したときは、民生委員・児童委員解嘱具申書（死亡届）（様式第 2 号）を地方厚生（支）局に提出すること。

7 主任児童委員選任要領

平成 22 年 2 月 23 日雇児発 0223 第 3 号・社援発 0223 第 6 号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知

1 定数

主任児童委員の定数は、平成 13 年 6 月 29 日雇児発第 433 号社援発第 1145 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知「民生委員・児童委員の定数基準について」の 2 の「主任児童委員配置基準表」により算出された数とすること。

なお、地域の学校数や児童数等にも配慮した配置とする等、地域の実情を踏まえた弾力的な運用を行うことも差し支えない。

2 推薦の基準

主任児童委員に指名されるべき者は、昭和 37 年 8 月 23 日厚生省発社第 285 号厚生事務次官通知「民生委員・児童委員の選任について」の「第 1 推せんに関する事項」の「1 民生委員・児童委員の資格要件」及び平成 22 年 2 月 23 日雇児発 0223 第 1 号社援発 0223 第 2 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知「民生委員・児童委員の選任について」の別紙「民生委員・児童委員選任要領」の「第 2 民生委員・児童委員の適格要件」に該当し、かつ以下に掲げる基準に照らして主任児童委員にふさわしい者であること。

- (1) 児童福祉に関する理解と熱意を有し、また次に例示する者など専門的な知識・経験を有し、地域における児童健全育成活動の中心となり、積極的な活動が期待できる者を選出すること。
 - ① 児童福祉施設等の施設長若しくは児童指導員若しくは保育士等として勤務した者又は里親として児童養育の経験がある者
 - ② 学校等の教員の経験を有する者
 - ③ 保健師、助産師、看護師、保育士等の資格を有する者
 - ④ 子供会活動、少年スポーツ活動、少年補導活動、PTA 活動等の活動実績を有する者
- (2) 女性の積極的な登用に努め、民生委員協議会における主任児童委員の定数の半数は女性となるよう努めること。

- (3) 原則として、55歳未満の者を選出するよう努めること。

なお、年齢要件については、地域の実情を踏まえた弾力的な運用が可能なものであるので留意すること。

3 推薦及び指名手続

(1) 推薦手続

主任児童委員を推薦するに当たって、民生委員・児童委員としてふさわしい者を民生委員推薦会で推薦することとなっているが、さらに市町村等で独自に「推薦準備会」等を設け推薦会に協力、援助等を行っている場合には、その推薦準備会等のメンバーに常日頃から児童福祉問題に関心を持ち、児童の健全育成活動に関する心構えや必要な知識について十分周知徹底されている者を複数含める等の配慮を行うこと。

また、主任児童委員の指名は、民生委員法（昭和23年法律第198号）第5条の規定による推薦に基づいて行い、同法第6条第2項により都道府県知事（指定都市および中核市の市長を含む。以下同じ）及び民生委員推薦会が主任児童委員として民生委員の推薦を行う場合には、平成22年2月23日雇児発0223第1号社援発0223第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知「民生委員・児童委員の選任について」の別紙「民生委員・児童委員選任要領」の様式第1号の「民生委員・児童委員推薦名簿」の備考欄に主任児童委員と記入するなどの方法により当該民生委員が主任児童委員として指名されるべき者である旨を明示しなければならないものとする。

(2) 指名手続

都道府県知事が、昭和37年8月23日厚生省発社第285号厚生事務次官通知「民生委員・児童委員の選任について」の「第2 委嘱に関する事項」の「3 委嘱方法」により委嘱に係る辞令の伝達を行う際には、併せて主任児童委員の指名に係る辞令を交付すること。

(3) その他

主任児童委員に欠員が生じたことから区域担当の民生委員・児童委員を主任児童委員に指名する場合には、民生委員・児童委員の解嘱をすることなく、主任児童委員の指名もしくは指名の解除をすれば足りるものとする。この場合、都道府県知事は様式第1号を地方厚生（支）局に提出すること。なお、指名の解除は、様式第2号の交付をもって行うことになるが、辞令の伝達は、平成13年11月30日厚生労働省雇児第414号厚生労働事務次官通知「主任児童委員の選任について」の「2 推薦及び指名手続」により、都道府県知事において行うこと。

8 民生委員・児童委員の定数基準について

平成25年7月8日雇児発0708第9号・社援発0708第7号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知

民生委員法第4条の規定に基づき条例で定める民生委員・児童委員（主任児童委員は除く。）の定数は次の1の基準を参酌して定めること。この際、都道府県知事は各市区町村長の意見を聴いて市区町村ごとに定めるものとする。なお、主任児童委員の定数については、2を踏まえて適切に算出するものとする。

定数の設定に当たっては、市区町村ごとの管内人口や面積、地理的条件、世帯構成の類型等を総合的に勘案し、住民に対するサービスが適切に行われるよう地域の実情を踏まえた弾力的な定数の設定について留意すること。

（民生委員法第4条第1項の規定により都道府県等が条例を定めるに当たって参酌すべき基準）

1 「区域又は事項を担当する民生委員・児童委員配置基準表」

区分	配置基準
1 東京都区部及び指定都市	220 から 440 までの間のいずれかの数の世帯ごとに民生委員・児童委員1人
2 中核市及び人口10万人以上の市	170 から 360 までの間のいずれかの数の世帯ごとに民生委員・児童委員1人
3 人口10万人未満の市	120 から 280 までの間のいずれかの数の世帯ごとに民生委員・児童委員1人
4 町村	70 から 200 までの間のいずれかの数の世帯ごとに民生委員・児童委員1人

（注）1 本表により市区町村の人口は、地方自治法第254条に規定する人口とする。

2 市区町村の廃置分合又は境界変更、若しくは所属未定地等の編入があった場合の本表により市区町村の人口は、地方自治法施行令第176号及び第177条に規定する人口とする。

（主任児童委員の活動内容を勘案して示す基準）

2 「主任児童委員配置基準表」

民生委員法第20条の規定に基づき組織された民生委員協議会の規模に応じて次表により算出された数とすること。但し、民生委員協議会の規模に主任児童委員の定数は含めないものとする。

- (1) 住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと。
- (2) 援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように生活に関する相談に応じ、助言その他援助を行うこと。
- (3) 援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他を行うこと。
- (4) 社会福祉を目的とする事業を経営する者又は社会福祉に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。
- (5) 地域福祉を推進する中核となり、ボランティア等との連絡調整を図ること。
- (6) 福祉保健センターその他関係行政機関の業務に協力すること。
- (7) 上記のほか、必要に応じて、住民の福祉の増進を図るための活動を行うこと。

第3章 資格要件

(適任者)

第3条 本市の議会の議員の選挙権を有する者のうち、次の各号に掲げる民生委員としての適任者の要件を具備する者を選出すること。

- (1) 福祉の仕事に理解と熱意があり、民生委員活動に必要な時間を割くことができる者
- (2) 人格識見ともに高く、円満な常識を持ち、健康である者
- (3) その地域に居住し、住民の信頼があり、その地域の実情を十分把握しているだけでなく、地域の住民の誰もが気軽に相談に行けるような者

(留意事項)

第4条 次の各号に該当する者は、推薦にあたって留意すること。

- (1) 本来の業務が多忙なため、又は病弱その他のため、民生委員としての職務を行うことが困難な者
- (2) 民生委員としてふさわしくない非行のあった者
- (3) 民生委員としての立場や活動を政党又は政治的目的のために利用した者、又は利用するおそれのある者

第4章 推薦についての留意事項

(福祉への理解等)

第5条 最近における高齢者、障害者及び児童福祉問題の重要性を考慮して、これらの問題についても、十分な理解と熱意をもって積極的な活動が期待できる者を推薦すること。

(年齢要件)

第6条 民生委員の年齢は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 現在民生委員でない者を新たに推薦する場合は、68歳までの者。ただし、候補者の選出が困難な場合に限り、74歳までの者としてすることができる。

(2) 現任の民生委員を再び推薦する場合は、74歳までの者

(3) 元民生委員を再び推薦する場合は、前号に準ずる者

2 前項の年齢は、委嘱日の属する年度の4月1日を基準日とする。

(居住要件)

第7条 本市に住民基本台帳法による届出をしている者で、原則として民生委員として担当する地域に居住している者を推薦すること。ただし、特別な事情がある場合に限り、民生委員として担当する地域以外に居住している者を推薦することができる。

(一斉改選、欠員補充・増員)

第8条 民生委員は、任期満了時に一斉改選を実施するが、任期満了前に欠員が生じた場合又は増員を行う場合（以下「欠員補充時等」という。）は、7月1日及び12月1日を基準日として、欠員の補充及び増員を実施する。ただし、緊急に補充が必要と認められる場合は、この限りではない。

(個人情報)

第9条 民生委員の職務を遂行する際の個人情報の取扱いについて十分配慮し、適正な管理ができる者を推薦すること。

(現任民生委員の推薦)

第10条 現任の民生委員を推薦する場合は、次の各号に掲げる状況について把握し、今後も積極的な活動が行える者を推薦すること。

- (1) 諸報告書の提出状況
- (2) 関係行政機関への協力状況
- (3) 各種行事の参加状況
- (4) 地区民生委員児童委員協議会への出席状況
- (5) 研修会への出席状況

第5章 推薦機構

第1節 地区推薦準備会

(設置)

第11条 地区推薦準備会は民生委員としてふさわしい候補者を民主的かつ公正な方法により選出し、区長を通じ横浜市民生委員推薦会（以下「市推薦会」という。）に推薦するために、各民生委員担当地区にこれを設置する。ただし、1つの自治会町内会区域に2つ以上の民生委員担当地区がある場合は、地区推薦準備会は1つとする。また、民生委員担当地区に2つ以上の自治会町内会がある場合は、関係自治会町内会の協議により、1つの地区推薦準備会を構成する。

(構成等)

第12条 地区推薦準備会は、推薦人5人以上10人以内をもって組織する。推薦人はその地区の自治会町内会長が地域の実情に通じ、地域住民の福祉等に関係ある者を選出する。なお、自治会町内会及び地区民生委員児童委員協議会からは、その組織の代表をそ

れぞれ一人は選出することとし、その選出にあたっては、その地区の自治会町内会長がそれぞれの組織と協議することとする。また、積極的に女性の登用に努めるものとする。

2 地区推薦準備会は、当該民生委員候補者が厚生労働大臣の委嘱を受けることにより解散とする。

(運営)

第13条 地区推薦準備会の招集は、自治会町内会の代表が行い、会議の座長は、推薦人の互選により定めるものとする。

2 地区推薦準備会は、自治会町内会の代表及び地区民生委員児童委員協議会の代表が必ず出席し、かつ推薦人の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 座長は、候補者の審議に先立ち、「推薦人の方々にお願い」（福祉第10372号 平成18年2月16日福祉局地域福祉課長通知）を読み上げて趣旨の徹底を図り、推薦人は民主的かつ公正な審議に努めなければならない。

4 地区推薦準備会は会議の開催に先立ち、審議資料として民生委員・児童委員候補者履歴書（様式第1号）を、被推薦人の同意を得た上で作成するものとする。

5 会議は非公開とし、出席者は議事に関して秘密を厳守するものとする。

6 推薦人は、会議が一部の組織の代表者等によって、その意思決定に影響を与えられることがないよう、民主的かつ公正な運営に努めるものとする。

7 候補者の人選に当たっては、地域の実情に応じ、地域活動や福祉ボランティア活動の情報等を活用して幅広く候補者の把握に努め、第3章及び第4章に掲げる資格要件等について、個別に照らし合わせた上で選出するよう努めるものとする。

8 議事が、推薦人本人又は親族等に及ぶ場合は、当該推薦人は退席するものとする。

9 候補者の推薦理由等会議の状況は、地区推薦準備会会議録（様式第2号）に詳細に記録するものとする。

10 推薦人は、その職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用してはならない。

(地区推薦準備会の特例)

第14条 集合住宅等で自治会町内会が組織されていない地域においては、近隣自治会町内会とも調整の上、当該地区民生委員児童委員協議会会長と当該集合住宅の管理組合等による協議会を地区推薦準備会とみなし、地区推薦準備会を開催することができる。

第2節 横浜市民生委員推薦会

(設置)

第15条 市推薦会は、民生委員法第5条第2項の規定により、市にこれを設置する。

(構成)

第16条 市推薦会は、委員14人以内をもってこれを組織する。委員は、市域の実情に通じる者で、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。なお、積極的に女性委員の登用に努めるものとする。

(1) 市民生委員児童委員協議会の代表

(2) 社会福祉事業の実施に関係のある者の代表

(3) 市の区域を単位とする社会福祉関係団体の代表

(4) 教育に関係のある者の代表

(5) 学識経験のある者

2 委員の任期は、一斉改選年の9月1日から次期一斉改選年の8月31日までとする。ただし、前項の(1)から(5)に掲げる資格要件に該当しなくなった場合は、委員の資格を失うものとする。3 補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

4 市推薦会に、正副委員長を置き、いずれも委員の互選とする。

5 市推薦会に幹事及び書記を置く。幹事及び書記は健康福祉局職員をもって充てる。

(運営)

第17条 市推薦会の運営は、横浜市民生委員推薦会規則に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

2 委員は民主的かつ公正な審議に努めるものとする。

3 会議の出席者は、議事に関して秘密を厳守するものとする。

4 委員は、会議が一部の組織の代表者等によって、その意思決定に影響を与えられることがないよう、民主的かつ公正な運営に努めるものとする。

5 市推薦会は、区長を通じ地区推薦準備会から提出された民生委員・児童委員候補者名簿（様式第3号）により審議する。

6 民生委員候補者の審議に当たっては、当該区の担当職員が出席の上必要な説明を行うことができる。

7 民生委員法第13条に基づく事項（児童福祉を除く）を担当する民生委員は、必要最小限度にとどめるものとする。

8 会議の状況は、詳細に記録するものとする。

9 民生委員・児童委員候補者履歴書、地区推薦準備会会議録、民生委員・児童委員候補者名簿等の関係書類は、3年間保存しておくものとする。

10 委員長は、推薦会の会議を招集する時間的余裕がない場合は、持ち回り審議により議事を行うことができる。なお、この場合において、民生委員法施行令第4条及び第5条を準用し「出席」を「書面回答」と読み替えるものとする。また、委員長は、次の推薦会においてその結果を報告するものとする。

第3節 横浜市民生委員推薦会民生委員審査専門分科会

(運営等)

第18条 民生委員候補者の審査は、横浜市社会福祉審議会に設置されている民生委員審査専門分科会（以下「市審査会」という。）が行うこととし、その運営については、横浜市社会福祉審議会運営要綱による。

第4節 解嘱等

(市推薦会委員等の解嘱)

第19条 市推薦会委員及び市審査会委員が、その職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用した場合は、解嘱する。

(兼職の禁止)

第20条 市推薦会、市審査会の委員は、それぞれの委員を兼ねることができない。

第6章 推薦手続

(地区推薦準備会)

第21条 地区推薦準備会は、当該民生委員担当地区内において民生委員候補者を選出し、民生委員・児童委員候補者履歴書及び地区推薦準備会会議録を作成し、区長を通じ市推薦会に内申する。

2 事項（児童福祉を除く）を担当する民生委員は区長が選定し、市推薦会に候補者を内申する。

(市推薦会)

第22条 市推薦会は、区長を通じ地区推薦準備会から内申された候補者について審議の上、民生委員候補者を選定し、市長に推薦する。

(市審査会)

第23条 市審査会は、市長から諮問された民生委員候補者について審査し、適任者を市長に答申する。

(推薦)

第24条 市長は、市審査会からの答申に基づき、民生委員候補者を決定し、厚生労働大臣に推薦する。

(主任児童委員から民生委員への変更)

第25条 民生委員に欠員が生じ、現任の主任児童委員を当該民生委員にあてる場合は、本要綱に定められた民生委員の推薦手続による。

(附則省略)

14 横浜市主任児童委員推薦要綱

制 定 平成5年6月11日

最近改正 平成31年3月8日健地支第1166号

(健康福祉局長決裁)

第1章 目的

(目的)

第1条 この要綱は、民生委員法第5条の規定により、市長が行う民生委員・児童委員（以下「民生委員」という。）の推薦のうち、主任児童委員の推薦に関し、必要な事項を定めるものである。

第2章 主任児童委員の職務

(職務)

第2条 主任児童委員は、民生委員法第13条に基づく事項を担当する者とし、児童福祉に関する事項を担当すること。

2 主任児童委員は児童福祉関係機関と連絡を密接にし、当該地域を担当する児童委員と連携して、次の各号の職務を行う。

(1) 児童及び児童を取り巻く家庭環境・社会環境について詳細な情報収集を行うこと。

(2) 地域ぐるみで子育てを行うための啓発活動を企画し実施すること。

(3) 地域における児童健全育成活動や母子保健活動等を推進すること。

(4) 児童の権利擁護等について関係行政機関等へ連絡・通報や意見具申を行うこと。

(5) 当該地域を担当する児童委員が児童及び妊産婦等に対して行う調査・支援等の活動に対し、必要な援助・協力を行うこと。

3 個別ケースに対応する必要がある場合は、当該地域を担当する児童委員と調整・相談の上、協力して活動を行うことを原則とする。なお、緊急を要する等個別ケースの内容によっては、当該地域を担当する児童委員と連絡・調整を図りながら、必要に応じて主体的に活動を行うこと。

第3章 資格要件

(適任者)

第3条 本市の議会の議員の選挙権を有する者のうち、次の各号に掲げる主任児童委員としての適任者の要件を具備する者を選出すること。

(1) 福祉の仕事に理解と熱意があり、主任児童委員活動に必要な時間を割くことができる者

(2) 人格識見ともに高く、円満な常識を持ち、健康である者

(3) その地域に居住し、住民の信頼があり、その地域の実情を十分把握しているだけではなく、地域の住民の誰もが気軽に相談に行けるような者

(留意事項)

第4条 次の各号に該当する者は、推薦にあたって留意すること。

(1) 本来の業務が多忙なため、又は病弱その他のため、主任児童委員としての職務を行うことが困難な者

(2) 主任児童委員としてふさわしくない非行のあった者

(3) 主任児童委員としての立場や活動を政党又は政治的目的のために利用した者、又は利用するおそれのある者

第4章 推薦についての留意事項

(児童福祉への理解等)

第5条 最近における児童福祉問題の重要性を考慮して、十分な理解と熱意をもって積極的な活動が期待でき、また、次に例示する者など専門的な知識・経

験を有し、地域における児童健全育成活動の中心となることが期待できる者を推薦すること。

- (1) 児童福祉施設等の施設長、児童指導員、保育士等として勤務した者、又は里親としての児童養育の経験がある者
- (2) 学校等の教員の経験を有する者
- (3) 保健師、助産師、看護師、保育士等の資格を有する者
- (4) 子供会活動、地域スポーツ活動、更生保護活動、子育て支援活動等の活動実績を有する者
(年齢要件)

第6条 主任児童委員の年齢は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 現在主任児童委員でない者を新たに推薦する場合は、54歳までの者。ただし、候補者の選出が困難な場合に限り、58歳までの者とすることができる。
- (2) 現任の主任児童委員を再び推薦する場合は、60歳までの者。ただし、候補者の選出が困難な場合に限り、64歳までの者とすることができる。
- (3) 元主任児童委員を再び推薦する場合は、前号に準ずる者

2 前項の年齢は、委嘱日の属する年度の4月1日を基準日とする。

(居住要件)

第7条 本市に住民基本台帳法による届出をしている者で、原則として主任児童委員として担当する地域に居住している者を推薦すること。ただし、特別な事情がある場合に限り、主任児童委員として担当する地域以外に居住している者を推薦することができる。

(一斉改選、欠員補充・増員)

第8条 主任児童委員は、任期満了時に一斉改選を実施するが、任期満了前に欠員が生じた場合又は増員を行う場合（以下「欠員補充時等」という。）は、7月1日及び12月1日を基準日として、欠員の補充及び増員を実施する。ただし、緊急に補充が必要と認められる場合は、この限りではない。

(個人情報)

第9条 主任児童委員の職務を遂行する際の個人情報の取り扱いについて十分配慮し、適正な管理ができる者を推薦すること。

(現任主任児童委員の推薦)

第10条 現任の主任児童委員を推薦する場合は、次の各号に掲げる状況について把握し、今後も積極的な活動が行える者を推薦すること。

- (1) 諸報告書の提出状況
- (2) 関係行政機関への協力状況
- (3) 各種行事の参加状況
- (4) 地区民生委員児童委員協議会への出席状況
- (5) 研修会への出席状況

第5章 推薦機構

第1節 連合地区推薦準備会

(設置)

第11条 連合地区推薦準備会は、主任児童委員としてふさわしい候補者を民主的かつ公正な方法により選出し、区長を通じ横浜市民生委員推薦会（以下「市推薦会」という。）に推薦するために、各地区民生委員児童委員協議会（以下「地区民児協」という。）の区域ごとにこれを設置する。ただし、1つの地区連合町内会区域に2つ以上の地区民児協がある場合は、連合地区推薦準備会は1つとする。また、地区民児協の区域に2つ以上の地区連合町内会がある場合は、関係連合町内会長の協議により、1つの連合地区推薦準備会を構成する。

(構成)

第12条 連合地区推薦準備会は、推薦人5人以上10人以内をもって組織する。推薦人はその地区の連合町内会長が地域の実情に通じ、児童の福祉等に関係ある者を選出する。なお、地区連合町内会及び地区民生委員児童委員協議会からは、その組織の代表をそれぞれ一人は選出しなければならない、その選出にあたっては、その地区の連合町内会長がそれぞれの組織と協議することとする。また、積極的に女性の登用に努めるものとする。

2 連合地区推薦準備会は、当該主任児童委員候補者が厚生労働大臣の委嘱を受けることにより解散とする。

(運営)

第13条 連合地区推薦準備会の招集は、地区連合町内会の代表が行い、会議の座長は、推薦人の互選により定めるものとする。

2 連合地区推薦準備会は、地区連合町内会の代表及び地区民生委員児童委員協議会の代表が必ず出席し、かつ推薦人の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 座長は、候補者の審議に先立ち、別紙「推薦の方々へお願い」（福地第10372号 平成18年2月16日福祉局地域福祉課長通知）を読み上げて趣旨の徹底を図り、推薦人は民主的かつ公正な審議に努めるものとする。

4 連合地区推薦準備会は会議の開催に先立ち、審議資料として主任児童委員候補者履歴書（様式第1号）を、被推薦人の同意を得た上で作成するものとする。

5 会議は非公開とし、出席者は議事に関して秘密を厳守するものとする。

6 推薦人は、会議が一部の組織の代表者等によって、その意思決定に影響を与えられることがないよう、民主的かつ公正な運営に努めるものとする。

7 候補者の人選に当たっては、地域の実情に応じ、地域活動や福祉ボランティア活動の情報等を活用し

て幅広く候補者の把握に努め、第3章及び第4章に掲げる資格要件等について、個別に照らし合わせた上で選出するよう努めるものとする。

8 議事が、推薦人本人又は親族等に及ぶ場合は、当該推薦人は退席するものとする。

9 候補者の推薦理由等会議の状況は、連合地区推薦準備会会議録（様式第2号）に詳細に記録するものとする。

10 推薦人は、その職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用してはならない。

第2節 横浜市民生委員推薦会 （設置及び構成）

第14条 横浜市民生委員推薦会（以下「市推薦会」という。）の設置及び構成については、横浜市民生委員・児童委員推薦要綱第15条及び第16条を適用する。

（運営）

第15条 市推薦会の運営は、横浜市民生委員推薦会規則に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

2 委員は民主的かつ公正な審議に努めるものとする。

3 会議の出席者は、議事に関して秘密を厳守するものとする。

4 委員は、会議が一部の組織の代表者等によって、その意思決定に影響を与えられることがないよう、民主的かつ公正な運営に努めるものとする。

5 市推薦会は、区長を通じ地区推薦準備会から提出された主任児童委員候補者名簿（様式第3号）により審議する。

6 主任児童委員候補者の審議に当たっては、当該区の担当職員が出席の上必要な説明を行うことができる。

7 会議の状況は、詳細に記録するものとする。

8 主任児童委員候補者履歴書、連合地区推薦準備会会議録、主任児童委員候補者名簿等の関係書類は、3年間保存するものとする。

9 委員長は、推薦会の会議を招集する時間的余裕がない場合は、持ち回り審議により議事を行うことができる。なお、この場合において、民生委員法施行令第四条及び第五条を準用し「出席」を「書面回答」と読み替えるものとする。また、委員長は、次の推薦会においてその結果を報告するものとする。

第3節 横浜市社会福祉審議会民生委員審査専門分科会 （運営等）

第16条 主任児童委員候補者の審査は、横浜市社会福祉審議会に設置されている民生委員審査専門分科会（以下「市審査会」という。）が行うこととし、その運

営については、横浜市社会福祉審議会運営要綱による。

第4節 解嘱等

（市推薦会委員等の解嘱）

第17条 市推薦会委員及び市審査会委員が、その職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用した場合は、解嘱する。

（兼職の禁止）

第18条 市推薦会、市審査会の委員は、それぞれの委員を兼ねることができない。

第6章 推薦手続

（連合地区推薦準備会）

第19条 連合地区推薦準備会は、当該地区民生委員児童委員協議会区域内において主任児童委員候補者を選出し、主任児童委員候補者履歴書及び連合地区推薦準備会会議録を作成し、区長を通じ市推薦会に内申する。

（市推薦会）

第20条 市推薦会は、区長を通じ連合地区推薦準備会から内申された候補者について審議の上、主任児童委員候補者を選定し、市長に推薦する。

（市審査会）

第21条 市審査会は、市長から諮問された主任児童委員候補者について審査し、適任者を市長に答申する。

（推薦）

第22条 市長は、市審査会からの答申に基づき、主任児童委員候補者を決定し、厚生労働大臣に推薦する。

（民生委員から主任児童委員への変更）

第23条 主任児童委員に欠員が生じ、現任の民生委員を主任児童委員にあてる場合は、本要綱に定められた主任児童委員の推薦手続きによる。

（附則省略）

15 横浜市民生委員児童委員協議会会則

第1章 総則

（名称）

第1条 本会は横浜市民生委員児童委員協議会と称し、本市全民生委員・児童委員（以下民生・児童委員）を会員とする。

（事務所の所在地）

第2条 本会は事務所を横浜市社会福祉協議会内に置く。

第2章 目的及び事業

（目的）

第3条 本会は民生・児童委員精神の昂揚に努め、会員相互の研究修養並びに連絡協調を促進し、民生・児童委員活動の健全なる発展に寄与することを目的とする。

（事業）

第4条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 区民生委員児童委員協議会の連絡調整に関する
こと
- (2) 民生・児童委員の資質の向上に関すること
- (3) 民生・児童委員の互助共励に関すること
- (4) 関係諸機関及び団体との連絡協調に関すること
- (5) 民生・児童委員活動及び社会福祉事業の普及啓
発に関すること
- (6) 民生・児童委員活動における表彰並びに選奨に
関すること
- (7) その他本会の目的達成に必要なこと

第3章 役員 (役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理 事 若干名
- (2) 監 事 2 名

2 理事のうち1名を会長、2名を副会長とする。
(役員の選任)

第6条 会長、副会長は理事会において、互選する。

2 理事は区民生委員児童委員協議会の会長及び市主
任児童委員連絡会代表1名をもって充てる。

3 監事は地区民生委員児童委員協議会会長の職にあ
る者のうちから行政区順に推せんし、
評議員会において、選任する。

4 監事は理事及び評議員を兼ねることができない。
(役員の職務)

第7条 会長は本会を代表し会務を総理する。

2 副会長は会長を補佐し会長事故あるときは、これ
を代理する。

3 理事は理事会を組織し会務を掌理する。

4 監事は本会の会計を監査する。

(役員の任期)

第8条 本会役員の任期は一斉改選年の12月1日か
ら次期一斉改選年の11月30日までの3年間とす
る。ただし、監事の任期は12月1日から翌年11月
30日までの1年間とする。なお、再任を妨げない。

2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任
期間とする。

3 役員任期満了の場合でも後任者決定までの期間
は、
その職務を行うものとする。

(相談役・参与)

第9条 本会に相談役及び参与を置く。

2 相談役は健康福祉局長、健康福祉局地域福祉保健
部長、横浜市社会福祉協議会常務理事、及び事務局
長、参与は健康福祉局地域福祉保健部地域支援課長
及びこども青少年局こども福祉保健部こども家庭課
長のそれぞれの職にある者を委嘱する。

3 相談役は理事会に出席して助言又は意見を開陳
し、
参与は本会の事業に参画する。

第4章 理事会 (理事会)

第10条 会議は理事をもって構成する理事会とし、
会長が招集しその議長となる。

2 理事会は理事の過半数が出席しなければ開くこ
とができない。

3 理事会の議事は議長を除く出席理事の過半数をも
ってこれを決し、可否同数のときは、議長がこれを
決する。

(権限)

第11条 理事会は次の事項を審議する。

- (1) 予算並びに事業計画に関すること
- (2) 決算の認定並びに事業報告に関すること
- (3) 会則の制定並びに改廃に関すること
- (4) 役員の選任並びに解嘱に関すること

(5) その他本会事業運営上の重要事項として会長が
附議したこと

(会長専決処分)

第12条 理事会の決議を経なければならない事項
で緊急実施を要し、理事会を招集する暇がないと
認めたときは、会長がこれを専決し、事後におい
てその報告を行うものとする。

第5章 評議員の設置 (評議員会の設置)

第13条 本会に評議員会を置く。

(1) 評議員会は、評議員若干名をもって構成する。

(2) 評議員会には、議長・副議長各1名を置く。

(評議員会の権限)

第14条 評議員会は、次の事項を議決する。

- (1) 予算並びに事業計画に関すること
- (2) 会則の制定及び変更に関すること
- (3) 監事の選任に関すること
- (4) その他会長が附議したこと

(評議員の選任)

第15条 評議員は、区民生委員児童委員協議会の副
会長とする。

2 議長及び副議長は、評議員のうちから行政区順に
選任する。

(評議員会)

第16条 評議員会は、会長が招集し、評議員会議長
が、議長となる。

2 評議員会は評議員の過半数が出席しなければ開く
ことができない。

3 評議員会の議事は議長を除く出席評議員の過半数
をもってこれを決し、可否同数のときは、議長がこ
れを決する。

第6章 部会・委員会 (任務)

第17条 本会の目的を達成するために必要な調査、研究
及び実践活動を行うため、横浜主任児童委員連絡
会、並びに必要なに応じ部会及び委員会を設ける。

(主任児童委員連絡会)

第18条 横浜市主任児童委員連絡会は、主任児童委員相互の連携と活動の強化を推進する。

2 この連絡会は、各区の主任児童委員代表で構成する。

3 この連絡会の構成員は、区民生委員児童委員協議会会長から推せんされた者を、横浜市民生委員児童委員協議会会長が委嘱する。

(運営)

第19条 部会、委員会ごとに運営内規を設けることができる。

第7章 会計

(経費)

第20条 本会の経費は、会費、補助金、寄附金及びその他の収入をもって充てる。

(会費)

第21条 会員は毎年度別に定めるところにより会費を納めなければならない。

(会計年度)

第22条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

(経理処理及び旅費)

第23条 会計及び旅費に関する規則は別に定める。

第8章 事務局

(事務局)

第24条 本会の事務を処理するため事務局を設け、横浜市社会福祉協議会地域活動部に置く。

(事務局員)

第25条 事務局に事務局長・総務部長・主事を置き、事務局長は主管部長、総務部長は主管課長、主事は主管課職員とする。

第9章 区民生委員児童委員協議会

(設置)

第26条 行政区を単位として区民生委員児童委員協議会を設置する。

(任務)

第27条 区民生委員児童委員協議会の任務は次のとおりとする。

(1) 地区民生委員児童委員協議会の連絡調整に関すること

(2) 民生・児童委員の資質の向上に関すること

(3) 当該行政区を管轄する関係行政機関との連絡協調に関すること

(4) その他民生・児童委員活動に関すること

(組織)

第28条 区民生委員児童委員協議会は当該区の全民生・児童委員をもって組織する。

(役員)

第29条 区民生委員児童委員協議会に次の役員を置く。

(1) 会 長 1 名

(2) 副 会 長 2 名

(3) 委 員 若干名

(4) 区 監 事 2 名

(役員の選任)

第30条 正・副会長は委員会において委員のうちから互選する。

2 委員は区の地区正・副会長、区主任児童委員連絡会代表をもって充てる。

3 区監事は会員の中から選任する。

(役員の職務)

第31条 会長は区民生委員児童委員協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代理する。

3 委員は委員会を組織し会務を掌理する。

4 区監事は区民生委員児童委員協議会の会計を監査する。

(役員の任期)

第32条 区民生委員児童委員協議会役員の任期は12月1日より翌年11月30日までの1年間とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により就任した役員の任期は前任者の残任期間とする。

3 役員任期満了の場合でも後任者決定までの期間は、その職務を行うものとする。

(会議)

第33条 会議は委員をもって構成する委員会と当該区の全民生・児童委員をもって構成する全員協議会とし、いずれも会長が招集し、その議長となる。

2 委員会及び全員協議会は、それぞれ委員及び全民生・児童委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会及び全員協議会の議事は、議長を除く出席者の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

4 委員会及び全員協議会に關係行政機関の職員の参加を必要に応じて求めることができる。

(委員会の権限)

第34条 委員会は次の事項を審議する。

(1) 予算並びに事業計画に関すること

(2) 決算の認定及び事業報告に関すること

(3) 役員の選任並びに解職に関すること

(4) その他区民生委員児童委員協議会事業運営上の重要事項として、会長が附議したこと

(経費)

第35条 区民生委員児童委員協議会の経費は、補助金・寄附金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第36条 区民生委員児童委員協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日終わる。

(事務局)

第37条 区民生委員児童委員協議会の事務を処理するため事務局を設け、当該区の福祉保健センターに置く。

(事務局員)

第38条 事務局に事務局長・総務部長・総務課長を置き、事務局長は当該区主管部長の職にある者を、総務部長は民生委員主管課長の職にある者を、総務課長は同主管係長の職にある者をそれぞれ委嘱する。

また、必要に応じて、事務局内に生活支援担当部長及び同課長を置くことができる。

(事務局の事務)

第39条 事務局は民生委員児童委員協議会の会務を処理する。

(委任)

第40条 本会則に規定するもののほか、区民生委員児童委員協議会の運営について、必要な事項は会長が委員会に諮り定める。

第10章 地区民生委員児童委員協議会 (設置及び役員)

第41条 地区を単位として地区民生委員児童委員協議会を設置する。

2 地区民生委員児童委員協議会は、当該地区の担当民生・児童委員全員及び主任児童委員全員をもって組織する。

3 地区民生委員児童委員協議会に正副会長各1名を置き、その任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

4 正副会長は、いずれも所属民生・児童委員の互選によって定める。

5 会長は、地区民生委員児童委員協議会を代表し、会議の議長となり、副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはこれを代理する。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、昭和51年4月1日から施行する。

(廃止規定)

2 昭和27年3月27日制定の横浜市民生委員連盟会則及び昭和46年10月1日制定横浜市民生委員制度運営要綱は、この会則の施行の日の前日をもってこれを廃止する。

3 昭和51年8月20日制定の内規は、この会則の施行日の前日をもってこれを廃止する。

(第1回会議の招集権者)

4 横浜市民生委員協議会連合会理事会の第1回会議は民生局長が招集し、区民生委員協議会委員の第1回会議は当該区の福祉事務所長が招集する。

この会則は、平成29年4月1日から施行する。

16 横浜市民生委員児童委員協議会互助事業 運営要綱

1 趣 旨

横浜市民生委員児童委員協議会会則第4条第3項の規定に基づき、会員の互助を目的とする。

2 事業の実施主体

この事業の主体は、横浜市民生委員児童委員協議会（以下「市民児協」という。）とする。

3 運営資金

この事業の運営資金は、市民児協の予算を充てる。

4 会員の資格の取得および喪失

この事業の会員は、市民児協会費規程に基づき、当年度の会費を納入した会員及び当年の4月2日以降に会員となった者とし、民生委員・児童委員委嘱の日から資格を取得し、解職又は死亡の場合はその翌日から資格を喪失する。

5 特別会員

民生委員・児童委員在職30年以上の者及び区民児協会長の職にあった者が退任した場合は、これを特別会員とする。

6 事業の内容

会員に対して、次の共済給付を行う。ただし、特別会員は除く。

(1) 弔 慰 金

(2) 配偶者弔慰金

(3) 傷 病 見 舞 金

(4) 災 害 見 舞 金

(5) 退 職 記 念 品

上記の給付の額及び給付事由等は、別表に定めるところによる。なお、本人死亡の場合には、弔慰金のほかに市民児協会長の弔辞を贈る。

7 公務病死による加算

会員が公務により死亡、又は傷病にかかった場合は、別表に定める特別給付を加算する。

8 特別会員の給付

特別会員が死亡した場合は、弔慰金10,000円を贈る。

9 給付の請求

第6、第7並びに第8に定める給付金の請求は、診断書その他必要な証明書等を申請書に添付して区民児協会長が、事故発生後1年以内に申請するものとする。

10 会 計

(1) この事業は特別会計を設けて処理する。

(2) この事業の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日で終わる。

附 則

(執行期日)

- 1 この要綱は、昭和51年4月1日から施行する。

(廃止規定)

- 2 昭和33年9月1日制定の横浜市民生・児童委員互助共済会規約は、この要綱の施行の前日をもってこれを廃止する。

附 則 (全民児連給付金改正)

この要綱は、令和4年12月1日から施行する。

別 表

互助事業給付金一覧表

(単位：円)

種別	市 民 協	全 社 協	備 考
死亡弔慰金	在任 10 年未満 20,000 在任 20 年未満 30,000 在任 30 年未満 40,000 在任 30 年以上 50,000	30,000	他に 市社協 3,000
配偶者弔慰金	———	10,000	
傷病見舞金	———	入院・自宅療養 2 ヶ月未満 8,000 2 ヶ月以上 10,000	入院、通院など発生後 1 ヶ月以上の療養を必要とした傷病 (自宅療養期間も含める)
災害見舞金	———	全壊・大規模半壊 ・中規模半壊 100,000 半壊 50,000	
退任記念品代	在任期間 3 年以上の退任者 で在任 1 年ごとに 1,200 円 加算する。	在任 3 年を超える退任者で 在任 9 年未満 3,000 9 年以上 5,000 15 年以上 7,000	市民児協分 (計算例) 3 年 2 ヶ月 @1,200×3 年=3,600
公務死亡	弔慰特別加算金 50,000	100,000～200,000	全社協分は審査で決定
公務傷病	傷病見舞金加算金 20,000	①基本額 ・公務傷害に対する給付 一律30,000円 ・5 日以上入院を伴った場合： 20,000円を加算 ②重度の後遺症がある場合 ・身体欠損、寝たきり等、恒久的な機能障害がある場合：100,000円を加算 ③継続的に日常生活に支障を及ぼすような障害が残った場合 ・100,000円を下回る範囲内で加算ができることとする。 ・加算額は公務審査委員会で審査、決定する。	
特別会員死亡弔慰金	10,000	———	在任 30 年以上、又は区民生委員 児童委員会長の職にあった者が 退任した場合、特別会員とする

IV 社会福祉等に関する相談窓口

	相談したい内容	相談窓口
生活に困ったとき	生活保護・生活困窮者自立支援	各区生活支援課
	生活福祉資金（総合支援資金・福祉資金 等）	各区社会福祉協議会
高齢者の福祉に関すること	在宅支援に関すること（ホームヘルパーの派遣、あんしん電話、外出支援サービス、食事サービス、住宅改造費の助成等）、介護保険の相談	地域ケアプラザ等（地域包括支援センター）、各区高齢・障害支援課
	要介護認定申請	地域包括支援センター、各区高齢・障害支援課
	介護保険の被保険者の資格、保険料	各区保険年金課
身体に障害のある方の福祉に関すること	身体障害者手帳の交付、更生医療、補装具費の支給、日常生活用具の給付、障害福祉サービスの利用、障害に関する手当等	各区高齢・障害支援課または、こども家庭支援課（日常生活相談は基幹相談支援センターも対応）
	日常生活等の相談	各区高齢・障害支援課またはこども家庭支援課、基幹相談支援センター
	重度障害者の医療費助成	各区保険年金課
知的障害のある方の福祉に関すること	日常生活等の相談	各区高齢・障害支援課または、こども家庭支援課、基幹相談支援センター
	療育手帳の交付、日常生活用具の給付、障害福祉サービスの利用、障害に関する手当	各区高齢・障害支援課または、こども家庭支援課
	重度障害者の医療費助成	各区保険年金課
精神障害のある方の福祉に関すること	精神疾患に関わる医療・日常生活等の相談	各区高齢・障害支援課または、こども家庭支援課、市こころの健康相談センター、生活支援センター（日常生活相談は基幹相談支援センターも対応）
	精神保健福祉手帳の交付、自立支援医療（精神通院医療）、障害福祉サービスの利用、障害に関する手当等	各区高齢・障害支援課
	重度障害者の医療費助成	各区保険年金課
児童家庭の福祉に関すること	18歳未満の子どもの心配なこと、気になること	児童相談所または、各区こども家庭支援課
	子育てに関する相談 療育相談・指導、育成医療の給付	各区こども家庭支援課
	児童手当、ホームヘルパーの派遣	各区こども家庭支援課
	特別児童扶養手当	各区高齢・障害支援課または、こども家庭支援課
	子どもの保育に関する相談	各区こども家庭支援課 全公立保育所

	相談したい内容	相談窓口
母子の福祉に関する こと	児童扶養手当、母子父子寡婦福祉資金	各区こども家庭支援課
	ひとり親家庭の医療費助成	各区保険年金課
母子の保健に関する こと	妊産婦・乳幼児の健康診査・相談、母子健康手帳の交付	各区こども家庭支援課
	乳幼児の医療費助成	各区保険年金課
保健・衛生に関する こと	難病、エイズ、結核予防、伝染病その他保健・衛生一般	各区福祉保健課、生活衛生課
社会福祉施設等の 利用について	老人福祉施設（養護老人ホーム）	各区高齢・障害支援課
	老人福祉施設（特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院	高齢者施設・住まいの相談センター、健康福祉局高齢施設課
	障害者支援施設	各区高齢・障害支援課または、こども家庭支援課
	保護施設（救護施設、更生施設）	各区生活支援課
	児童福祉施設（助産施設、母子生活支援施設）	各区こども家庭支援課
	児童福祉施設（乳児院、児童養護施設、知的障害児施設、自閉症児施設、知的障害児通園施設、盲児施設、ろうあ児施設、肢体不自由児施設、肢体不自由児通園施設、重症心身障害児施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設）	児童相談所
	児童福祉施設（保育所）	各区こども家庭支援課
	障害福祉サービス事業所（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）、地域活動支援センター、福祉ホーム	各区高齢・障害支援課または、こども家庭支援課
女性の保護、相談に関する こと	女性の保護、DVなど女性のかかえるさまざまな問題に関する相談	各区こども家庭支援課、横浜市DV相談支援センター
児童のあそびに関する こと	児童のあそびに係る施設、事業等	各区地域振興課、市民局地域施設課
ボランティアに関する こと	ボランティアの登録及び活動紹介、派遣依頼等	各区社会福祉協議会
寄附をしたいとき	寄附金の受け入れ及び配分	市・区社会福祉協議会、共同募金会（市、区社会福祉協議会内）
留守家族、遺族、戦傷病者に関する こと	戦傷病者戦没者遺族等援護法による年金等	都道府県の援護担当課、各区生活支援課
中国残留邦人に関する こと	一時帰国援助、永住帰国援助、定着自立援助等	都道府県の援護担当課
	中国残留邦人等支援給付に関する こと	健康福祉局援護対策担当

	相談したい内容	相談窓口
その他	市の福祉保健サービスの苦情に関すること	横浜市福祉調整委員会 (健康福祉局相談調整課)
	高齢者や障害がある方々の権利擁護に関わる相談	横浜生活あんしんセンター、各区 社協あんしんセンター、地域包括 支援センター、各区高齢・障害支援 課、基幹相談支援センター
	養護者による障害者虐待、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待、使用者による障害者虐待の通報・届出窓口	横浜市障害者虐待防止センター
	15～39歳のひきこもり等青少年に関する相談	市青少年相談センター
	40歳以上のひきこもりに関する相談	健康福祉局ひきこもり支援課

* 区によって所管課の異なる場合があります。区役所へお問い合わせください。

V 民生委員の歌

民生委員の歌 花咲く郷土

全 民 連 作詞
大 和 田 愛 羅 作曲

Moderato 明るくのびやかに



ひかりもとめてよぶこえに



あいのこばとがはばたくうれ



いーわけあうはらからに



のぼすあいのてこのしめいーにな



うーわれらはみんないーいん

民生委員の歌

花咲く郷土

作詞 全 民 連
作曲 大 和 田 愛 羅

一、光もとめて 呼ぶ声に

愛の小鳩が 羽ばたくよ

憂い分けあう はらからに

伸ばす愛の手 この使命

担うわれらは 民生委員

二、すさぶ嵐の ただ中に

いつも消えない 灯が一つ

共に情の 手をとって

すすむ再起の この門出

照らすわれらは 民生委員

三、晴れて明るい 空のもと

夢がみのるよ 微笑むよ

交わす誓いに 結ぶ手に

想え花咲く この郷土

築くわれらは 民生委員

民生委員をたたえる歌

光 と と も に

作詞 岡 本 文 治

作曲 太 田 忠



一、花も開くよ そよかぜに

朝の小鳥も ほがらかだ

明るい明るい この里の

愛をはぐくむ 民生委員

二、雨もはれたよ 町なみの

高い煙突 虹が出た

明るい明るい この町の

光とともに 民生委員

三、丸い月だよ どの窓も

みんなまどいの 灯があかい

あなたのわたしの しあわせの

かげにやさしい 民生委員

民生音頭 愛の小鳩

中内節 作詞
市川昭介 作曲



あいのこばとのしるしをむねに



ゆめをくばってきょうもゆく たーのし



ーしめーいをうたおじゃなーいーか



みんないいいのころはひーとつしゃしゃんと



てびょうーしよくーそーろーう

民生音頭

愛の小鳩

作詞 中内節
作曲 市川昭介

- 一、愛の小鳩のしるしを胸に
夢を配って 今日もゆく
たのし使命を 歌おじやないか
民生委員のころはひとつ
しゃしゃんと手拍子よく揃う
- 二、みんなよい子だ すくすくのびよ
明日の日本の のぞみの子
共にしつかり 守ろじやないか
民生委員のころはひとつ
しゃしゃんと手拍子よく揃う
- 三、雨のふる日も 風ふく夜も
生きるよろこび 呼びかけて
いつも愛の灯 照ろそじやないか
民生委員のころはひとつ
しゃしゃんと手拍子よく揃う
- 四、街に家庭に笑顔があふれ
みんなしあわせ うたうよな
そんな世の中 つくろじやないか
民生委員のころはひとつ
しゃしゃんと手拍子よく揃う